

【表紙】

【提出書類】	有価証券報告書
【根拠条文】	金融商品取引法第24条第11項
【提出先】	福岡財務支局長
【提出日】	2021年6月30日
【事業年度】	第36期（自 2020年4月1日 至 2021年3月31日）
【会社名】	株式会社力の源ホールディングス
【英訳名】	CHIKARANOMOTO HOLDINGS Co.,Ltd.
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 河原 成美
【本店の所在の場所】	福岡市中央区大名一丁目13番14号 (上記は登記上の本店所在地であり、実質的な本社業務は下記「最寄りの連絡場所」において行っております。)
【電話番号】	-
【事務連絡者氏名】	-
【最寄りの連絡場所】	東京都台東区柳橋一丁目3番6号
【電話番号】	03-6264-3899（代表）
【事務連絡者氏名】	取締役CSO 山根 智之
【縦覧に供する場所】	株式会社力の源ホールディングス 東京支社 (東京都台東区柳橋一丁目3番6号) 株式会社東京証券取引所 (東京都中央区日本橋兜町2番1号)

第一部【企業情報】

第1【企業の概況】

1【主要な経営指標等の推移】

(1) 連結経営指標等

回次	第32期	第33期	第34期	第35期	第36期
決算年月	2017年3月	2018年3月	2019年3月	2020年3月	2021年3月
売上高 (千円)	22,430,816	24,451,696	27,466,448	29,106,954	16,539,319
経常利益又は経常損失 () (千円)	539,621	872,052	922,780	623,435	1,010,743
親会社株主に帰属する当期純利益又は親会社株主に帰属する当期純損失 () (千円)	271,397	634,593	615,490	214,088	2,392,969
包括利益 (千円)	283,706	821,459	216,978	775,507	2,523,754
純資産額 (千円)	3,576,697	4,720,391	4,724,748	3,813,169	1,312,579
総資産額 (千円)	14,323,451	15,300,479	16,392,753	15,393,788	15,673,508
1株当たり純資産額 (円)	152.13	182.31	183.14	159.70	54.80
1株当たり当期純利益又は1株当たり当期純損失 () (円)	13.14	27.85	26.26	9.03	100.08
潜在株式調整後1株当たり当期純利益 (円)	12.13	26.23	25.45	-	-
自己資本比率 (%)	23.9	27.8	26.4	24.7	8.4
自己資本利益率 (%)	9.0	16.5	14.4	-	-
株価収益率 (倍)	100.4	77.6	29.9	-	-
営業活動によるキャッシュ・フロー (千円)	914,860	1,411,975	2,207,467	1,594,465	651,757
投資活動によるキャッシュ・フロー (千円)	977,349	1,583,115	1,180,978	1,510,857	1,249,441
財務活動によるキャッシュ・フロー (千円)	961,734	98,823	260,218	307,934	2,047,657
現金及び現金同等物の期末残高 (千円)	3,637,058	3,555,734	4,323,507	4,079,820	4,347,101
従業員数 (名)	590	603	623	605	537
〔ほか、平均臨時雇用人員〕	〔1,507〕	〔1,706〕	〔2,061〕	〔2,063〕	〔1,112〕

(注) 1. 売上高には、消費税等は含まれておりません。

2. 「『税効果会計に係る会計基準』の一部改正」(企業会計基準第28号 平成30年2月16日)等を第34期の期首から適用しており、第33期に係る主要な経営指標等については、当該会計基準等を遡って適用した後の指標となっております。

3. 第32期における潜在株式調整後1株当たり当期純利益については、当社は2017年3月21日に東京証券取引所マザーズに上場したため、新規上場日から第32期末までの平均株価を期中平均株価とみなして算定しております。

4. 当社は、2017年10月1日付で普通株式1株につき2株の割合で株式分割を行いました。第31期の期首に当該株式分割が行われたと仮定して、1株当たり純資産額、1株当たり当期純利益又は1株当たり当期純損失及び潜在株式調整後1株当たり当期純利益を算定しております。また、第35期及び第36期の潜在株式調整後の1株当たり当期純利益については、潜在株式は存在するものの、1株当たり当期純損失であるため記載しておりません。

5. 第35期及び第36期の自己資本利益率、株価収益率については、親会社株主に帰属する当期純損失であるため記載しておりません。

6. 従業員数は、就業人数であり、〔外書〕は、臨時従業員の年間平均雇用人員(1日8時間換算)を記載しております。なお、臨時従業員には、パートアルバイトを含み、契約社員、嘱託社員、派遣社員を含んでおりません。

(2) 提出会社の経営指標等

回次	第32期	第33期	第34期	第35期	第36期
決算年月	2017年3月	2018年3月	2019年3月	2020年3月	2021年3月
営業収益 (千円)	1,983,598	2,172,581	2,503,820	2,078,205	1,373,703
経常利益 (千円)	281,065	227,745	472,532	382,466	225,129
当期純利益又は当期純損失 () (千円)	242,499	389,168	69,919	337,054	2,415,562
資本金 (千円)	1,185,967	1,239,003	1,266,774	1,294,059	1,308,316
発行済株式総数 (株)	11,253,500	23,307,300	23,693,500	23,933,200	24,040,800
純資産額 (千円)	3,573,536	3,825,767	3,611,432	3,726,605	1,339,556
総資産額 (千円)	6,690,905	7,318,091	8,035,737	8,988,909	9,205,856
1株当たり純資産額 (円)	158.77	164.14	153.00	156.29	55.93
1株当たり配当額 (1株当たり中間配当額) (円)	6.00 (-)	9.00 (5.00)	8.00 (4.00)	4.00 (4.00)	- (-)
1株当たり当期純利益又は1株当 たり当期純損失() (円)	11.74	17.08	2.98	14.22	101.03
潜在株式調整後1株当たり当期 純利益 (円)	10.83	16.09	-	13.97	-
自己資本比率 (%)	53.4	52.3	44.9	41.5	14.6
自己資本利益率 (%)	7.7	10.5	-	9.2	-
株価収益率 (倍)	112.4	126.5	-	42.8	-
配当性向 (%)	25.6	38.1	-	28.1	-
従業員数 〔ほか、平均臨時雇用人員〕 (名)	66 〔6〕	67 〔7〕	71 〔3〕	37 〔6〕	35 〔3〕
株主総利回り (%)	-	164.8	61.1	48.0	49.3
(比較指標：配当込みTOPIX) (%)	(-)	(115.9)	(110.0)	(99.6)	(141.5)
最高株価 (円)	3,655	2,700 2,700	2,329	1,170	848
最低株価 (円)	2,158	1,858 1,054	630	510	454

(注) 1. 営業収益には、消費税等は含まれておりません。

2. 第32期の1株当たり配当額6.00円には、東京証券取引所マザーズへの株式上場を記念した記念配当1.00円を含んでおります。

3. 当社は、2017年10月1日付で普通株式1株につき2株の割合で株式分割を行いました。1株当たり配当額については、実際の配当額を記載しております。

4. 第33期の1株当たり配当額9.00円は、1株当たり中間配当額5.00円と1株当たり期末配当額4.00円の合計であります。なお、2017年10月1日付で普通株式1株につき2株の割合で株式分割を行っているため、1株当たり中間配当額につきましては、当該株式分割前の実際の配当金の額を記載しております。

5. 第33期の1株当たり配当額9.00円には、東京証券取引所市場第一部への市場変更を記念した記念配当1.00円を含んでおります。

6. 第32期における潜在株式調整後1株当たり当期純利益については、当社は2017年3月21日に東京証券取引所マザーズに上場したため、新規上場日から第32期末までの平均株価を期中平均株価とみなして算定しております。

7. 第34期及び第36期の潜在株式調整後の1株当たり当期純利益については、潜在株式は存在するものの、1株当たり当期純損失であるため、記載しておりません。

8. 第34期及び第36期の自己資本利益率、株価収益率及び配当性向については、当期純損失であるため記載しておりません。

9. 従業員数は当社から他社への出向者を除き、他社から当社への出向者を含む就業人数であり、〔外書〕は臨時従業員の年間平均雇用人員(1日8時間換算)であります。なお、臨時従業員には、パートアルバイトを含み、契約社員、派遣社員を含んでおりません。

10. 最高・最低株価は、2018年3月22日より東京証券取引所市場第一部におけるものであり、それ以前は東京証券取引所マザーズにおける株価を記載しております。なお、当社は、2017年3月21日をもって東京証券取引所マザーズに株式を上場いたしましたので、それ

以前の株価については記載しておりません。また、印は、株式分割(2017年10月1日付で1株につき2株の割合で株式分割)による権利落ち後の最高・最低株価を示しております。

11.第32期の株主総利回り及び比較指標は、2017年3月21日に東京証券取引所マザーズに上場したため、記載しておりません。

2【沿革】

当社は、1985年10月16日に福岡市中央区大名において、「女性が一人でも入りやすいラーメン専門店」をコンセプトに、創業者であり、当社代表取締役社長である河原成美が個人事業としてラーメン店「一風堂」を開店したのにはじまり、1986年10月30日に有限会社力の源カンパニーに法人改組を行いました。その後、1994年3月に横浜にオープンした「新横浜ラーメン博物館」への出店から、ご当地ラーメンブームによる知名度向上に追い風を得て順調に事業を拡大しました。1994年12月16日には、有限会社から株式会社へ改組し今日に至っております。株式会社改組後の企業集団に係る経緯は、下表のとおりであります。

年月	概要
1994年12月	有限会社から株式会社へ改組（資本金10百万円）
1995年 4月	東京都渋谷区に関東1号店となる「一風堂 恵比寿店」をオープン
1999年 6月	横浜市港北区に製造機能拡充のため、「横浜工場」を新設
1999年11月	大阪市中央区に関西初進出となる「一風堂 長堀店」オープン 福岡市博多区に製造機能拡充のため、「山王工場」を新設
2000年11月	福岡市中央区にラーメンダイニング業態の「五行」をオープン
2002年12月	名古屋市中村区にてジェイアール東海フードサービス株式会社が名古屋駅構内において運営する「名古屋・驛麵通り」をプロデュース
2003年10月	福岡市中央区薬院一丁目10番1号に本社を移転
2005年 8月	アメリカでの飲食事業の展開を図る目的でIPPUDO NY, INC.（現・連結子会社、2013年8月にIPPUDO NY, LLCに改組）を設立
2008年 3月	アメリカ ニューヨーク マンハッタン地区に海外直営1号店となる「IPPUDO NY East Village店」をオープン
2009年 3月	シンガポールでの飲食事業の展開を図る目的でIPPUDO SINGAPORE PTE. LTD.（現・連結子会社）を設立
2009年 4月	製麺事業の拡大を図る目的で、株式会社渡辺製麺（現・連結子会社）を子会社化
2009年 5月	シンガポールでの製造機能の拡充を図る目的で、YOU & ME FOOD FACTORY PTE. LTD.（2020年1月にIPPUDO SINGAPORE PTE. LTD.が吸収合併）を設立
2009年10月	大分県竹田市において農業事業の展開を図る目的で、「くしふるの大地」事業をスタート
2009年12月	シンガポールにアジア直営1号店となる「IPPUDO SINGAPORE Mandarin Gallery店」をオープン
2010年 5月	福岡市博多区に食の楽しさを伝えていく常設型体験施設「チャイルドキッチン」を新設
2010年 6月	社内独立支援制度（社内暖簾分け）スタート
2010年 7月	東京都中央区に銀座事務所を開設
2011年 5月	香港での飲食事業の展開を図る目的で、IPPUDO HONG KONG COMPANY LIMITED（現：RAMEN CONCEPTS LIMITED）をMei Mei Company Limitedと合併で設立
2012年 2月	台湾での飲食事業の展開を図る目的で、乾杯一風堂股份有限公司（現・連結子会社：台湾一風堂股份有限公司）を乾杯股份有限公司と合併で設立
2012年 4月	静岡市葵区東名高速道路内にフードコートに特化した新業態「IPPUDO RAMEN EXPRESS静岡SA店」をオープン
2012年 5月	オーストラリアでの飲食事業の展開を図る目的でIPPUDO AUSTRALIA PTY LTD（現・連結子会社）を設立
2012年12月	オーストラリア シドニーにおいて、オーストラリア直営1号店となる「IPPUDO SYDNEY Westfield店」をオープン マレーシアでの飲食事業の展開を図る目的で、IPPUDO CATERING SDN.BHD.（現：IRR SDN.BHD.）をCALIBRE WEALTH MANAGEMENT SDN BHDグループと合併で設立
2013年 7月	アメリカにおける事業を統括する中間持株会社として、IPPUDO USA HOLDINGS, INC.（現・連結子会社）を設立
2013年11月	海外事業を統括する中間持株会社として、CHIKARANOMOTO GLOBAL HOLDINGS PTE. LTD.（現・連結子会社）を設立 イギリスでの飲食事業の展開を図る目的で、IPPUDO LONDON CO. LIMITED（現・連結子会社）を設立 フランスでの飲食事業の展開を図る目的で、IPPUDO PARIS（現・連結子会社）を設立

年月	概要
2014年 1月	会社分割により、当社を持株会社化するとともに、株式会社力の源カンパニーから株式会社力の源ホールディングスへ商号変更し、当社グループは当社を親会社とし、「株式会社力の源カンパニー」「株式会社渡辺製麺」「CHIKARANOMOTO GLOBAL HOLDINGS PTE. LTD.」を主要子会社とする持株会社制へ移行 フランス パリにおいて、経済産業省によるクール・ジャパン戦略推進事業「日本のラーメンを核とした新日本食・食産業海外店舗プロジェクト」に参画
2014年 6月	フィリピンでの飲食事業の展開を図る目的でIPPUDO PHILIPPINES INC.とライセンス契約を締結
2014年 8月	乾杯一風堂股份有限公司(現・連結子会社:台湾一風堂股份有限公司)の当社所有の全株式を乾杯股份有限公司に売却し、同社とライセンス契約を締結
2014年10月	イギリス ロンドンにおいて、イギリス直営1号店となる「IPPUDO LONDON Central Saint Giles店」をオープン 飲食事業の拡大、展開ブランドの拡充を図る目的で、有限会社名島亭を子会社化(2015年10月に株式会社力の源カンパニーが吸収合併)
2014年12月	海外における事業の拡大を目的に、株式会社海外需要開拓支援機構(クールジャパン機構)を割当先として第三者割当増資を実施
2015年 3月	アメリカ ニューヨーク マンハッタン地区、City Kitchen内にアメリカにおけるフードコートに特化したラーメン業態として、「KURO-OBI」の1号店となる「Kuro-Obi Ramen Dojo in ROW NYC店」をオープン
2015年 4月	シンガポール チャンギ国際空港内に、アジアにおけるフードコートに特化したラーメン業態として、「RAMEN EXPRESS」の1号店となる「IPPUDO EXPRESS Changi Airport店」オープン
2015年 5月	アメリカでの飲食事業の展開を図る目的で、I&P RUNWAY, LLC.(現・連結子会社)をPanda Restaurant Group, Inc.グループと合併で設立
2016年 2月	フランス パリ 第6区に、フランス直営1店舗目となる「IPPUDO Paris Saint-Germain店」をオープン
2016年 3月	中国進出した国内ラーメン店向けの食材の販売を目的に、中国の食品加工大手、龍大食品集团有限公司と技術ライセンス契約を締結
2016年 6月	博多うどんの老舗店を運営する株式会社因幡うどんを子会社化(現・連結子会社) ミャンマーでの飲食事業の展開を図る目的で、SINGAPORE MYANMAR INVESTCO LIMITEDとライセンス契約を締結 国内におけるアメリカンチャイニーズレストラン「PANDA EXPRESS」の店舗展開を図る目的で、株式会社I&P RUNWAY JAPAN(現・連結子会社)をPanda Restaurant Group, Inc.グループと合併で設立
2016年 8月	東京都渋谷区にうどん居酒屋業態として、「博多うどん酒場イチカバチカ 恵比寿店」をオープン
2016年10月	ニュージーランドでの飲食事業の展開を図る目的で、STG Food Industries 5 Pty Ltdとライセンス契約を締結
2016年11月	川崎市幸区にアメリカンチャイニーズレストランとして「PANDA EXPRESSラゾーナ川崎店」をオープン
2016年12月	オーストラリア クイーンズランド州並びに西オーストラリア州での飲食事業の展開を図る目的で、STG Food Industries 5 Pty Ltdとライセンス契約を締結
2017年 3月	東京証券取引所マザーズに株式を上場
2017年 4月	福岡市中央区大名一丁目14番45号に本社を移転 銀座事務所と築地事務所を統合し、東京支社を設置
2017年 6月	監査役会設置会社から監査等委員会設置会社に移行
2017年 7月	アメリカ サンフランシスコに西海岸 直営1号店となる「IPPUDO SF Berkeley店」をオープン
2017年 9月	IPPUDO HONG KONG COMPANY LIMITED(現:RAMEN CONCEPTS LIMITED)の当社所有の全株式をMei Mei Company Limitedに売却し、同社とライセンス契約を締結 IPPUDO CATERING SDN.BHD.(現:IRR SDN.BHD.)の当社所有の全株式をTWINTREES HOTELS SDN.BHD.に売却し、同社とライセンス契約を締結 PT. IPPUDO CATERING INDONESIA(現・連結子会社)の全株式を譲受け、同社を子会社化
2017年10月	ベトナムでの飲食事業の展開を図る目的で、Pizza 4PS Corporation とライセンス契約を締結
2018年 3月	東京証券取引所市場第一部へ市場変更
2018年10月	乾杯拉麵股份有限公司(現・連結子会社:台湾一風堂股份有限公司)の全株式を譲受け、同社を子会社化
2019年10月	国内外における人財の育成を目的に、東京において「Global Leadership Conference 2019」を開催 10月16日の創業34周年を記念して、一風堂公式アプリの配信を開始
2020年 3月	福岡市中央区大名一丁目13番14号に本社を移転
2020年12月	東京都台東区柳橋一丁目3番6号に東京支社を移転

3【事業の内容】

当社グループは、当社を持株会社とする持株会社制を導入しており、当社、連結子会社15社及び持分法適用関連会社2社で構成されております。また、国内外において、食材の生産、教育、商品開発、製造、流通、販売までを一貫して手がける事業モデルを志向し、報告セグメントは事業種類別に、博多ラーメン専門店「一風堂」及び一風堂のフードコート業態「RAMEN EXPRESS」に加えて「五行/GOGYO」、「名島亭」、「PANDA EXPRESS」、「因幡うどん」といったブランドを展開する国内店舗運営事業、海外において「IPPUDO」ブランドを中心に展開する海外店舗運営事業、そば・ラーメンの製麺及び卸販売を中心とする国内商品販売事業を主な事業として展開しております。

企業理念である「変わらないために、変わり続ける」のもと、ラーメンをはじめとする「日本食」の普及と、企業ミッションである“Japanese Wonder to the World「世界中に“笑顔”と“ありがとう”を”をグローバルに実現することを目指すとともに、より高いレベルでの顧客満足の獲得と更なる企業価値の向上にむけて尽力しております。

当社グループの事業における関係会社の位置付け及びセグメントとの関連は、次のとおりであります。以下に示す区分は、セグメントと同一の区分であります。

なお、当連結会計年度より、各ブランドの事業戦略上の位置づけの変化に伴い、報告セグメントの見直しを行っており、「因幡うどん」ブランドをその他から国内店舗運営事業に報告セグメントの区分を変更しております。

国内店舗運営事業

国内店舗運営事業におきましては、「一風堂」ブランドを中核に、「名島亭」や「PANDA EXPRESS」といった複数ブランドの直営店舗の運営事業を行っております。創業時より36年間継続してきた伝統的な「一風堂」に加え、商業施設内のフードコートを中心に展開する「RAMEN EXPRESS」、「ちょい飲みと締めラーメン」をコンセプトとする「一風堂スタンド」や「サイズも糖質も2分の1」をコンセプトとする「1/2IPPUDO(ニブンノ IPPUDO)」等の新コンセプトショップの展開も行いつつ、「一風堂」ブランドの更なる進化と価値向上に努めております。

イ. 主要なブランド及び運営会社は下表のとおりであります。

ブランド	主な事業内容	主な運営会社
一風堂 	オリジナルブレンド小麦を使用した自家製麺、独自の工法による自社生産スープ、居心地の良さと楽しさを追及した店舗デザイン、スタッフ教育等「味」「雰囲気」「サービス」のすべてに拘ったラーメン専門店ブランドであります。「白丸元味」、「赤丸新味」、「極からか麺」を看板商品に、都心路面店、都心ビルイン、ロードサイド等幅広い立地に対して、年齢・性別を問わず、単身からファミリーまで幅広い顧客層をターゲットに店舗を展開しております。	(株)力の源カンパニー (株)渡辺製麺(注)
RAMEN EXPRESS 	2011年より参入した当業態は、より手軽にスピーディーに本格的なラーメンを楽しんで頂くブランドであります。現在は、商業施設内フードコートを中心に出店を拡大しております。	
五行 	「飲んで、つまんで、締めにラーメン」という新スタイルのラーメンダイニングブランドであります。フランス料理のフランベ技法を取り入れた「焦がし」ラーメンを始め、各種創作ラーメンを提供しております。落ち着いた空間の中で、焦がしの燃え上がる炎の調理パフォーマンスが雰囲気を盛り上げます。	

ブランド		主な事業内容	主な運営会社
名島亭		久留米ラーメンと、福岡長浜の屋台ラーメンをルーツに持つ福岡の老舗ラーメン店ブランドであります。九州ならではの細麺と独特の風味の豚骨スープのラーメンを提供しております。	(株)力の源カンパニー (株)渡辺製麺(注)
PANDA EXPRESS		看板商品「オレンジチキン」で知られ、米国において約2,000店舗を展開する大手チャイニーズレストランブランド「PANDA EXPRESS」を、日本においてはフードコートを中心に展開しております。	(株)I&P RUNWAY JAPAN
因幡うどん		創業70年の老舗「博多うどん」店。福岡市内に8店舗を運営し「博多うどん」の代表格にもあげられております。厳選された食材と昔ながらの製法を守った「出汁」、博多独特のやわらかい「麺」が特徴のうどん業態となっております。	(株)因幡うどん

(注)「一風堂」、「RAMEN EXPRESS」、「五行」、「名島亭」で使用するチャーシュー等の製造・販売を行っております。

ロ．社内独立支援制度（社内暖簾分け）について

当社グループにおける国内店舗の運営形態には、直営形態と、社内独立支援制度（社内暖簾分け）による形態があります。社内独立支援制度（社内暖簾分け）とは、店舗運営技術と企業理念への理解度、事業計画等を審査項目とする社内審査を通過した従業員が、当社を退社したのちに会社を設立し代表取締役（店主）となったうえで、当社の展開するブランドの店舗の運営に関する業務を受託する制度であります。

当社グループの財務諸表への影響としましては、店舗のオペレーション業務をアウトソーシングする形態をとることから、売上高は直営店と同様となり、店主報酬を含めた人件費を中心とする販売費及び一般管理費相当額が、当社の業務委託料として計上されることとなります（店主の会社からすると売上高に相当するものとなります）。独立志向の高い人材が集まる業界において、店舗運営業務に従事する人材のキャリアプランの一つとして機能することで、人材確保に貢献しているほか、業務委託料は店舗業績に連動するため、店舗業績向上に寄与することや店舗運営への参画意識が高まることで店舗QSC(クオリティー・サービス・クレンリネス)レベルの改善効果を狙うものであります。


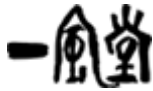


また、上述の社内独立支援制度（社内暖簾分け）以外にも、「一風堂」商標及び営業ノウハウをライセンス供与しロイヤリティを受領する法人暖簾分け制度も推進しており、飲食事業へ造詣の深い外部法人による新規出店や、社内暖簾分け制度を経た法人への店舗の譲渡による展開も併せて進めております。なお、2021年3月末現在において、この制度では22店舗運営しております。

海外店舗運営事業

海外店舗運営事業におきましては、海外子会社の統括管理を行う「CHIKARANOMOTO GLOBAL HOLDINGS PTE.LTD.」を中間持株会社とし、日本の代表食であるラーメンをはじめとする日本食を、日本の文化やおもてなしの精神とともに全世界へ普及することを目指し、「IPPUDO」ブランドを中核とした直営店舗の運営、並びに現地運営パートナー企業へのライセンス供与事業を行っております。事業展開エリアは、北米（アメリカ）、欧州（イギリス、フランス）、アジア・オセアニア（オーストラリア、シンガポール、中国・香港、台湾、マレーシア、タイ、フィリピン、インドネシア、ミャンマー、ベトナム、ニュージーランド）の世界14カ国・地域（日本を除く）に拡大し、今後も世界各国への事業展開を積極的に進めてまいります。

また、現地における麺、スープ等の製造・販売にも事業を拡大しており、食材の生産、教育、商品開発、製造、流通、販売までを一貫して手掛ける事業モデルのグローバル展開を進める一方、昨今では、国内において店舗を拡大している「RAMEN EXPRESS」の海外展開及び鶏白湯を使用したラーメンのテイクアウト業態としての「KURO-OBI」の展開にも着手しております。

主要なブランド及び運営会社は以下のとおりであります。

ブランド		主な事業内容	主な運営会社
IPPUDO	 	主力商品は日本国内同様に「白丸元味」「赤丸新味」等となっていますが、進出国の多様性に合わせダイニングスタイルの店舗設計を施しているほか、サイドメニューを充実した商品ラインナップを取り揃えております。 「味」「雰囲気」だけでなく、サービスにおいても「メイドインジャパン」を打ち出した「おもてなし教育」を徹底したうえで、各地のカルチャーに合わせたローカライズを実施し、高い集客と客単価の獲得に成功しております。	<ul style="list-style-type: none"> • IPPUDO NY, LLC • I&P RUNWAY, LLC • IPPUDO SINGAPORE PTE. LTD. • IPPUDO AUSTRALIA PTY LTD • IPPUDO LONDON CO. LIMITED • IPPUDO PARIS • PT. IPPUDO CATERING INDONESIA • 台湾一風堂股份有限公司
IPPUDO EXPRESS		アジア・オセアニアの空港などの公共施設や商業施設内フードコートを中心に展開しております。IPPUDOのサブブランドとして、より手軽にスピーディーに本格的なとんこつラーメンを楽しんで頂くためのフードコート専用ブランドであります。	<ul style="list-style-type: none"> • IPPUDO SINGAPORE PTE. LTD. • 台湾一風堂股份有限公司
KURO-OBI		アメリカの商業施設内フードコートを中心に展開しております。ニューヨークスタイルを取り込んだフードコート専用ブランドで、店内でのイートインだけでなく、テイクアウトも行える業態となっております。提供されるスープもとんこつと鶏パイタンをブレンドして使用したオリジナルブランドであります。	<ul style="list-style-type: none"> • IPPUDO NY, LLC • I&P RUNWAY, LLC
GOGYO		日本の五行同様に「飲んで、つまんで、締め」をコンセプトにしたラーメンダイニング業態であります。落ち着いた雰囲気の中、看板商品の「焦がし醤油ラーメン」「焦がし味噌ラーメン」を中心に、様々な和食一品料理も提供しております。	<ul style="list-style-type: none"> • IPPUDO AUSTRALIA PTY LTD

会社名	主な事業内容
CHIKARANOMOTO GLOBAL HOLDINGS PTE. LTD.	海外子会社の統括管理、海外ライセンス先の運営指導等
IPPUDO USA HOLDINGS, INC.	米国子会社の統括管理

国内商品販売事業

「一風堂」の味をご家庭でもお楽しみ頂くことをコンセプトに開発しております「おうちでIPPUDOシリーズ」の展開並びに、自社ECサイト「麺ズマーケット」における通信販売、業務用を中心とした「信州蕎麦」「つゆ」等の製造及び販売を行っており、一般消費者から飲食企業に至るまで幅広い客層に対して商品を提供しております。


主要な運営会社は以下のとおりであります。

会社名	主な事業内容
(株) 渡辺製麺	コンシューマー向け及び業務用向け麺(そば、ラーメン、うどん等)、つゆ、調味料等(「おうちでIPPUDOシリーズ」)の製造及び販売

その他

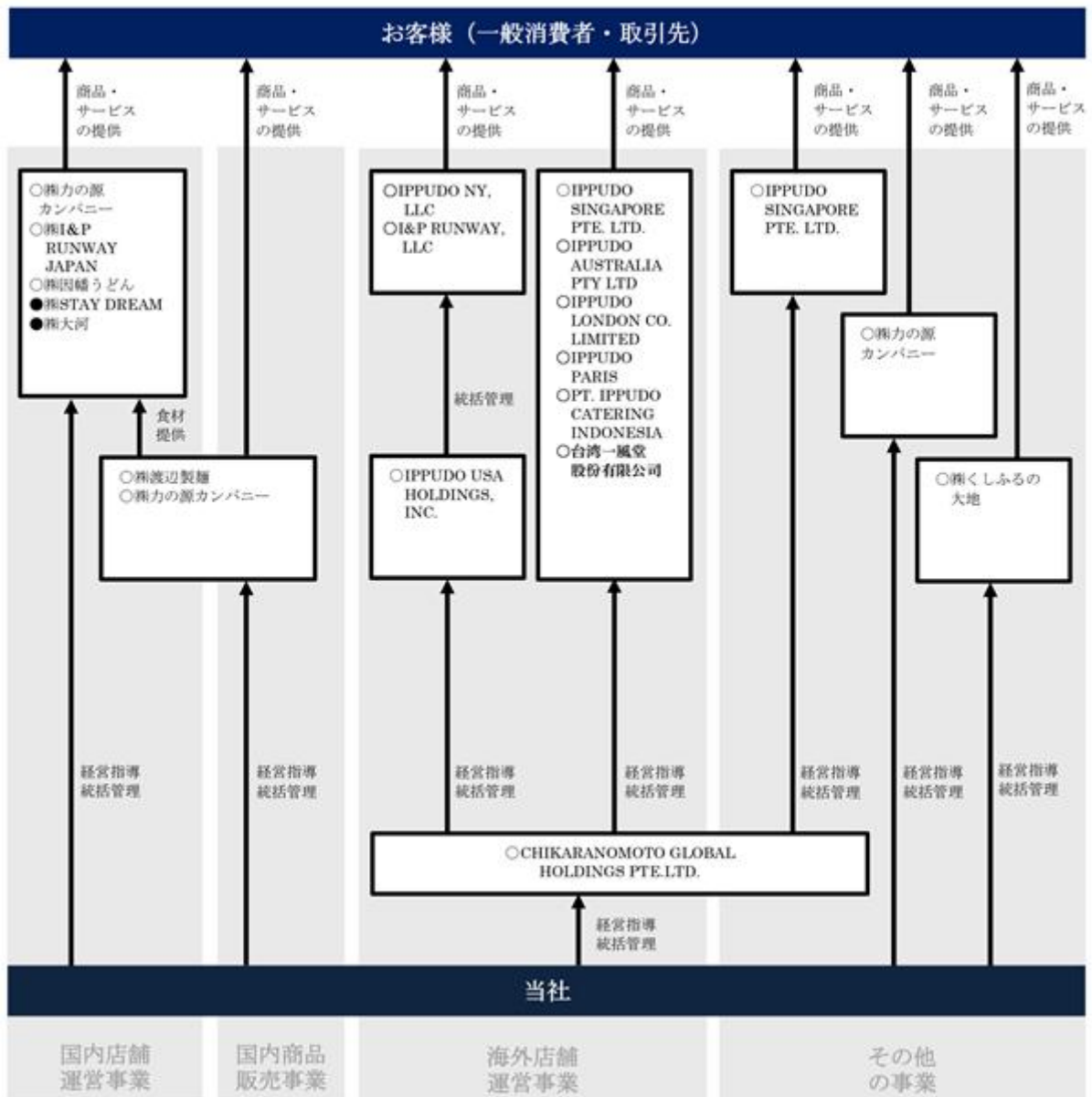
その他の事業として、これまでに培ったノウハウを生かし、業態開発、商品開発、教育を中心とした飲食店のコンサルティング事業、フランチャイズ事業、海外における「中華麺」等の製造・販売及びコンサルティング事業等を行っております。

主要なブランド及び運営会社は以下のとおりであります。

ブランド	主な事業内容	主な運営会社
イチカバチカ 	やわらかな麺とあごダシが特徴の「博多うどん」と「博多焼きとり」等を中心に、博多のローカルフードを体験できるうどん居酒屋等を「イチカバチカ」ブランドで展開しております。	(株)力の源カンパニー

会社名	主な事業内容
(株)力の源カンパニー	一風堂等の運営で培ったノウハウをもとに、大手外部顧客企業に対して、商品開発、飲食業態のプロデュース、日系外食企業の海外進出コンサルティングならびに食材の製造卸事業、店舗立ち上げサポート、飲食店運営を行っております。またフランチャイズ事業の展開を見据え、うどんを中心とした飲食店業態「イチカバチカ」ブランドを展開しております。

事業の系統図は次のとおりであります。



○印は連結子会社、 ●印は持分法適用関連会社

セグメント別及びエリア別の出店状況は次のとおりであります。

セグメント	エリア	2017年 3月末 店舗数	2018年 3月末 店舗数	2019年 3月末 店舗数	2020年 3月末 店舗数	2021年 3月末 店舗数
国内店舗運営事業	日本（注1）	130	140	149	156	148
海外店舗運営事業	アメリカ	4	9	11	14	13
	シンガポール	8	10	11	9	10
	オーストラリア（注2）	4	7	8	9	9
	イギリス	2	3	3	4	4
	フランス	2	3	3	3	3
	中国（含む香港）（注3）	22	23	32	32	30
	マレーシア（注3）	3	3	5	6	8
	台湾（注4）	9	8	11	15	14
	タイ（注3）	4	8	16	18	18
	フィリピン（注3）	5	5	9	10	10
	インドネシア（注5）	2	2	4	5	6
	ミャンマー（注3）	-	1	1	2	2
	ベトナム（注3）	-	-	1	2	2
	ニュージーランド（注3）	-	-	-	1	2
小計		65	82	115	130	131
その他	日本（注6）	3	2	2	2	1
合計		198	224	266	288	280

（注）1. 2017年3月末で7店舗、2018年3月末で7店舗、2019年3月末で9店舗、2020年3月末で22店舗、2021年3月末で22店舗のライセンス形態にて運営する店舗が含まれております。

2. 2018年3月末で1店舗、2019年3月末で2店舗、2020年3月末で2店舗、2021年3月末で2店舗のライセンス形態にて運営する店舗が含まれております。

3. 海外におけるライセンス契約先パートナーの運営する店舗であります。

4. 台湾の店舗は、2018年10月に台湾法人を子会社化したことから、ライセンス形態から直営形態に移行しております。

5. インドネシアの店舗は、2017年9月にインドネシア法人を子会社化したことから、ライセンス形態から直営形態に移行しております。

6. 2017年3月末で1店舗、2018年3月末で1店舗のライセンス形態にて運営する店舗が含まれております。

7. 国内商品販売事業につきましては、運営する店舗がないため、記載しておりません。

セグメント別及びブランド別の出店状況は次のとおりであります。

セグメント	ブランド名	2017年 3月末 店舗数	2018年 3月末 店舗数	2019年 3月末 店舗数	2020年 3月末 店舗数	2021年 3月末 店舗数
国内店舗運営事業	一風堂（注1、2）	87	89	93	93	90
	RAMEN EXPRESS	17	25	31	36	35
	五行	3	4	3	3	-
	そば蔵・そば茶屋	6	3	3	3	1
	ブレッドジャンクション （注3）	4	4	-	-	-
	名島亭	3	2	4	5	5
	PANDA EXPRESS	1	1	3	6	8
	因幡うどん	5	6	6	8	9
	その他	4	6	6	2	-
	小計	130	140	149	156	148
海外店舗運営事業	IPPUDO（注4）	59	73	104	117	118
	IPPUDO EXPRESS	3	2	3	5	5
	GOGYO（注4）	1	2	2	2	2
	KURO-OBI	2	4	5	6	6
	その他	-	1	1	-	-
	小計	65	82	115	130	131
その他	イチカバチカ（注5）	3	2	2	2	1
	小計	3	2	2	2	1
合計		198	224	266	288	280

- （注）1. 2017年3月末で7店舗、2018年3月末で7店舗、2019年3月末で9店舗、2020年3月末で22店舗、2021年3月末で22店舗のライセンス形態にて運営する店舗が含まれております。
2. 2018年3月末から「SHIROMAU-BASE」ブランドは、一風堂のコンセプトショップとしての扱いへと変更し、一風堂ブランドに含めて集計しております。
3. ブレッドジャンクションにつきましては、2018年4月に4店舗を閉店しております。
4. 海外におけるライセンス契約先パートナーの運営する店舗が含まれております。
5. 2017年3月末で1店舗、2018年3月末で1店舗のライセンス形態にて運営する店舗が含まれております。
6. 国内商品販売事業につきましては、運営する店舗がないため、記載しておりません。

4【関係会社の状況】

名称	住所	資本金	主要な事業の内容	議決権の所有割合(%)	関係内容
(連結子会社) 株式会社力の源カンパニー (注)6	福岡県福岡市 中央区	100百万円	国内店舗運営 国内商品販売 その他	100.0	経営指導 資金の援助 債務保証 債務被保証 設備の賃貸 役員の兼任
株式会社渡辺製麺	長野県茅野市	85百万円	国内店舗運営 国内商品販売	100.0	経営指導 資金の援助 債務保証 ソフトウェアの賃貸 役員の兼任
株式会社くしふるの大地 (注)4、5	大分県竹田市	26百万円	その他	- 〔100.0〕	経営指導 資金の援助 債務保証
株式会社I&P RUNWAY JAPAN (注)4	福岡県福岡市 中央区	100百万円	国内店舗運営	51.0 (51.0)	役員の兼任
株式会社因幡うどん	福岡県福岡市 中央区	30百万円	国内店舗運営	100.0	経営指導 資金の援助 債務保証 債務被保証
CHIKARANOMOTO GLOBAL HOLDINGS PTE. LTD. (注)2	シンガポール (シンガポール)	25,000千SGD	海外店舗運営	100.0	海外事業のライセンス 管理業務委託 経営指導 資金の援助 役員の兼任
IPPUDO USA HOLDINGS, INC. (注)2、4	アメリカ (ニューヨーク)	3,800千USD	海外店舗運営	100.0 (100.0)	資金の援助
IPPUDO NY, LLC (注)2、4	アメリカ (ニューヨーク)	3,800千USD	海外店舗運営	100.0 (100.0)	IPPUDOライセンス の供与 債務保証
IPPUDO SINGAPORE PTE.LTD. (注)4	シンガポール (シンガポール)	1,500千SGD	海外店舗運営 その他	100.0 (100.0)	IPPUDOライセンス の供与
IPPUDO AUSTRALIA PTY LTD (注)2、4	オーストラリア (シドニー)	4,800千AUD	海外店舗運営	100.0 (100.0)	IPPUDOライセンス の供与 債務保証
IPPUDO LONDON CO. LIMITED (注)2、4	イギリス (ロンドン)	4,900千GBP	海外店舗運営	100.0 (100.0)	IPPUDOライセンス の供与

名称	住所	資本金	主要な事業の内容	議決権の所有割合(%)	関係内容
IPPUDO PARIS (注)2、4	フランス (パリ)	3,700千EUR	海外店舗運営	100.0 (100.0)	IPPUDOライセンスの供与
I&P RUNWAY, LLC (注)2、4	アメリカ (カリフォルニア)	8,000千USD	海外店舗運営	51.0 (51.0)	IPPUDOライセンスの供与
PT. IPPUDO CATERING INDONESIA (注)2、4	インドネシア (ジャカルタ)	32,780百万IDR	海外店舗運営	100.0 (100.0)	IPPUDOライセンスの供与
台湾一風堂股份有限公司 (注)2、4	台湾 (台北)	102,000千TWD	海外店舗運営	100.0 (100.0)	IPPUDOライセンスの供与 役員の兼任
(持分法適用関連会社) 株式会社STAY DREAM (注)4	神奈川県 横浜市西区	6百万円	国内店舗運営	28.6 (28.6)	
株式会社大河(注)4	東京都世田谷区	3百万円	国内店舗運営	28.6 (28.6)	

(注)1. 「主要な事業の内容」欄には、セグメント情報に記載された名称を記載しております。

2. 特定子会社であります。
3. 有価証券届出書又は有価証券報告書を提出している会社はありません。
4. 「議決権の所有割合」欄の〔内書〕は間接所有割合であり、〔外書〕は緊密な者等の所有割合であります。
5. 議決権の所有割合は100分の50以下ですが、当社が実質的に支配しているため連結子会社としております。
6. 株式会社力の源カンパニーについては、売上高(連結会社相互間の内部売上高を除く)の連結売上高に占める割合が10%を超えております。

主要な損益情報等	売上高	8,561,516千円
	経常損失()	516,896 "
	当期純損失()	1,237,632 "
	純資産額	966,318 "
	総資産額	7,149,823 "

5【従業員の状況】

(1) 連結会社の状況

2021年3月31日現在

セグメントの名称	従業員数(名)	
国内店舗運営事業	286	(645)
海外店舗運営事業	145	(427)
国内商品販売事業	65	(33)
その他	6	(4)
全社(共通)	35	(3)
合計	537	(1,112)

- (注) 1. 従業員数の()は、臨時雇用者数であり、年間平均人数(1日8時間換算)を外書しております。
 2. 臨時従業員には、パートアルバイトを含み、契約社員、嘱託社員、派遣社員を含んでおりません。
 3. 全社(共通)は、主に各セグメントに直接区分することが困難なIT部門、人事、経理等の管理部門の従業員であります。
 4. 前連結会計年度末に比べ従業員数が68名、臨時従業員数が951名減少しておりますが、これは新型コロナウイルスの影響による営業時間短縮及び海外でのロックダウン等が主な要因であります。

(2) 提出会社の状況

2021年3月31日現在

従業員数(名)	平均年齢(歳)	平均勤続年数(年)	平均年間給与(千円)
35 (3)	38.16	4.04	5,262

セグメントの名称	従業員数(名)	
全社(共通)	35	(3)
合計	35	(3)

- (注) 1. 従業員数は、当社から他社への出向者を除き、他社から当社への出向者を含む就業人員数であります。
 2. 従業員数の()は、臨時雇用者数であり、年間平均人数(1日8時間換算)を外書しております。
 3. 臨時従業員には、パートアルバイトを含み、契約社員、派遣社員を含んでおりません。
 4. 平均年間給与については基準外賃金を含んでおります。また、平均勤続年数については、当社グループ(子会社含む)への入社日より起算した数値であります。

(3) 労働組合の状況

労働組合は結成されておりませんが、労使関係は円満に推移しております。

第2【事業の状況】

1【経営方針、経営環境及び対処すべき課題等】

(1) 会社の経営の基本方針

当社グループは、国内外における博多ラーメン専門店「一風堂」「IPPUDO」を中心とした複数ブランドの飲食店の展開を中核に、食材の生産、教育、商品開発、製造、流通、販売までを一貫して手がける事業モデルの実現に向け、複数の事業をグローバルに展開しております。

当社グループは企業理念である「変わらないために、変わり続ける」のもと、ラーメンをはじめとする「日本食」の普及と、企業ミッションである“Japanese Wonder to the World「世界中に笑顔とありがとうを」”をグローバルに実現することを目指すとともに、より高いレベルでの顧客満足の獲得と更なる企業価値の向上に尽力し、顧客及び株主等のステークホルダーの利益最大化の実現に努めてまいります。

(2) 目標とする経営指標

当社グループが重要視している経営指標は、売上高・営業利益・営業利益率・ROEであります。

(3) 中長期的な会社の経営戦略、経営環境と優先的に対処すべき事業上及び財務上の課題

当社グループは、「変わらないために、変わり続ける」という企業理念に基づき、ラーメンを中心とした日本の食文化を世界に伝えるべく、新型コロナウイルスの感染拡大影響と経済の回復の状況を見定めながら、2025年までに全世界でのトータル店舗数600店舗の実現を中長期的な目標として掲げておりましたが、当該店舗数を含めた中期的な方針につき、現在その妥当性を再検討しております。変更となった時点で速やかに公表いたします。

昨今における国内の外食産業においては、コンビニエンスストアから中食業態までを巻き込んだ競争が一層激化する状況にあるほか、労働者賃金の高騰、原材料の価格上昇及び物流費高騰の影響に加え、2020年2月以降の新型コロナウイルスの感染拡大が消費行動並びに経済に甚大な影響を及ぼしており、足元は非常に厳しい経営環境であるとともに、先行きは不透明な状況にあります。また、海外においても新型コロナウイルス感染拡大による各国経済の実質的シャットダウンに加え、米中関係の悪化やミャンマーのクーデター等地政学的リスクが散見され、先行きに不安要素が多数見受けられます。

このような環境のもと、以下の課題に優先的に取り組み、事業の拡大に努めてまいります。

国内事業基盤の強化

当社は、国内既存店の強化並びに収益性向上が重要であるとの認識のもと、基幹ブランド「一風堂」の出店を従来の人口密集地に限らず、都心部近郊の小商圈やロードサイドへの出店を積極的に展開し、低投資、早期回収の収益モデルへ転換していきます。すでに2020年11月開業の浅草橋本舗、2021年3月開業の亀有店や4月開業の横浜泉店、2021年5月開業の岸和田店、武蔵小山店で当該収益モデルの導入を開始しております。当該収益モデルの有効性を実証し、来期は同モデルでの出店を進めてまいります。また、前期より客席稼働率の改善や衛生面の更なる強化を目的として取り組んでまいりましたITシステムの入れ替えを含む既存店舗の戦略的改装も継続してまいります。

商品においては、主力商品であるラーメンの継続的なブラッシュアップを行うとともに、定期的に新商品を投入し顧客の来店促進につなげてまいります。また、食の多様化に対応すべく植物性原材料を使用したプラントベースのラーメンの提供や、チャンネルの多様化においてはデリバリー、テイクアウトに加えて、小売商品の拡充及び自社ECサイトの強化を推進してまいります。

合わせて人材不足や人件費高騰を見据えて店舗レイアウト及び厨房オペレーションの自動化と効率化を図り、飲食事業として総合的な次世代の食の在り方を追求してまいります。

サービス面においては、自社アプリやオンラインのレビュー等を含め幅広くお客様とコミュニケーションを図ってまいります。

店舗運営に関しては、飲食店の基本であるQSC（クオリティ・サービス・クレンリネス）の更なる向上に取り組み、地域のお客様に愛され続けるお店作りに努めてまいります。

海外の積極的な事業展開

すでに14か国・地域に事業展開をしている海外においては、コロナ禍により、一時的には縮小した海外の総合的な食の市場は今後も拡大を継続する見込みであり、その中でも、日本食に対しての関心は「健康」「おいしさ」「文化」などの観点から、今後も高まると見込まれます。当社は、これまで各主要市場の中心地に旗艦店を出店する際に製造機能を併設する等、規模拡大の基盤は整えてきたため、各地域の経済動向や回復度合いを慎重に見定めながらも、既存展開エリアでのコロナ禍からの回復後、積極的に追加出店を行うことにより早期の収益拡大が可能と見込んでおります。

人財の採用と教育

当社グループのコアコンピタンスである店舗運営力向上のためには、人財こそが他社との差別化にもつながると考えており、国内外問わず、人財採用の強化及び従業員満足度の向上を継続して行ってまいります。

日本のみならず、各先進国においても人口の高齢化や少子化の傾向は見受けられ、人財の確保において他社並びに他業種との競合は激化しております。当社グループは、前期には海外進出から10周年を記念して、IPPUDO Global Leadership Conferenceを初開催し、15か国・地域の店舗運営リーダーたち100人を日本に招集し、集中的な研修やノウハウの共有を行いました。当期は新型コロナウイルス感染拡大の影響で実現できませんでしたが、コロナ禍のもと創業者が参加する全体web朝礼を定期開催しております。当社グループとしてはこのような人財育成の取り組みを顧客満足度を最大化するための最重要課題としてとらえ、全事業においてクオリティの高い商品及び接客を提供できるよう、継続的に従業員の教育を行ってまいります。

また、労働環境の改善の観点から、ITシステムの入れ替えによる店舗業務の自動化及び有給休暇取得推奨の施策を講じております。AIやロボティクス技術導入による労働環境の改善も合わせて検討しております。当社グループの人財がより働きやすい、将来に希望を持てる労働環境の構築とグローバルな人財の獲得に努めてまいります。

衛生面の強化

食中毒事故の発生や偽装表記の問題等により、食の安心や安全に対する社会的なニーズが高まっております。また、日本における2021年6月のHACCP完全制度化等、原材料や提供商品のみならず、製造工程や物流の過程においても食の安全性に対する取り組みは必須となっております。当社グループでは、専門対策部署を設置し、工場から物流、店舗での保管や提供方法等、顧客へ商品が最終的に提供されるまでのすべての工程において最新の法令を遵守し、顧客に安全な食をお届けするべく、衛生管理マニュアルに基づき衛生管理・品質管理に努めております。

当社グループは、新型コロナウイルス感染拡大の初期より、店舗における消毒や従業員のマスクの着用を実施し、緊急事態宣言が発令された際には企業としての社会的責任を果たすべく、国や地方自治体の要請に準じたコロナ感染対策やCO2センサー導入による換気等を講じた店舗運営を行ってまいりました。どのような環境においても、顧客と従業員の安全を守るべく、今後も衛生対策の強化を通して、安心・安全な環境の構築に努めてまいります。

食習慣の多様化

新型コロナウイルス感染拡大により、リモートワークが推奨され、準じて消費者の食習慣も変化の兆しが見られます。テイクアウトやデリバリーに加え、中食や保存食の需要が非常に高まり、この傾向は当分継続されると見込まれます。同時に、環境保全の観点から、従来の食習慣が一部の顧客層においては激変しており、菜食主義やスローフード等の社会的変動も加速しております。

当社グループにおいては、海外で開始しておりましたテイクアウトやデリバリーを、日本国内においても導入いたしました。また、既に展開している中食事業等を強化し、顧客の来店以外での収益構造の強化に努めます。また、店舗においても、2021年2月に、新しい食の提案として植物由来の原料で作られた「プラントベース赤丸」を販売するなど、今後も各地域や文化で多様化する食のニーズに応じるべく、コロナ禍の状況のもとご来店いただいたお客様に向けてより一層満足いただける様、商品のラインナップを整理し、改善してまいります。

2【事業等のリスク】

有価証券報告書に記載した事業の状況、経理の状況等に関する事項のうち、投資の判断に重要な影響を及ぼす可能性のある事項には、以下のようなものがあります。なお、文中における将来に関する事項は本書提出日現在において当社グループが判断したものでありますが、当社株式投資に関するすべてのリスクを網羅するものではありませんのでご留意下さい。

(1) 国内外食業界の動向ならびに競争激化について

当社グループの属する国内外食産業市場は、人口の減少や高齢化並びに少子化の影響もあり市場規模の拡大に大きな期待ができない状態にあるなか、多種多様な業態の参入により競争が激化しております。また、コンビニエンスストアを中心とする中食との競争も激化しております。これらの競合の動向や外食市場の縮小等により、来客数が減少した場合には、当社グループの売上高及び営業利益が減少する可能性があります。

(2) 国内外における店舗運営事業への依存と業績の季節変動等について

当社グループは、創業以来、飲食店の経営を中心に事業を展開しており、主たる事業は、外食店舗運営事業であります。従って、当社グループの業績は外食産業に対する消費者のニーズの変化、当該業界での競争激化の影響を大きく受ける傾向にあります。

加えて、当社グループの店舗の売上高及び業績は、1年を通して一定ということではなく、季節によって変動する傾向があります。具体的には、国内においては、春休み（3月）、ゴールデンウィーク（5月）、夏休み（7～8月）及び年末年始（12～1月）などの繁忙期に売上高が増加する一方、梅雨シーズンなどの閑散期には売上高が落ち込む傾向があります。海外においても展開する国ごとの、気候・天候、特有のイベント、休暇、生活習慣等により売上高が増減することに伴って業績も変動します。

また、繁忙期に台風、酷暑、厳寒などの天候の悪影響が及んだ場合や新規出店が閑散期と重なり、かつ多数出店することによるオープン時の一時費用の負担割合が売上高に比して高くなった場合には、当社グループの売上高及び営業利益が減少する可能性があります。

(3) 国内店舗展開と出店戦略について

当社グループは、国内においては、主に直営店舗による店舗運営を行っており、今後も立地条件、賃借条件、店舗の採算性などを勘案し積極的に出店を行っていく方針としております。しかしながら、当社グループの出店条件に合致する物件が、出店計画数に満たない場合や工事等の遅れによりオープンが遅延した場合には計画の実行を見合わせることもあり、当社グループの売上高及び営業利益が減少する可能性があります。

(4) 海外事業展開について

当社グループは、欧米・アジア地域を中心に積極的に店舗展開を進めております。進出国における政情、経済、法規制、慣習等といった特有のカントリーリスクにより、当社グループの業績に影響を及ぼす可能性があります。また、当社グループは、海外においては子会社による直営店舗のほか、現地企業との合弁契約やライセンス契約を締結し、同国内でのスムーズな多店舗展開及び地域に根付いた店舗運営を図っております。パートナー企業の業績の悪化並びに出店計画の遅れ等が生じた場合、店舗売上やロイヤリティ収入が減少すること等により当社グループの売上高及び営業利益が減少する可能性があります。

(5) 商標権について

当社グループの各店舗等において使用する名称・商標等については、その使用に先立ち、外部の専門家を通じて第三者の商標権等を侵害していないかについて確認し、侵害のおそれのある名称は使用を避け、かつ、可能な限り当社グループにおいて商標を取得することを基本方針とし、これら使用権の確保及び第三者の権利侵害の回避に努めております。しかしながら、当社グループの運営する店舗の名称や商品の内容、店舗デザイン等が模倣されることによるブランド力の低下や第三者の有する先行商標との類似等の理由により、第三者から当社グループへの商標権の侵害にかかる損害賠償、商標の使用停止などの請求があり、仮にこれらの請求が認められた場合には、当社グループの売上高及び営業利益が減少する可能性があります。

(6) 敷金・保証金・建設協力金について

当社グループでは、出店に際して賃貸人に対し敷金、差入保証金及び建設協力金を支払っております。賃貸借契約の時点で賃貸人の資産状況等を審査しておりますが、賃貸人の財政状態の著しい悪化等により、敷金、差入保証金及び建設協力金の一部又は全部が回収不能になった場合は、当社グループの経常利益及び当期純利益が減少し、財政状態にも影響を及ぼす可能性があります。

(7) 海外店舗展開における営業権（キーマネー）について

当社グループが出店する欧州の一部の国においては、店舗物件の取得の際に、多額の営業権（キーマネー）支払にかかる負担が発生することがあります。キーマネーとは、出店しようとする店舗物件の前の運営者（前テナント）が設定する当該店舗に紐付いた権利であり、当該店舗への出店において、前テナントからの譲受が必要となります。その価格は、店舗立地、賃貸借契約の残存期間、店舗の過去の業績、家賃、近隣における取引事例などを勘案したうえで、前テナントとの交渉により確定します。なお、当社グループが移転、退店する場合には、キーマネーを譲渡し、投資資金の回収に充てることとなります。

その価格は、当該物件の地理的条件がよく、営業成績が良いほど、また賃貸借契約の残存期間が長いほど上昇する傾向（逆であれば価格は下落）にあることから、その金額によっては、当社グループの出店投資額が増加することや投資回収期間の長期化を引き起こすこととなり、また、移転、退店時におけるキーマネーの譲渡価格によっては、投資回収額が減少することとなり当社グループの経常利益及び当期純利益が減少し、財政状態にも影響を及ぼす可能性があります。

(8) 原材料の調達環境リスクについて

当社グループでは、原材料の調達については、外食企業として、食の安全・安心を第一と考え、良質な食材の調達に努めております。しかしながら、疫病や天候不順等により、必要量の原材料確保が困難な状況が生じることや仕入価格が高騰する可能性があります。また、お客様へ商品として提供する食材は、国内外から調達しておりますが、輸入制限等による海外からの食材輸入ができない問題が生じた場合には、食材原価が高騰し当社グループの営業利益が減少する可能性があります。

(9) 各種法的規制等について

当社グループでは、ラーメン店を中心に複数の飲食店を運営しており、「食品衛生法」、「労働基準法」、「食品表示法」、「風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律」、「食品循環資源の再生利用等の促進に関する法律」、「独占禁止法」、「中小小売商業振興法」等の多岐にわたる法的規制を受けております。重大なコンプライアンス上の問題が発生した場合や、法的規制の改正に対応するための新たな費用が発生する場合には、当社の売上高及び営業利益が減少する可能性があります。なお、当社グループに関わる法令・規制等のうち重要なものは以下のとおりであります。

「食品衛生法」

当社グループが経営する店舗につきましては、食品衛生法に基づき、所管保健所より飲食店営業の営業許可証を取得しております。店舗では衛生管理の徹底を図るとともに、必要に応じて担当事業責任者及び衛生専門部署が衛生管理状況の確認を行い食品の安全衛生に努めております。これらの諸施策にもかかわらず、食中毒事故等が発生した場合、所管保健所からの営業許可証の取り消し、営業の禁止、一定期間における営業停止処分、被害者からの多額の損害賠償などのほか、当社における信用の低下により、当社の業績に影響を及ぼす可能性があります。

(10) アルバイト従業員に対する社会保険加入義務化について

当社グループは、国内においては、店舗において多数のアルバイト就業者を雇用しており、社会保険加入の要件を満たすアルバイト就業者においては、全てに加入を義務付けております。しかしながら、今後、アルバイト就業者への社会保険適用範囲の拡大などの法改正が実施された場合、社会保険料負担の増加等により、人件費が上昇し当社グループの営業利益が減少する可能性があります。また海外においても、アメリカにおける医療保険制度等の変更等によって、社会保険料ほか各種負担金が増加することで、当社グループの営業利益が減少する可能性があります。

(11) 店舗の衛生管理について

当社グループでは、食品衛生とは、安心・安全な商品をお客様に提供することと考えております。各店舗での適正な食材管理並びに衛生管理を徹底するとともに、衛生専門部署を設置し清潔な店舗づくりに努めております。しかしながら、当社グループにおいて、万一、食中毒などの重大な衛生上の問題が発生した場合には、当社グループの売上高の減少等の業績に影響を及ぼす可能性があります。

(12) 固定資産の減損会計について

当社グループは、すでに減損会計を適用しておりますが、今後当社グループが保有する固定資産を使用する店舗の営業損益に悪化が見られ、回復が見込まれない場合や、固定資産の市場価格が著しく低下した場合には、当該固定資産について減損損失を計上することにより、当社グループの業績及び財政状態に影響を及ぼす可能性があります。

(13) 有利子負債依存度について

当社グループは出店資金を主に銀行借入により調達しております。当連結会計年度末における当社グループの有利子負債は9,146百万円であり、有利子負債依存度は58.4%となっております。

現在は、変動金利と固定金利を組み合わせる形で、長期借入金により資金を調達しております。銀行借入時の金利は低金利の状況が当面は継続するものと想定され、一定期間においては金利変動による影響は軽微であると考えられておりますが、金利動向及び金融情勢等により当社グループの経常利益が減少し、事業展開にも影響を受ける可能性があります。

なお、有利子負債残高は、短期借入金、長期借入金（1年以内返済予定を含む）、社債（1年以内償還予定を含む）、短期及び長期リース債務（1年以内返済予定を含む）の合計額であります。

(14) 為替変動リスクについて

当社グループは、グローバルに事業展開を図っており、海外子会社からのロイヤリティ収入等の外貨売上債権が発生するほか、特に新規エリアへの進出時には、設備投資資金として海外子会社への貸付金が発生するため、決算期末における換算差額が為替差損益として発生します。また、連結財務諸表作成時には、海外連結子会社の財務諸表は、決算時又は期中平均の為替レートで換算されることとなります。

当社グループでは、設備投資資金に係る借入金の一部を外貨建てとし、海外子会社に貸付を行うほか、海外子会社への投資資金の一部の貸付金をデット・エクイティー・スワップ等の手法により出資に切り替えるなどの方法で、為替差損の発生リスクの軽減を図っておりますが、今後、為替レートが大きく変動した場合、当社グループの業績及び財務状況に影響を及ぼす可能性があります。

(15) 特定人物への依存について

当社グループの経営方針及び事業戦略は、ファウンダー（創業者）である代表取締役社長河原成美に依存する部分が相応にあります。当社グループでは組織規模の拡大に応じた権限委譲を進めると共に、役員及び幹部社員による情報の共有化等を通じて経営組織の強化を図るなど、ファウンダーに過度に依存しない経営体制の整備を進めておりますが、今後何らかの理由によりファウンダーが当社グループの経営執行を継続することが困難となった場合には、当社グループの業績及び財政状態に影響を及ぼす可能性があります。

(16) 人財の確保及び育成について

当社グループは、積極的な国内外への出店を行っており、人財の育成と人財確保を積極的に行っていくことが重要であります。当社グループの理念を理解し、賛同した人財の確保が重要となっており、新卒採用だけでなく中途採用、アルバイトからの社員登用も含めて人財の獲得を進めてまいります。したがって、人財確保ならびに人財育成が順調に進まない場合には、店舗におけるサービスレベルの維持や店舗展開が計画通りできず、当社グループの売上高及び営業利益が減少する可能性があります。

(17) 従業員を発信源とする風評被害について

当社グループは、国内外への出店を行っており、店舗運営のために多くの従業員を雇用しております。昨今、飲食店におけるSNS等を用いた従業員による不適切な情報発信からなる風評被害が頻発していることを受け、当社グループでも情報発信にかかるガイドラインを設けるなどしてその防止に努めております。しかしながら、従業員から不適切な情報が発信された場合には、当社グループで運営する店舗のブランド価値が毀損され、当社グループの売上高及び営業利益が減少する可能性があります。

(18) 自然災害等のリスクについて

当社グループは、国内外において店舗及び工場を運営しており、地震等の自然災害やテロ行為等の違法行為により、店舗営業、工場生産、物流といった諸機能が停止状態に陥った場合、商品供給ができない可能性があります。また、店舗、工場が破損した場合、その程度によっては大規模な修繕等も必要となり、当社グループの売上高が減少する可能性があります。また、動物特有（豚）の感染症や伝染病、食品の放射能汚染等、社会全般に影響を与える衛生問題あるいは風評等が発生した場合、売上の減少、仕入コストの上昇、安全衛生の強化施策費の増加等により、当社グループの営業利益が減少する可能性があります。

(19) 新型コロナウイルス感染症について

世界的な新型コロナウイルス感染症の影響により、当社グループの各事業の経営環境について先行き不透明な状況が生じております。この対策として、当社グループは、お客様並びに従業員の安全・健康を第一に考え、各国政府や各自治体の指示・ガイドラインに則り、店舗の臨時休業または営業時間の短縮等を行い、店舗及び事務所における衛生対策等に取り組んでおります。

今後、事態が長期化又は更なる感染拡大やパンデミックにあたる状況が進行すれば、各国政府の経済活動の閉鎖に伴う休業や世界的な個人消費の低迷が見込まれ、当社グループの売上高及び営業利益等の業績や財政状態に重大な影響を及ぼす可能性があります。

(20) 重要事象等について

新型コロナウイルス感染症拡大の影響により、当社グループの国内及び海外店舗において2020年3月又は4月から順次臨時休業等を実施したうえで、店舗における衛生環境の整備を進め、行政の指示に従いながら順次営業を再開してまいりましたが、営業時間の短縮を余儀なくされる店舗も多く、また、感染症拡大の影響により、国によっては再度営業休止の行政指示が出されたエリアもありました。国内店舗運営事業及び海外店舗運営事業の両セグメントにおいて、テイクアウトやデリバリー等、対面サービスを伴わない方法による商品提供にも注力し、また、国内商品販売セグメントにおいても、新規ECサイトの立ち上げ、B2C営業の強化などに取り組んでまいりましたが、国内においては2020年4月から5月の店舗休業及び2021年1月～3月の緊急事態宣言による営業時間短縮の影響、また、海外においても各国の経済活動の停滞の長期化による影響を補うことができず、当連結会計年度において売上高が著しく減少したことから、980百万円の営業損失、2,392百万円の親会社株主に帰属する当期純損失を計上しており2021年3月末時点において継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような状況が存在しております。

こうした状況の中、当社グループは、以下のような対応策を講じております。

店舗運営の効率化による店舗損益の改善、本部コストの圧縮、家賃減免交渉等、全てのコストについて見直しを図り、コスト削減を行う一方、基幹ブランド「一風堂」の出店を従来の人口密集立地に限らず、都心部近郊の小商圈やロードサイドへの出店を積極的に展開し、低投資、早期回収の収益モデルへ転換してまいります。資金面においては、当連結会計年度末において、現金及び預金を3,974百万円保有しているほか、同感染症拡大の長期化に対する備えとして、2020年5月に25億円の短期借入契約を締結し、2021年5月及び6月に同契約を更新しております。2021年3月末時点で当座貸越契約の未実行残高を900百万円有しております。

当社は、2021年5月14日の取締役会において、第三者を割当先とした新株ならびに2021年第1回新株予約権及び2021年第2回新株予約権の発行を決議し、新株式発行に係る1,646百万円の払込、2021年第1回新株予約権及び2021年第2回新株予約権の発行にかかる8百万円の払込が2021年5月31日に完了しております。

以上の内容から継続企業の前提に関する重要な不確実性は認められないと判断しております。

3【経営者による財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】

(1) 経営成績等の状況の概要

当連結会計年度における当社グループ（当社、連結子会社及び持分法適用会社）の財政状態、経営成績及びキャッシュ・フロー（以下「経営成績等」という。）の状況の概要は次のとおりであります。

財政状態及び経営成績の状況

当連結会計年度（2020年4月1日から2021年3月31日まで）における世界経済は、2019年12月に、中国武漢地方で発生した新型コロナウイルスの影響が、日本を含む各国に拡大し、2020年においても外出の規制や店舗営業の休止等、小売り・外食産業のみならず世界経済に甚大な影響を及ぼし、2021年に入ってからその影響は継続しております。

当社グループの属する外食産業におきましては、国内においては、従来より人口の高齢化、減少に起因する労働者賃金の上昇や、物流費の高騰、外食と中食のボーダーレス化による業種・業態を超えた競争の激化等、経営環境は厳しくなっていた中で、2020年2月前半より顕著化した新型コロナウイルス感染拡大の度重なる影響を受け、国や地方自治体による外出・営業自粛要請に伴い、外食需要は激減しております。同時に宅配サービスや中食産業等、対面サービスを伴わない食の提供方法が注目されており、今後の消費者行動にどのような影響を残すかを含め、極めて不透明な状況となっております。

一方、海外においては、ラーメンをはじめとする日本食に対する関心の高まりから、外食市場、その中でも日本食の市場は拡大傾向にありました。同時に、IT技術を駆使した宅配サービスの台頭や環境保全等の観点に起因する食習慣の変化が加速し、外食産業を取り巻く環境は激変の時期にあります。長期的には中間層の拡大や可処分所得の増加を背景に、世界の食市場は成長を継続すると見込まれますが、足元では新型コロナウイルスの度重なる影響により、アメリカや欧州をはじめ、経済活動が十分に再開していない国やエリアも多数見られ、予断を許さない状況が続いております。

このような状況のもと、当社グループでは、「変わらないために、変わり続ける」という企業理念に基づき、ラーメンを中心とした日本の食文化を世界に伝えるべく、既存店のブラッシュアップを進めてまいりました。国内店舗運営事業においては新型コロナウイルスの感染拡大以前より進めておりました戦略的閉店も加速させた一方、コロナ禍に合わせた新規モデル店舗の出店を行い、経営資源の効率的投下に努めてまいりました。当連結会計年度末の店舗数はライセンス形態での展開を含め、当社グループ合計で280店舗（国内149店舗、海外131店舗、前期末比8店舗減）となりました。

国内店舗運営事業及び海外店舗運営事業ともに、新型コロナウイルス感染拡大の影響が依然として大きく、店舗における衛生環境の整備を進め、行政の指示に従いながら順次営業を再開してまいりましたが、営業時間の短縮を余儀なくされる店舗も多く、また、感染症拡大の影響により、国によっては再度営業休止の行政指示が出されたエリアもありました。国内店舗運営事業及び海外店舗運営事業の両セグメントにおいて、テイクアウトやデリバリー等、対面サービスを伴わない方法による商品提供にも注力し、また、国内商品販売セグメントにおいても、新規ECサイトの立ち上げ、B2C営業の強化などに取り組んでまいりましたが、国内においては2020年4月から5月の店舗休業及び2021年1月から3月の緊急事態宣言による営業時間短縮の影響、また、海外においても各国の経済活動の停滞の長期化による影響を補えず、売上高は16,539百万円（前期比43.2%減）となりました。利益面では、店舗スタッフのシフトコントロール、リモートワークの導入に伴う移動費及び出張費の削減、本社機能の簡素化並びにコミュニケーションツールや業務フローのDX推進等、各種経費削減並びに経営効率化の施策を実施いたしましたが、国内店舗運営事業及び海外店舗運営事業における売上高の大幅な減少に伴い、営業損益は980百万円の損失（前期は697百万円の利益）となりました。経常損益は1,010百万円の損失（前期は623百万円の利益）となり、親会社株主に帰属する当期純損益は、休業並びに時短営業を行った国内外の店舗及び工場にかかる固定費を臨時休業等による損失として特別損失へ計上したことから、2,392百万円の損失（前期は214百万円の損失）となりました。

a. 財政状態

当連結会計年度末の資産合計は、前連結会計年度末に比べ279百万円増加し、15,673百万円となりました。
当連結会計年度末の負債合計は、前連結会計年度末に比べ2,780百万円増加し、14,360百万円となりました。
当連結会計年度末の純資産合計は、前連結会計年度末に比べ2,500百万円減少し、1,312百万円となりました。

b. 経営成績

当連結会計年度の経営成績は、売上高16,539百万円（前期比43.2%減）、営業損失980百万円（前期は697百万円の利益）、経常損失1,010百万円（前期は623百万円の利益）、親会社株主に帰属する当期純損失2,392百万円（前期は214百万円の損失）となりました。

セグメントごとの経営成績は次のとおりであります。

国内店舗運営事業につきましては、売上高9,119百万円（前期比46.1%減）、セグメント損益は513百万円の損失（前期は392百万円の利益）となりました。

海外店舗運営事業につきましては、売上高5,418百万円（前期比44.2%減）、セグメント損益386百万円の損失（前期は687百万円の利益）となりました。

国内商品販売事業につきましては、売上高1,849百万円（前期比10.8%減）、セグメント損益245百万円の利益（前期比139.9%増）となりました。

その他の事業につきましては、売上高151百万円（前期比61.4%減）、セグメント損益0百万円の利益（前期比98.6%減）となりました。

キャッシュ・フローの状況

当連結会計年度における現金及び現金同等物（以下「資金」という。）は、4,347百万円となり、前連結会計年度末に比べ267百万円増加しました。各キャッシュ・フローの状況とそれらの要因は次のとおりです。

（営業活動によるキャッシュ・フロー）

当連結会計年度における営業活動の結果、支出した資金は651百万円（前連結会計年度は1,594百万円の収入）となりました。これは主に、減価償却費798百万円及び減損損失355百万円、臨時休業等による損失209百万円等の非資金的費用の計上、未払金の増加892百万円があった一方で、税金等調整前当期純損失2,373百万円を計上したこと等によるものであります。

（投資活動によるキャッシュ・フロー）

当連結会計年度における投資活動の結果、支出した資金は1,249百万円（前連結会計年度は1,510百万円の支出）となりました。これは主に、敷金及び保証金の回収による収入81百万円があったものの、新規出店等に伴う有形固定資産の取得による支出1,042百万円、資産除去債務の履行による支出146百万円、敷金及び保証金の差入による支出93百万円があったこと等によるものであります。

（財務活動によるキャッシュ・フロー）

当連結会計年度における財務活動の結果、獲得した資金は2,047百万円（前連結会計年度は307百万円の支出）となりました。これは主に、短期借入金の増加2,500百万円、長期借入れによる収入1,279百万円があったものの、長期借入金の返済による支出1,735百万円があったこと等によるものであります。

生産、受注及び販売の実績

a. 生産実績

当連結会計年度における生産実績をセグメントごとに示すと、次のとおりであります。

セグメントの名称	当連結会計年度 (自 2020年4月 1日 至 2021年3月31日)	前年同期比(%)
国内店舗運営事業(千円)	-	-
海外店舗運営事業(千円)	-	-
国内商品販売事業(千円)	421,369	41.9
その他(千円)	60,146	56.3
合計(千円)	481,515	43.3

(注) 1. 金額は、製造原価によっております。

2. 上記の金額には、消費税等は含まれておりません。

3. 国内店舗運営事業及び海外店舗運営事業は、店舗運営が主であり生産を行っておりません。

b. 仕入実績

当連結会計年度における仕入実績をセグメントごとに示すと、次のとおりであります。

セグメントの名称	当連結会計年度 (自 2020年4月 1日 至 2021年3月31日)	前年同期比(%)
国内店舗運営事業(千円)	2,474,507	53.1
海外店舗運営事業(千円)	1,549,119	64.7
国内商品販売事業(千円)	699,653	154.0
その他(千円)	12,258	152.3
合計(千円)	4,735,539	63.0

- (注) 1.金額は、仕入価格によっております。
2.上記の金額には、消費税等は含まれておりません。

c. 販売実績

当連結会計年度における販売実績をセグメントごとに示すと、次のとおりであります。

セグメントの名称			当連結会計年度 (自 2020年4月 1日 至 2021年3月31日)	前年同期比(%)
国内店舗運営事業 (千円)	日本	一風堂	4,942,446	47.9%
		その他	4,177,120	63.2%
	小計		9,119,567	53.9%
海外店舗運営事業 (千円)	北米	IPPUDO	1,246,145	43.4%
		その他	132,330	31.8%
	欧州	IPPUDO	707,455	47.9%
	アジア・オセアニア	IPPUDO	3,155,154	70.9%
		その他	177,355	36.1%
	小計(千円)		5,418,441	55.8%
国内商品販売事業(千円)			1,849,597	89.2%
その他(千円)			151,713	38.6%
合計(千円)			16,539,319	56.8%

- (注) 1.当社の主要顧客は個人のため、主な相手先別の販売実績及び当該販売実績の総販売実績に対する割合は作成しておりません。
2.上記の金額には、消費税等は含まれておりません。

(2) 経営者の視点による経営成績等の状況に関する分析・検討内容

経営者の視点による当社グループの経営成績等の状況に関する認識及び分析・検討内容は次のとおりであります。

なお、文中の将来に関する事項は、当連結会計年度末現在において判断したものであります。

重要な会計上の見積り及び当該見積りに用いた仮定

当社グループの連結財務諸表は、我が国において一般に公正妥当と認められる会計基準に基づき、重要な会計方針及び見積りにより作成されております。当社は、連結財務諸表の作成に際し、決算日における資産・負債の決算数値及び偶発債務の開示ならびに会計期間における収益・費用の決算数値に影響を与える見積り項目について、過去の実績や状況に応じ、合理的と考えられる様々な要因に基づいた見積りと判断を行っておりますが、実際の結果は、見積り特有の不確実性があるため、これらの見積りと異なる場合があります。これらの連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項につきましては、「第5 経理の状況 1 連結財務諸表等(1) 連結財務諸表 注記事項」の「連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項」に記載しております。

連結財務諸表の作成に当たって用いた会計上の見積り及び当該見積りに用いた仮定のうち、重要なものについては、第5 経理の状況 1 連結財務諸表等(1) 連結財務諸表 注記事項(重要な会計上の見積り)に記載のとおりであります。

(固定資産の減損処理)

当社グループは、固定資産のうち減損の兆候がある資産又は資産グループについて、当該資産又は資産グループから得られる割引前将来キャッシュ・フローの総額が帳簿価額を下回る場合には、帳簿価額を回収可能価額まで減額し、当該減少額を減損損失として計上しておりますが、事業計画や経営環境の変化により、当該将来キャッシュ・フローを見積るにあたって前提とした条件や仮定に変更が生じ、これが減少した場合、減損損失が増加する可能性があります。

(繰延税金資産の回収可能性)

繰延税金資産については、将来の事業計画に基づいて課税所得を見積り、回収可能性があると判断した将来減算一時差異等について計上しております。なお、当該課税所得を見積るにあたって、前提とした条件や仮定に変更が生じ、これが減少した場合、繰延税金資産が減額され、税金費用が計上される可能性があります。

なお、固定資産の減損損失につきましては、「2. 事業等のリスク(12) 固定資産の減損会計について」の記載に関連する会計処理であり、会社運営・業績に重大な影響を及ぼす可能性のある事項として認識しております。

当連結会計年度の財政状態及び経営成績等の状況に関する認識及び分析・検討内容

財政状態の分析

(資産)

当連結会計年度末の総資産は、前連結会計年度末に比べ279百万円増加し15,673百万円となりました。これは主に、現金及び預金が215百万円増加したこと等によるものであります。

(負債)

当連結会計年度末の負債は、前連結会計年度末に比べ2,780百万円増加し14,360百万円となりました。これは主に有利子負債が2,136百万円増加したこと、未払金が839百万円増加したこと等によるものであります。

(純資産)

当連結会計年度末の純資産は、前連結会計年度末に比べ2,500百万円減少し1,312百万円となり、自己資本比率は8.4%となりました。これは主に、親会社株主に帰属する当期純損失の計上による利益剰余金の減少が2,392百万円あったこと等によるものであります。

経営成績の分析

(売上高)

当連結会計年度の売上高は16,539百万円(前期比43.2%減)となりました。

国内店舗運営事業においては、デリバリーサービスの拡大による新たな売上機会の創造に注力し、政府主導による「Go To Eat」キャンペーンに参画した一方で、コロナ禍において将来性が見込めない商圈や老朽化した店舗の戦略的移転、閉店も含めた出店戦略の見直しを行ったことに加え、新型コロナウイルス感染拡大の影響が顕著になった2020年2月以降新店・既存店ともに軟調に推移したことから、国内店舗運営事業の売上高は前期比46.1%減少いたしました。

海外店舗運営事業においては、新型コロナウイルス感染拡大防止の各国政府の方針として、2020年3月中旬より各国において店舗の営業時間短縮や休業を余儀なくされ、テイクアウトやデリバリー等、非対面営業のみの期間が長引いたことと、早期に来店客数などが回復したシンガポールや台湾の業績が貢献した半面、アメリカや欧州を筆頭に再度のロックダウンや営業再開後もお客様のご来店が軟調に推移したエリアもあったことから、海外店舗運営事業の売上高は前期比44.2%減少いたしました。

国内商品販売事業においては、新型コロナウイルス感染拡大の影響もありましたが、新規ECサイトを通じてのB2C営業の強化したことから前期比10.8%減となりました。

(営業利益)

当連結会計年度の営業損益は980百万円の損失(前期は697百万円の利益)となりました。

国内店舗運営事業、海外店舗運営事業ともに店舗スタッフのシフトコントロール、リモートワークの導入に伴う移動費及び出張費の削減、本社機能の簡素化並びにコミュニケーションツールや業務フローのDX推進等、各種経費削減並びに経営効率化の施策を実施、また不採算店舗の閉店をいたしました。売上高の大幅な減少に伴い、国内店舗運営事業、海外店舗運営事業ともに大幅な減益となりました。

一方、国内商品販売事業においては固定費の削減及び運営体制の見直しを図り、収益性改善の取り組みに一定の成果があったことにより増益となりました。

(経常利益)

当連結会計年度の経常損益は1,010百万円の損失(前期は623百万円の利益)となりました。これは主に、賃貸収入が150百万円あったものの、賃貸収入原価が135百万円、支払利息が66百万円あったことで、営業損失980百万円から30百万円の減少となりました。

(税金等調整前当期純損失)

当連結会計年度の税金等調整前当期純損失は2,373百万円(前期は344百万円の損失)となりました。これは主に、休業に伴う補助金収入等により特別利益を1,060百万円計上したものの、休業並びに時短営業を行った国内外の店舗及び工場にかかる固定費を臨時休業等による損失等により特別損失を2,423百万円計上したことにより、経常損失1,010百万円から1,363百万円の増加となりました。

(親会社株主に帰属する当期純損失)

当連結会計年度の親会社株主に帰属する当期純損失は2,392百万円(前期は214百万円の損失)となりました。これは、法人税、住民税及び事業税及び法人税等調整額を19百万円計上したことによるもので、税金等調整前当期純損失2,373百万円から19百万円の増加となりました。

セグメント別の業績の概況

当連結会計年度より、各ブランドの事業戦略上の位置づけの変化に伴い、報告セグメントの見直しを行い、「因幡うどん」ブランドをその他から国内店舗運営事業に報告セグメントの区分を変更しております。以下の前期比較については、前期の数値を変更後のセグメント区分に組み替えた数値で比較分析しております。

<国内店舗運営事業>

国内店舗運営事業につきましては、「一風堂」ブランドにおいて6店舗、「RAMEN EXPRESS」ブランドにおいて3店舗、「PANDA EXPRESS」ブランドにおいて4店舗、「黒帯」ブランドにおいて1店舗、「因幡うどん」ブランドにおいて2店舗増加した一方で、「一風堂」ブランドにおいて9店舗、「RAMEN EXPRESS」ブランドにおいて4店舗、「PANDA EXPRESS」ブランドにおいて2店舗、「五行」ブランドにおいて3店舗、「黒帯」ブランドにおいて1店舗、「因幡うどん」ブランドにおいて1店舗、その他のブランドにおいて4店舗閉店したことから、当連結会計年度末の当事業における店舗数は148店舗(前期末比8店舗減)となりました。

2021年2月には、新しい食の提案として植物由来の原料で作られた「プラントベース赤丸」を販売いたしました。また、「出前館」や「Uber Eats」によるデリバリーサービスの拡大による新たな売上機会の創造に注力し、政府主導による「Go To Eat」キャンペーンに参画した一方で、コロナ禍において将来性が見込めない商圈や老朽化した店舗の戦略的移転、閉店も含めた出店戦略の見直しを行ったことに加え、新型コロナウイルス感染拡大の影響が顕著になった2020年2月以降新店・既存店ともに軟調に推移したことから、当連結会計年度の売上高は9,119百万円(前期比46.1%減)となりました。セグメント損益は、店舗運営・管理業務のシステム化や不採算店舗の閉店等、各種コスト削減施策を実施してまいりましたが、売上高減少の影響を受け、513百万円の損失(前期は392百万円の利益)となりました。

< 海外店舗運営事業 >

海外店舗運営事業につきましては、「IPPUDO」ブランドにおいてシンガポールに1店舗、中国に2店舗、マレーシアに2店舗、タイに1店舗、インドネシアに1店舗、ニュージーランドに1店舗、「IPPUDO EXPRESS」ブランドにおいてシンガポールに1店舗出店した一方で、アメリカで「IPPUDO」ブランドにおいて1店舗、シンガポールで「IPPUDO EXPRESS」ブランドにおいて1店舗、中国で「IPPUDO」ブランドにおいて4店舗、タイで「IPPUDO」ブランドにおいて1店舗、台湾で「IPPUDO」ブランドにおいて1店舗閉店したことから、当期末の当事業における店舗数は131店舗（前期末比1店舗増）となりました。

新型コロナウイルス感染拡大防止の各国政府の方針として、2020年3月中旬より各国において店舗の営業自粛並びに休業を余儀なくされ、テイクアウトやデリバリー等、非対面営業のみの期間が長引いたことと、早期に来店客数などが回復したシンガポールや台湾の業績が貢献した半面、アメリカや欧州を筆頭に再度のロックダウンや営業再開後もお客様のご来店が軟調に推移したエリアもあったことから、当連結会計年度の売上高は5,418百万円（前期比44.2%減）となりました。セグメント損益は、国内店舗運営事業と同様に、不採算店舗の閉店等、収益性の見直しに取り組んでまいりましたが、上記売上高の減少により386百万円の損失（前期は687百万円の利益）となりました。

< 国内商品販売事業 >

国内商品販売事業につきましては、年末に向けての年越しそばの販売の強化、新規自社ECサイトの立ち上げや一風堂ブランド関連商品「おうちでIPPUDOシリーズ」を中心とする商品の拡販並びに生産性向上への取り組み等に引き続き注力をするとともに、年末商戦の反動から例年閑散期となる1月～3月の固定費の削減及び運営体制の見直しを図り、収益性の改善に努めました。新型コロナウイルス感染拡大の影響もありましたが、新規ECサイトを通じてのB2C営業を強化したことから、当連結会計年度の売上高は1,849百万円（前期比10.8%減）、セグメント損益は245百万円の利益（前期比139.9%増）となりました。

< その他 >

その他の事業につきましては、国内店舗運営事業と同様に新型コロナウイルス感染拡大の影響を受け、また、「イチカバチカ」ブランドにおいて1店舗閉店したことから、当連結会計年度の売上高は151百万円（前期比61.4%減）となりました。セグメント損益は0百万円の利益（前期比98.6%減）となりました。

キャッシュ・フローの状況の分析・検討内容並びに資本の財源及び資金の流動性に係る情報

(キャッシュ・フロー)

当社グループの当連結会計年度のキャッシュ・フローは、「第2 事業の状況 3.経営者による財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析(1) 経営成績等の状況の概要 キャッシュ・フローの状況」に記載のとおりです。

(資本の財源及び資金の流動性)

当社グループは出店資金を主に銀行借入により調達しております。

当連結会計年度においては、新型コロナウイルスの感染拡大とその長期化に備えて、金融機関より短期借入金として2,500百万円ならびに長期借入金として1,279百万円を調達いたしました。

なお、当社グループは新型コロナウイルスの感染拡大とその長期化に備えて、必要に応じて資金調達を行ってまいります。

経営方針、経営戦略、経営上の目標の達成状況を判断するための客観的な指標等

当社グループは、ラーメンを中心とした日本の食文化を世界に伝えるべく、国内外ともに新規出店を進めており、売上高・営業利益・営業利益率・ROEを経営指標とし、各指標の向上を目指しております。

各指標の進捗状況は下記のとおりであります。

	2019年3月期	2020年3月期	2021年3月期
売上高	27,466百万円	29,106百万円	16,539百万円
営業利益又は営業損失()	957百万円	697百万円	980百万円
営業利益率	3.5%	2.4%	5.9%
ROE	14.4%	5.3%	93.5%

経営者の問題認識と今後の方針について

当社グループは企業理念である「変わらないために、変わり続ける」とともに、創業の精神である「常に新しい価値を創造する集団」「笑顔とありがとうを世界中に伝えていく」ことの実現に向け、一人ひとり、一杯ずつに真心をこめて商品やサービスを提供しております。2021年3月31日現在では日本国内にて149店舗、欧米やアジアを中心に海外14の国と地域で131店舗、合わせて280店舗を展開しております。そのために、「第2 事業の状況 1.経営方針、経営環境及び対処すべき課題等」で記載した課題を克服し、今後もラーメンとともに「笑顔とありがとう」を伝えるとともに、既存店の顧客満足度向上への取り組みに注力してまいります。加えて、出店数を増加させることで事業を拡大させ、顧客価値向上とともに企業価値を高め、ステークホルダーの利益最大化の実現にも努めてまいります。

4【経営上の重要な契約等】

(1) 店舗運営に関する契約（国内）

相手先	株式会社HAZIME
契約内容	「一風堂」の店舗運営について、メニュー構成や店舗運営方針などの一定の裁量権を付与した店舗運営委託契約。
契約条件	業務委託費として、一定額及び成果報酬の支払い
契約期間	1年間（自動更新）

相手先	株式会社STAY DREAM 他10社
契約内容	当社が所有するノウハウ、システム、商標等を用いて「一風堂」を設置、運営する権利を許諾。
ロイヤリティ	加盟金ならびに売上高に一定の料率を乗じた額
契約期間	5年間（自動更新）

相手先	CITADEL PANDA EXPRESS, INC.
契約内容	CITADEL PANDA EXPRESS, INC.が所有するノウハウ、商標等を用いてアメリカンチャイニーズレストラン「PANDA EXPRESS」を設置運営する権利を受諾。
テリトリー	日本
ロイヤリティ	一定額又は売上高に一定の料率を乗じた額
契約期間	5年間（自動更新）

(2) 店舗運営に関する契約（海外）

相手先	RAMEN CONCEPTS LIMITED
契約内容	当社が所有するノウハウ、商標等を用いて「一風堂、IPPUDO EXPRESS等のラーメン・レストラン」を設置、運営する権利を許諾。なお、当該権利の再許諾が可能。
テリトリー	中国・香港・マカオ
ロイヤリティ	売上高に一定の料率を乗じた額
契約期間	10年間（自動更新）

相手先	IRR SDN.BHD.
契約内容	当社が所有するノウハウ、商標等を用いて「一風堂ラーメン・レストラン」を設置、運営する権利を許諾。
テリトリー	マレーシア
ロイヤリティ	売上高に一定の料率を乗じた額
契約期間	7年間（自動更新）

相手先	IPPUDO PHILIPPINES INC.
契約内容	当社が所有するノウハウ、商標等を用いて「一風堂ラーメン・レストラン」を設置、運営する権利を許諾。
テリトリー	フィリピン
ロイヤリティ	売上高に一定の料率を乗じた額
契約期間	3年間（自動更新）

相手先	FOODXCITE COMPANY LIMITED
契約内容	当社が所有するノウハウ、商標等を用いて「一風堂ラーメン・レストラン」を設置、運営する権利を許諾。
テリトリー	タイ
ロイヤリティ	売上高に一定の料率を乗じた額
契約期間	6年間（自動更新）

相手先	SMI F&B Pte.Ltd.
契約内容	当社が所有するノウハウ、商標等を用いて「一風堂ラーメン・レストラン」を設置、運営する権利を許諾。
テリトリー	ミャンマー
ロイヤリティ	売上高に一定の料率を乗じた額
契約期間	5年間（自動更新）

相手先	STG Food Industries 5 Pty Ltd
契約内容	当社が所有するノウハウ、商標等を用いて「一風堂ラーメン・レストラン」を設置、運営する権利を許諾。なお、当該権利の再許諾が可能。
テリトリー	ニュージーランド
ロイヤリティ	売上高に一定の料率を乗じた額
契約期間	7年間（自動更新）

相手先	STG Food Industries 5 Pty Ltd
契約内容	当社が所有するノウハウ、商標等を用いて「一風堂ラーメン・レストラン」を設置、運営する権利を許諾。なお、当該権利の再許諾が可能。
テリトリー	オーストラリア（クイーンズランド州及び西オーストラリア州）
ロイヤリティ	売上高に一定の料率を乗じた額
契約期間	7年間（自動更新）

相手先	Pizza 4PS Corporation
契約内容	当社が所有するノウハウ、商標等を用いて「一風堂ラーメン・レストラン」を設置、運営する権利を許諾。
テリトリー	ベトナム
ロイヤリティ	売上高に一定の料率を乗じた額
契約期間	5年間（自動更新）

(3) 技術援助契約

相手先	龍大食品集団有限公司
契約品目	中華麺、ラーメン用スープ、チャーシュー、餃子など
契約内容	日式ラーメン店向けの中華麺、ラーメン用スープ、チャーシュー、餃子などの製造にかかる技術指導、並びに当該技術指導の対象となる商品について「一風堂」その他当社保有の商標を使用する権利を許諾。
テリトリー（製造、発売及び販売を許諾する地域）	中国（台湾を除く）
ロイヤリティ	売上高に一定の料率を乗じた額
契約期間	3年間（自動更新）

(4) 借入契約

タームローン契約

借入の概要	株式会社三菱UFJ銀行をアレンジャー及びエージェントとするシンジケーション方式コミットメント期間付タームローン並びにタームローン
組成総額	20億円（内訳 トランシェA 13億円、トランシェB 7億円）
契約日	2017年9月15日
コミットメント期間	2017年9月29日から2018年9月28日
契約期間	2017年9月15日から2025年9月30日
借入可能通貨	<トランシェA> 日本円 <トランシェB> マルチカレンシー（日本円、米ドル、ユーロ、英ポンド、豪ドル、シンガポールドルでの借入が可能）

借入の概要	株式会社三菱UFJ銀行をアレンジャー及びエージェントとするシンジケーション方式コミットメント期間付タームローン
組成総額	17億円（内訳 トランシェA 10億円、トランシェB 7億円）
契約日	2019年3月14日
コミットメント期間	2019年3月29日から2020年9月30日
契約期間	2019年3月14日から2027年3月31日
借入可能通貨	<トランシェA> 日本円 <トランシェB> マルチカレンシー（日本円、米ドル、ユーロ、英ポンド、豪ドル、シンガポールドル、カナダドルでの借入が可能）

5【研究開発活動】

該当事項はありません。

第3【設備の状況】

1【設備投資等の概要】

当社グループの設備投資は、経営基盤の拡大を目的とした国内外への新規出店に伴う設備の新設が主たるものであります。なお、有形固定資産の他、無形固定資産への投資を含めて記載しております。当連結会計年度における設備投資の総額は1,045百万円であり、セグメントごとの設備投資について示すと、次のとおりであります。

(1) 国内店舗運営事業

国内店舗運営事業においては、「一風堂」、「RAMEN EXPRESS」、「PANDA EXPRESS」、「因幡うどん」における新規出店、並びに、既存店舗の設備増強を中心とする総額831百万円の設備投資を行いました。なお、重要な設備の除却又は売却はありません。

(2) 海外店舗運営事業

海外店舗運営事業においては、「IPPUDO」及び、「IPPUDO EXPRESS」における新規出店、並びに、既存店舗の設備増強を中心とする総額208百万円の設備投資を行いました。なお、重要な設備の除却又は売却はありません。

(3) 国内商品販売事業

国内商品販売事業においては、自社ECサイト開設を中心とする総額2百万円の設備投資を行いました。なお、重要な設備の除却又は売却はありません。

(4) その他

その他の事業においては、「イチカバチカ」の既存店舗の設備増強を中心とする総額3百万円の設備投資を行いました。なお、重要な設備の除却又は売却はありません。

(5) 全社共通

重要な設備投資はありません。

2【主要な設備の状況】

(1) 提出会社

2021年3月31日現在

事業所名 (所在地)	セグメントの 名称	設備の内容	帳簿価額(千円)						従業員数 (名)
			建物 及び 構築物	機械装置 及び 運搬具	土地 (面積㎡)	リース 資産	その他	合計	
本社 (福岡県福岡市中央区)	全社(共通)及び 国内店舗運営事業	本社機能	15,000	-	- (-)	656	74,037	89,694	7
東京支社 (東京都台東区)	全社(共通)及び 国内店舗運営事業	本社機能	24,029	-	- (-)	456	2,006	26,492	35
工場設備 (福岡県福岡市博多区他1拠点) (注)4	国内店舗運営事業	生産設備	28,970	599	- (-)	-	440	30,010	-
くしふるの大地 (大分県竹田市)	全社(共通)	研修設備	118,409	-	99,802 (66,023)	-	1,104	219,315	-
チャイルドキッチン (福岡県福岡市博多区)	全社(共通)	体験設備	6,065	-	- (-)	-	-	-	-
賃貸不動産 (福岡県福岡市中央区)	全社(共通)及び 国内店舗運営事業	賃貸不動産	-	-	193,139 (700)	-	-	193,139	-

(注)1. 現在休止中の主要な設備はありません。

2. 上記の金額には消費税等は含まれておりません。

3. 帳簿価額のうち「その他」は、工具、器具及び備品及び無形固定資産(リース資産除く)の合計であります。

4. 工場設備については、(株)力の源カンパニー(連結子会社)に賃貸しております。

5. 上記の他、連結会社以外から賃借している設備の内容は、下記のとおりであります。

事業所名 (所在地)	セグメントの名称	設備の内容	年間賃借料 (千円)
東京支社 (東京都台東区)	全社(共通)及び国内店舗運営事業	本社機能	16,104

(2) 国内子会社

2021年3月31日現在

会社名	事業所名 (所在地)	セグメント の名称	設備の内容	帳簿価額(千円)						従業員数 (名)
				建物 及び 構築物	機械装置 及び 運搬具	土地 (面積㎡)	リース 資産	その他	合計	
㈱力の源 カンパニー	仙台東口店 他3店舗 (北海道・東北エリア)	国内店舗 運営事業	店舗設備	94,023	515	- (-)	-	4,247	98,786	4
㈱力の源 カンパニー	新潟店 他2店舗 (甲信越エリア)	国内店舗 運営事業	店舗設備	52,292	-	- (-)	-	4,542	56,835	3
㈱力の源 カンパニー	恵比寿店 他45店舗 (関東エリア)	国内店舗 運営事業	店舗設備	1,497,643	362	- (-)	-	103,692	1,601,698	89
㈱力の源 カンパニー	栄ブロッサ店 他11店舗 (東海・北陸エリア)	国内店舗 運営事業	店舗設備	247,454	-	- (-)	-	12,341	259,755	20
㈱力の源 カンパニー	梅田店 他17店舗 (関西エリア)	国内店舗 運営事業	店舗設備	531,578	537	- (-)	-	25,825	557,940	38
㈱力の源 カンパニー	倉敷店 他11店舗 (中四国エリア)	国内店舗 運営事業	店舗設備	304,368	-	- (-)	-	11,651	316,020	20
㈱力の源 カンパニー	大名店 他13店舗 (九州エリア)	国内店舗 運営事業	店舗設備	266,113	-	169,121 (462)	13,720	57,542	506,497	34
㈱力の源 カンパニー	工場 (福岡県福岡市)	国内店舗 運営事業	生産設備	13,227	26,648	- (-)	-	831	40,707	12
㈱渡辺製麺	工場及び事業所 (長野県茅野市)	国内商品 販売事業	生産設備及 び事業所	69,097	40,164	61,170 (8,743)	3,145	8,466	182,044	58
㈱渡辺製麺	工場 (北海道中川郡)	国内店舗 運営事業	生産設備	82,742	17,662	30,151 (5,149)	-	315	130,870	11
㈱I&P RUNWAY JAPAN	ラゾーナ川崎店他7店舗 (関東・関西・東海・九 州エリア)	国内店舗 運営事業	店舗設備	267,367	-	- (-)	-	40,831	308,198	20
㈱因幡うどん	ソラリア店 他8店舗	国内店舗 運営事業	店舗設備	78,641	-	- (-)	-	7,952	86,593	20
㈱因幡うどん	工場 (福岡県福岡市)	国内店舗 運営事業	生産設備	281,188	36,882	- (-)	2,496	6,411	326,978	13
㈱くしふる の大地	くしふるの大地 (大分県竹田市)	その他	農業生産・ 体験農園	684	179	11,122 (136,163)	-	1,089	13,075	2

(注) 1. 現在休止中の主要な設備はありません。

2. 上記の金額には消費税等は含まれておりません。

3. 帳簿価額のうち「その他」は、工具、器具及び備品、建設仮勘定及び無形固定資産(のれん除く)の合計であります。

4. 上記の他、連結会社以外から賃借している設備の内容は、下記のとおりであります。

会社名	事業所名 (所在地)	セグメントの名称	設備の内容	年間賃借料 (千円)
(株)力の源 カンパニー	仙台東口店 他3店舗 (北海道・東北エリア)	国内店舗運営事業	店舗設備	36,395
(株)力の源 カンパニー	新潟店 他2店舗 (甲信越エリア)	国内店舗運営事業	店舗設備	26,462
(株)力の源 カンパニー	恵比寿店 他45店舗 (関東エリア)	国内店舗運営事業	店舗設備	521,697
(株)力の源 カンパニー	栄ブロッサ店 他11店舗 (東海・北陸エリア)	国内店舗運営事業	店舗設備	127,426
(株)力の源 カンパニー	梅田店 他17店舗 (関西エリア)	国内店舗運営事業	店舗設備	259,347
(株)力の源 カンパニー	倉敷店 他11店舗 (中四国エリア)	国内店舗運営事業	店舗設備	97,696
(株)力の源 カンパニー	大名店 他13店舗 (九州エリア)	国内店舗運営事業	店舗設備	101,241
(株)力の源 カンパニー	工場 (福岡県福岡市)	国内商品販売事業	生産設備	7,620
(株)渡辺製麺	工場及び事業所 (長野県茅野市)	国内商品販売事業	生産設備及び 事業所	4,803
(株)I&P RUNWAY JAPAN	ラゾーナ川崎店他7店舗 (関東・関西・東海・九州エリ ア)	国内店舗運営事業	店舗設備	124,775
(株)因幡うどん	ソラリア店 他8店舗	国内店舗運営事業	店舗設備	70,549
(株)因幡うどん	工場 (福岡県福岡市)	国内店舗運営事業	生産設備	7,200

(3) 在外子会社

2020年12月31日現在

会社名	事業所名 (所在地)	セグメント の名称	設備の内容	帳簿価額(千円)						従業員数 (名)
				建物 及び 構築物	機械装置 及び 運搬具	土地 (面積㎡)	リース 資産	その他	合計	
IPPUDO AUSTRALIA PTY LTD	IPPUDO SYDNEY Westfield店 他6店舗等 (オーストラリア)	海外店舗 運営事業	店舗設備及 び生産設備	244,969	-	- (-)	-	32,908	277,877	13
IPPUDO SINGAPORE PTE. LTD.	IPPUDO SINGAPORE Mandarin Gallery店 他9店舗 (シンガポール)	海外店舗 運営事業	店舗設備	88,283	4,871	- (-)	-	12,175	105,330	25
IPPUDO NY, LLC	IPPUDO NY East Village店 他7店舗 (アメリカ)	海外店舗 運営事業	店舗設備及 び生産設備	290,014	2,215	- (-)	-	2,003	294,234	14
IPPUDO LONDON CO. LIMITED	IPPUDO LONDON Central Saint Giles店 他3店舗等 (イギリス)	海外店舗 運営事業	店舗設備及 び生産設備	269,805	25,417	- (-)	-	20,385	315,608	15
IPPUDO PARIS	IPPUDO Paris Saint-Germain店 他2店舗 (フランス)	海外店舗 運営事業	店舗設備及 び生産設備	193,516	3,283	- (-)	-	9,030	205,831	21
I&P RUNWAY LLC	IPPUDO BERKELEY店 他4店舗 (アメリカ)	海外店舗 運営事業	店舗設備	561,002	54,557	- (-)	-	119,763	735,324	1
PT. IPPUDO CATERING INDONESIA	IPPUDO INDONESIA PACIFIC PLACE店 他5店舗 (インドネシア)	海外店舗 運営事業	店舗設備及 び生産設備	95,518	-	- (-)	-	21,466	116,984	11
台湾一風堂 股份有限公司	IPPUDO 台湾中山店 他13店舗 (台湾)	海外店舗 運営事業	店舗設備	80,750	4,432	- (-)	-	18,977	104,161	25

(注) 1. 現在休止中の主要な設備はありません。

2. 上記の金額には消費税等は含まれておりません。

3. 帳簿価額のうち「その他」は、工具、器具及び備品、建設仮勘定及び無形固定資産(のれん除く)の合計であります。

4. 上記の他、連結会社以外から賃借している設備の内容は、下記のとおりであります。

会社名	事業所名 (所在地)	セグメントの名称	設備の内容	年間賃借料 (千円)
IPPUDO AUSTRALIA PTY LTD	IPPUDO SYDNEY Westfield店 他6店舗等 (オーストラリア)	海外店舗運営事業	店舗設備及び 生産設備	114,069
IPPUDO SINGAPORE PTE. LTD.	IPPUDO SINGAPORE Mandarin Gallery店 他9店舗 (シンガポール)	海外店舗運営事業	店舗設備	250,406
IPPUDO NY, LLC	IPPUDO NY East Village店 他7店舗 (アメリカ)	海外店舗運営事業	店舗設備及び 生産設備	180,014
IPPUDO LONDON CO. LIMITED	IPPUDO LONDON Central Saint Giles店 他3店舗等 (イギリス)	海外店舗運営事業	店舗設備及び 生産設備	85,077
IPPUDO PARIS	IPPUDO Paris Saint-Germain店 他2店舗 (フランス)	海外店舗運営事業	店舗設備及び 生産設備	26,103
I&P RUNWAY, LLC	IPPUDO BERKELEY店 他4店舗 (アメリカ)	海外店舗運営事業	店舗設備	84,782
PT. IPPUDO CATERING INDONESIA	IPPUDO INDONESIA PACIFIC PLACE 店 他5店舗 (インドネシア)	海外店舗運営事業	店舗設備及び 生産設備	51,042
台湾一風堂 股份有限公司	IPPUDO 台湾中山店 他13店舗 (台湾)	海外店舗運営事業	店舗設備	217,687

3【設備の新設、除却等の計画】

(1) 重要な設備の新設等

会社名	事業所名	セグメント の名称	設備の内容	投資予定額		資金調達 方法	着手年月及び 完了予定年月		完成後の 増加能力
				総額 (千円)	既支払額 (千円)		着手	完了	
(株)力の源カンパニー	一風堂 5店舗 (関東エリア他)	国内店舗 運営事業	店舗設備	221,409	396	増資資金及 び自己資金	2021年 1月	2021年 10月	(注)2
	一風堂ほか 店舗改修等 (関東エリア他)	国内店舗 運営事業	店舗設備	141,345	9,412	増資資金及 び自己資金	2021年 3月	2022年 1月	(注)2
	横浜泉工場 (神奈川県横浜市 泉区)	国内店舗 運営事業	生産設備	290,000	37,290	増資資金及 び自己資金	2021年 2月	2021年 10月	(注)2
(株)因幡うどん	因幡うどん 5店舗 (九州エリア他)	国内店舗 運営事業	店舗設備	136,363	-	増資資金及 び自己資金	2021年 5月	2022年 2月	(注)2
(株)渡辺製麺	茅野工場 (長野県茅野市)	国内商品 販売事業	店舗設備	14,945	-	増資資金及 び自己資金	2021年 5月	2021年 11月	(注)2
海外店舗	IPPUDO 3店舗 (海外)	海外店舗 運営事業	店舗設備	86,000	4,947	増資資金及 び自己資金	2021年 5月	2021年 11月	(注)2

(注) 1. 上記の金額には消費税等は含まれておりません。

2. 店舗及び生産設備等の完成後の増加能力については、計数的把握が困難なため、記載を省略しております。

(2) 重要な設備の除却・売却等

該当事項はありません。

第4【提出会社の状況】

1【株式等の状況】

(1)【株式の総数等】

【株式の総数】

種類	発行可能株式総数(株)
普通株式	82,400,000
計	82,400,000

【発行済株式】

種類	事業年度末現在発行数(株) (2021年3月31日)	提出日現在発行数(株) (2021年6月30日)	上場金融商品取引所 名又は登録認可金融 商品取引業協会名	内容
普通株式	24,040,800	27,028,800	東京証券取引所 市場第一部	単元株式数は100株 であります。
計	24,040,800	27,028,800	-	-

(注) 提出日現在発行数には、2021年6月1日からこの有価証券報告書提出日までの新株予約権の権利行使により発行された株式数は含まれておりません。

(2)【新株予約権等の状況】

【ストック・オプション制度の内容】

会社法に基づき発行した新株予約権は、次のとおりであります。

a. 2014年第1回新株予約権

決議年月日	2014年5月13日
付与対象者の区分及び人数(名)	当社取締役 3 子会社取締役 3 (注)1 当社子会社従業員 175
新株予約権の数(個)	1,596 [1,436] (注)2
新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数(株)	普通株式 319,200 [287,200] (注)2、4
新株予約権の行使時の払込金額(円)	265 (注)3、4
新株予約権の行使期間	2016年7月2日から 2024年5月12日まで
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 265 (注)4 資本組入額 132.5
新株予約権の行使の条件	新株予約権の割当を受けた者は、権利行使時において、当社又は当社子会社の取締役、監査役、従業員又は顧問その他これに準ずる地位を有していなければならない。ただし、新株予約権者が任期満了により退任又は定年退職した場合、あるいは取締役会が正当な理由があると認めた場合は、この限りではない。 その他の条件は、当社と新株予約権の割り当てを受けた者との間で締結した「新株予約権総数引受契約書」に定めるところによる。
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権を譲渡するときは、当社取締役会の決議による承認を要するものとする。
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注)5

当事業年度の末日(2021年3月31日)における内容を記載しております。当事業年度の末日から提出日の前月末現在(2021年5月31日)にかけて変更された事項については、提出日の前月末現在における内容を[]内に記載しており、その他の事項については当事業年度の末日における内容から変更はありません。

(注)1. 2021年5月31日現在におきましては、付与対象者は当初付与時から117名減少し58名であります。

2. 新株予約権1個につき目的となる株式数は、200株とする。

ただし、当社が株式分割(株式無償割当を含む。)、株式併合を行う場合は、次の算式により付与株式数を調整し、調整の結果生じる1株未満の端数は、これを切り捨てる。

調整後株式数 = 調整前株式数 × 分割・併合の比率

3. 当社が株式分割(株式無償割当を含む。)、株式併合を行う場合は、次の算式により1株当たりの払込金額(以下「行使価額」という)を調整し、調整により生ずる1円未満の端数は切り上げる。

調整後行使価額 = 調整前行使価額 × $\frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$

また、当社が行使価額を下回る払込価額で募集株式の発行又は自己株式の処分を行う場合(新株予約権の行使に基づく株式の発行・処分は除く)は、次の算式により行使価額を調整し、調整により生ずる1円未満の端数は切り上げる。

調整後行使価額 = $\frac{\text{既発行株式数} \times \text{調整前行使価額} + \text{新規発行株式数} \times \text{1株当たり払込金額}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$

上記計算式において「既発行株式数」とは、当社の発行済株式総数から当社が保有する自己株式数を控除した数とし、自己株式の処分を行う場合には「新規発行」を「自己株式の処分」、「1株当たり払込金額」を「1株当たり処分金額」に読み替えるものとする。

4. 2017年9月15日開催の取締役会決議により、2017年10月1日を効力発生日として、普通株式1株につき2株の割合で株式分割を行っております。これにより「新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数」、「新株予約権の行使時の払込金額」及び「新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額」が調整されております。

5. 組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項は次のとおりであります。

当社が合併（当社が合併により消滅する場合に限る。）、吸収分割、新設分割、株式交換又は株式移転（以上を総称して以下「組織再編成行為」という。）をする場合において、組織再編成行為の効力発生日において残存する本新株予約権の新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号のイからホまでに掲げる株式会社（以下「再編対象会社」という。）の新株予約権を以下の条件に基づきそれぞれ交付することとする。この場合においては、本新株予約権は消滅し、再編対象会社は新株予約権を新たに発行するものとする。ただし、以下の条件に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約又は株式移転計画において定めた場合に限るものとする。

(1) 交付する再編対象会社の新株予約権の数

組織再編成行為の効力発生の時点において残存する本新株予約権の新株予約権者が保有する新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付するものとする。

(2) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類

再編対象会社の普通株式とする。

(3) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数

組織再編成行為の条件等を勘案のうえ、(注)2. に準じて決定する。

(4) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、組織再編成行為の条件等を勘案のうえ前記(注)3. で定められた行使価額を調整して得られる再編後払込金額に上記(3)に従って決定される当該新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数を乗じて得られる金額とする。

(5) 新株予約権を行使することができる期間

本新株予約権の行使期間に定める新株予約権を行使できる期間の開始日と組織再編成行為の効力発生日のうちいずれか遅い日から、本新株予約権を行使することができる期間の満了日までとする。

(6) 新株予約権の行使の条件

本新株予約権の行使の条件に準じて決定する。

(7) 増加する資本金及び資本準備金に関する事項

新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果1円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げるものとする。

新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本準備金の額は、上記記載の資本金等増加限度額から、上記に定める増加する資本金の額を減じた額とする。

(8) 譲渡による新株予約権の取得の制限

譲渡による新株予約権の取得については、再編対象会社の承認を要するものとする。

(9) 新株予約権の取得事由

新株予約権者が権利行使をする前に、当社が消滅会社となる合併契約承認の議案、当社が分割会社となる吸収分割契約もしくは新設分割計画承認の議案又は当社が完全子会社となる株式交換契約承認もしくは株式移転計画承認の議案につき株主総会で承認された場合（株主総会決議が不要の場合は、当社取締役会決議がなされた場合）は、当社取締役会が別途定める日をもって、当社は無償で新株予約権を取得することができる。

新株予約権者が権利行使をする前に、新株予約権の行使の条件の規定に該当しなくなった場合、及び新株予約権者が保有する新株予約権を放棄した場合には、当社取締役会が別途定める日をもって、当社は無償で新株予約権を取得することができる。

b. 2015年第1回新株予約権

決議年月日	2015年12月23日
付与対象者の区分及び人数(名)	当社取締役 5 子会社取締役 9 (注)1 当社従業員 1 当社子会社従業員 9
新株予約権の数(個)	175 [145] (注)2
新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数(株)	普通株式 35,000 [29,000] (注)2、4
新株予約権の行使時の払込金額(円)	265 (注)3、4
新株予約権の行使期間	2018年2月2日から 2025年12月22日まで
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 265 (注)4 資本組入額 132.5
新株予約権の行使の条件	新株予約権の割当を受けた者は、権利行使時において、当社又は当社子会社の取締役、監査役、従業員又は顧問その他これに準ずる地位を有していなければならない。ただし、新株予約権者が任期満了により退任又は定年退職した場合、あるいは取締役会が正当な理由があると認めた場合は、この限りではない。 その他の条件は、当社と新株予約権の割り当てを受けた者との間で締結した「新株予約権総数引受契約書」に定めるところによる。
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権を譲渡するときは、当社取締役会の決議による承認を要するものとする。
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注)5

当事業年度の末日(2021年3月31日)における内容を記載しております。当事業年度の末日から提出日の前月末現在(2021年5月31日)にかけて変更された事項については、提出日の前月末現在における内容を[]内に記載しており、その他の事項については当事業年度の末日における内容から変更はありません。

(注)1. 2021年5月31日現在におきましては、付与対象者は当初付与時から4名減少し6名であります。

2. 新株予約権1個につき目的となる株式数は、200株とする。

ただし、当社が株式分割(株式無償割当を含む。)、株式併合を行う場合は、次の算式により付与株式数を調整し、調整の結果生じる1株未満の端数は、これを切り捨てる。

調整後株式数 = 調整前株式数 × 分割・併合の比率

3. 当社が株式分割(株式無償割当を含む。)、株式併合を行う場合は、次の算式により1株当たりの払込金額(以下「行使価額」という)を調整し、調整により生ずる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

また、当社が行使価額を下回る払込価額で募集株式の発行又は自己株式の処分を行う場合(新株予約権の行使に基づく株式の発行・処分は除く)は、次の算式により行使価額を調整し、調整により生ずる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \frac{\text{既発行株式数} \times \text{調整前行使価額} + \text{新規発行株式数} \times \text{1株当たり払込金額}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

上記計算式において「既発行株式数」とは、当社の発行済株式総数から当社が保有する自己株式数を控除した数とし、自己株式の処分を行う場合には「新規発行」を「自己株式の処分」、「1株当たり払込金額」を「1株当たり処分金額」に読み替えるものとする。

4. 2017年9月15日開催の取締役会決議により、2017年10月1日を効力発生日として、普通株式1株につき2株の割合で株式分割を行っております。これにより「新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数」、「新株予約権の行使時の払込金額」及び「新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額」が調整されております。

5. 組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項は次のとおりであります。

当社が合併(当社が合併により消滅する場合に限る。)、吸収分割、新設分割、株式交換又は株式移転(以上を総称して以下「組織再編成行為」という。)をする場合において、組織再編成行為の効力発生日において残存する本新株予約権の新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号のイからホま

で掲げる株式会社（以下「再編対象会社」という。）の新株予約権を以下の条件に基づきそれぞれ交付することとする。この場合においては、本新株予約権は消滅し、再編対象会社は新株予約権を新たに発行するものとする。ただし、以下の条件に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約又は株式移転計画において定めた場合に限るものとする。

- (1) 交付する再編対象会社の新株予約権の数
組織再編成行為の効力発生の時点において残存する本新株予約権の新株予約権者が保有する新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付するものとする。
- (2) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類
再編対象会社の普通株式とする。
- (3) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数
組織再編成行為の条件等を勘案のうえ、（注）2. に準じて決定する。
- (4) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額
交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、組織再編成行為の条件等を勘案のうえ前記（注）3. で定められた行使価額を調整して得られる再編後払込金額に上記（3）に従って決定される当該新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数を乗じて得られる金額とする。
- (5) 新株予約権を行使することができる期間
本新株予約権の行使期間に定める新株予約権を行使できる期間の開始日と組織再編成行為の効力発生日のうちいずれか遅い日から、本新株予約権を行使することができる期間の満了日までとする。
- (6) 新株予約権の行使の条件
本新株予約権の行使の条件に準じて決定する。
- (7) 増加する資本金及び資本準備金に関する事項
新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果1円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げるものとする。
新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本準備金の額は、上記記載の資本金等増加限度額から、上記に定める増加する資本金の額を減じた額とする。
- (8) 譲渡による新株予約権の取得の制限
譲渡による新株予約権の取得については、再編対象会社の承認を要するものとする。
- (9) 新株予約権の取得事由
新株予約権者が権利行使をする前に、当社が消滅会社となる合併契約承認の議案、当社が分割会社となる吸収分割契約もしくは新設分割計画承認の議案又は当社が完全子会社となる株式交換契約承認もしくは株式移転計画承認の議案につき株主総会で承認された場合（株主総会決議が不要の場合は、当社取締役会決議がなされた場合）は、当社取締役会が別途定める日をもって、当社は無償で新株予約権を取得することができる。
新株予約権者が権利行使をする前に、新株予約権の行使の条件の規定に該当しなくなった場合、及び新株予約権者が保有する新株予約権を放棄した場合には、当社取締役会が別途定める日をもって、当社は無償で新株予約権を取得することができる。

【ライツプランの内容】

該当事項はありません。

【その他の新株予約権等の状況】

2021年第1回新株予約権

決議年月日	2021年5月14日
新株予約権の数(個)	20,000
新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数(株)	普通株式 2,000,000 (注)1
新株予約権の行使時の払込金額(円)	587 (注)2
新株予約権の行使期間	2021年6月1日から 2024年5月31日まで
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 591.1 資本組入額 296 (注)3
新株予約権の行使の条件	新株予約権の一部行使はできないものとする。
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権を譲渡するときは、当社取締役会の決議による承認を要するものとする。
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注)4

提出日の前月末現在(2021年5月31日)における内容を記載しております。

(注)1. 新株予約権1個当たりの目的である株式の数(以下「割当株式数」という。)は100株とする。

なお、当社が株式分割又は株式併合を行う場合、次の算式により新株予約権の目的となる株式の数を調整するものとする。但し、かかる調整は、新株予約権のうち、当該株式分割又は株式併合の時点で行使されていない本新株予約権の目的となる株式の数について行われ、調整の結果生じる1株未満の端数については、これを切り捨てるものとする。

$$\text{調整後株式数} = \text{調整前株式数} \times \text{当該株式分割又は株式併合の比率}$$

調整後株式数は、株式分割の場合、当該株式分割の基準日の翌日(基準日の定めがないときはその効力発生日)以降、株式併合の場合は、その効力発生日以降、これを適用する。但し、株主に割当てを受ける権利を与えるための基準日が設定され、かつ効力の発生が当該基準日以降の株主総会、取締役会その他当社の機関の承認を条件としているときには、当該承認があった日の翌日以降、これを適用するものとする。

その他、新株予約権の目的となる株式の数の調整を必要とする事由が生じたときは、当社は取締役会決議により、合理的な範囲で新株予約権の目的となる株式の数を適宜調整するものとする。

2. (1) 新株予約権の行使に際して出資される財産は金銭とし、その価額は、行使価額に割当株式数を乗じた額とする。但し、これにより1円未満の端数を生じる場合は、これを切り捨てる。
- (2) 新株予約権の行使に際して出資される当社普通株式1株当たりの金銭の額(以下「行使価額」という。)は、587円とする。但し、行使価額は、下記(3)及び(4)に従い調整されることがある。
- (3) 当社は、当社が新株予約権の発行後、下記(4)に掲げる各事由により当社の普通株式数に変更を生じる場合又は変更を生じる可能性がある場合には、次に定める算式(以下「行使価額調整式」という。)をもって行使価額を調整する。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新発行・処分株式数} \times 1 \text{株当たりの払込金額}}{1 \text{株当たりの時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新発行・処分株式数}}$$

(4) 行使価額調整式により行使価額の調整を行う場合及び調整後行使価額の適用時期については、次に定めるところによる。

下記(5)に定める時価を下回る払込金額をもって当社普通株式を新たに発行し、又は当社の保有する当社普通株式を処分する場合(無償割当による場合を含む。)(但し、新株予約権(新株予約権付社債に付されたものを含む。))の行使、取得請求権付株式、取得条項付株式若しくは取得条項付新株予約権(新株予約権付社債に付されたものを含む。))の取得と引換えに交付する場合、その他当社普通株式の交付を請求できる権利の行使によって当社普通株式を交付する場合、会社分割、株式交換若しくは合併により当社普通株式を交付する場合を除く。また、当社若しくはその関係会社(財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則第8条第8項に定める関係会社をいう。以下同じ。))の取締役その他の役員若しくは使用人に譲渡制限付株式報酬として当社普通株式が交付される場合(以下、「譲渡制限付株式報酬」という。)には、当該交付の結果、(i) 本新株予約権の発行後において譲渡制限付株式報酬として下記(5)に定める時価を下回る払込金額をもって交付される当社普通株式の累計数及び(ii) 当社又はその関係会社の取締役その他の役員又は使用人に新株予約権を割り当てる場合(以下、「ストックオプション」という。))、下記(5)に定める時価を下回る払込

金額をもって当社普通株式の交付を請求できるストックオプションとして、本新株予約権の発行後において発行される新株予約権について全て当初の条件で行使された場合に交付される当社普通株式の累計数の合計が、本新株予約権の払込期日における当社普通株式数(本新株予約権の発行後に当社普通株式の株式分割、株式併合又は無償割当てが行われた場合には、当該株式数は適切に調整されるものとする。以下本号において同じ。)の10%を超えることとなる場合に限る。なお、かかる累計数の合計の割合が10%を超える交付が行われた場合、当該交付に係る調整に際しては、10%を超える交付部分のみを考慮するものとする。)調整後行使価額は、払込期日(募集に際して払込期間を定めた場合はその最終日とし、無償割当ての場合はその効力発生日とする。)の翌日以降、又はかかる発行若しくは処分につき株主に割当を受ける権利を与えるための基準日がある場合はその日の翌日以降これを適用する。

株式の分割により普通株式を発行する場合

調整後行使価額は、株式の分割のための基準日の翌日以降これを適用する。

下記(5)に定める時価を下回る払込金額をもって当社普通株式を交付する定めのある取得請求権付株式又は下記(5)に定める時価を下回る払込金額をもって当社普通株式の交付を請求できる新株予約権(新株予約権付社債に付されたものを含む。)を発行又は付与する場合(但し、ストックオプションとして新株予約権を発行する場合には、当該発行の結果、(i)本新株予約権の発行後において譲渡制限付株式報酬として下記(5)

に定める時価を下回る払込金額をもって交付される当社普通株式の累計数及び(ii)下記(5)に定める時価を下回る払込金額をもって当社普通株式の交付を請求できるストックオプションとして、本新株予約権の発行後において発行される新株予約権について全て当初の条件で行使された場合に交付される当社普通株式の累計数の合計が、本新株予約権の払込期日における当社普通株式数の10%を超えることとなる場合に限る。なお、かかる累計数の合計の割合が10%を超える発行が行われた場合、当該発行に係る調整に際しては、10%を超える交付部分のみを考慮するものとする。)

調整後行使価額は、取得請求権付株式の全部に係る取得請求権又は新株予約権(新株予約権付社債に付されたものを含む。)の全部が当初の条件で行使されたものとみなして行使価額調整式を適用して算出するものとし、払込期日(新株予約権の場合は割当日)の翌日以降又は(無償割当ての場合は)効力発生日の翌日以降これを適用する。但し、株主に割当を受ける権利を与えるための基準日がある場合には、その日の翌日以降これを適用する。

当社の発行した取得条項付株式又は取得条項付新株予約権(新株予約権付社債に付されたものを含む。)の取得と引換えに下記(5)に定める時価を下回る価額をもって当社普通株式を交付する場合(ただし、本号により既に行使価額が調整されたものを除く。)

調整後行使価額は、取得日の翌日以降これを適用する。

本号乃至の場合において、基準日が設定され、かつ効力の発生が当該基準日以降の株主総会、取締役会その他当社の機関の承認を条件としているときには、本号乃至にかかわらず、調整後行使価額は、当該承認があった日の翌日以降これを適用する。この場合において、当該基準日の翌日から当該承認があった日までに本新株予約権の行使請求をした新株予約権者に対しては、次の算出方法により、当社普通株式を交付する。

$$\text{株式数} = \frac{\text{調整前行使価額} - \text{調整後行使価額} \times \text{調整前行使価額により当該期間内に交付された株式数}}{\text{調整後行使価額}}$$

この場合、1株未満の端数を生じたときはこれを切り捨てるものとし、現金等による調整は行わない。

(4)行使価額調整式により算出された調整後行使価額と調整前行使価額との差額が1円未満にとどまる場合は、行使価額の調整は行わない。但し、その後行使価額の調整を必要とする事由が発生し、行使価額を調整する場合には、行使価額調整式中の調整前行使価額に代えて調整前行使価額からこの差額を差し引いた額を使用する。

(5)行使価額調整式の計算については、円位未満小数第2位まで算出し、小数第2位を四捨五入する。

行使価額調整式で使用する時価は、調整後行使価額が初めて適用される日(但し、本項(3)の場合は基準日)に先立つ45取引日目に始まる30取引日の東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値の平均値(終値のない日数を除く。)とする。この場合、平均値の計算は、円位未満小数第2位まで算出し、小数第2位を四捨五入する。

行使価額調整式で使用する既発行株式数は、株主に割当を受ける権利を与えるための基準日がある場合はその日、また、かかる基準日がない場合は、調整後行使価額を初めて適用する日の1ヶ月前の日における当社の発行済普通株式の総数から、当該日において当社の保有する当社普通株式を控除した数とする。また、本項(3)の場合には、行使価額調整式で使用する新発行・処分株式数は、基準日において当社が有する当社普通株式に割り当てられる当社の普通株式数を含まないものとする。

(6)本項(3)の行使価額の調整を必要とする場合以外にも、次に掲げる場合には、当社は、本新株予約権者と協議の上、その承認を得て、必要な行使価額の調整を行う。

株式の併合、資本金の額の減少、会社分割、株式交換又は合併のために行使価額の調整を必要とするとき。

その他当社の普通株式数の変更又は変更の可能性が生じる事由等の発生により行使価額の調整を必要とするとき。

行使価額を調整すべき複数の事由が相接して発生し、一方の事由に基づく調整後行使価額の算出にあたり使用すべき時価につき、他方の事由による影響を考慮する必要があるとき。

- (7)行使価額の調整を行うときは、当社は、調整後行使価額の適用開始日の前日までに、本新株予約権者に対し、かかる調整を行う旨並びにその事由、調整前行使価額、調整後行使価額及びその適用開始日その他必要な事項を書面で通知する。但し、上記(3)に定める場合その他適用開始日の前日までに上記通知を行うことができない場合には、適用開始日以降速やかにこれを行う。
3. 新株予約権の行使により株式を発行する場合の増加する資本金の額は、会社計算規則第17条の定めるところに従って算定された資本金等増加限度額に0.5を乗じた金額とし、計算の結果1円未満の端数を生じる場合はその端数を切り上げた額とする。増加する資本準備金の額は、資本金等増加限度額より増加する資本金の額を減じた額とする。
4. 当社は、当社が消滅会社となる合併又は当社が完全子会社となる株式交換若しくは株式移転(以下「組織再編行為」という。)につき当社株主総会で承認決議した場合、当該組織再編行為の効力発生日前に、会社法273条の規定に従って通知をした上で、本新株予約権1個当たり410円の価額で、本新株予約権者(当社を除く。)の保有する本新株予約権の全部を取得する。

2021年第2回新株予約権

決議年月日	2021年5月14日
新株予約権の数(個)	10,000
新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数(株)	普通株式 1,000,000 (注)1
新株予約権の行使時の払込金額(円)	764 (注)2
新株予約権の行使期間	2021年6月1日から 2024年5月31日まで
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 764.59 資本組入額 383 (注)3
新株予約権の行使の条件	新株予約権の一部行使はできないものとする。
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権を譲渡するときは、当社取締役会の決議による承認を要するものとする。
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注)4

提出日の前月末現在(2021年5月31日)における内容を記載しております。

(注)1. 新株予約権1個当たりの目的である株式の数(以下「割当株式数」という。)は100株とする。

なお、当社が株式分割又は株式併合を行う場合、次の算式により新株予約権の目的となる株式の数を調整するものとする。但し、かかる調整は、新株予約権のうち、当該株式分割又は株式併合の時点で行使されていない本新株予約権の目的となる株式の数について行われ、調整の結果生じる1株未満の端数については、これを切り捨てるものとする。

$$\text{調整後株式数} = \text{調整前株式数} \times \text{当該株式分割又は株式併合の比率}$$

調整後株式数は、株式分割の場合、当該株式分割の基準日の翌日(基準日の定めがないときはその効力発生日)以降、株式併合の場合は、その効力発生日以降、これを適用する。但し、株主に割当てを受ける権利を与えるための基準日が設定され、かつ効力の発生が当該基準日以降の株主総会、取締役会その他当社の機関の承認を条件としているときには、当該承認があった日の翌日以降、これを適用するものとする。

その他、新株予約権の目的となる株式の数の調整を必要とする事由が生じたときは、当社は取締役会決議により、合理的な範囲で新株予約権の目的となる株式の数を適宜調整するものとする。

- (1) 新株予約権の行使に際して出資される財産は金銭とし、その価額は、行使価額に割当株式数を乗じた額とする。但し、これにより1円未満の端数を生じる場合は、これを切り捨てる。
- (2) 新株予約権の行使に際して出資される当社普通株式1株当たりの金銭の額(以下「行使価額」という。)は、764円とする。但し、行使価額は、下記(3)及び(4)に従い調整されることがある。
- (3) 当社は、当社が新株予約権の発行後、下記(4)に掲げる各事由により当社の普通株式数に変更を生じる場合又は変更を生じる可能性がある場合には、次に定める算式(以下「行使価額調整式」という。)をもって行使価額を調整する。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新発行・処分株式数} \times \text{1株当たりの払込金額}}{\text{1株当たりの時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新発行・処分株式数}}$$

- (4) 行使価額調整式により行使価額の調整を行う場合及び調整後行使価額の適用時期については、次に定めるところによる。

下記(5)に定める時価を下回る払込金額をもって当社普通株式を新たに発行し、又は当社の保有する当社普通株式を処分する場合(無償割当による場合を含む。)(但し、新株予約権(新株予約権付社債に付されたものを含む。))の行使、取得請求権付株式、取得条項付株式若しくは取得条項付新株予約権(新株予約権付社債に付されたものを含む。))の取得と引換えに交付する場合、その他当社普通株式の交付を請求できる権利の行使によって当社普通株式を交付する場合、会社分割、株式交換若しくは合併により当社普通株式を交付する場合を除く。また、当社若しくはその関係会社(財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則第8条第8項に定める関係会社をいう。以下同じ。))の取締役その他の役員若しくは使用人に譲渡制限付株式報酬として当社普通株式が交付される場合(以下、「譲渡制限付株式報酬」という。)には、当該交付の結果、(i) 本新株予約権の発行後において譲渡制限付株式報酬として下記(5)に定める時価を下回る払込金額をもって交付される当社普通株式の累計数及び(ii) 当社又はその関係会社の取締役その他の役員又は使用人に新株予約権を割り当てる場合(以下、「ストックオプション」という。))、下記(5)に定める時価を下回る払込金額をもって当社普通株式の交付を請求できるストックオプションとして、本新株予約権の発行後において

発行される新株予約権について全て当初の条件で行使された場合に交付される当社普通株式の累計数の合計が、本新株予約権の払込期日における当社普通株式数(本新株予約権の発行後に当社普通株式の株式分割、株式併合又は無償割当てが行われた場合には、当該株式数は適切に調整されるものとする。以下本号において同じ。)の10%を超えることとなる場合に限る。なお、かかる累計数の合計の割合が10%を超える交付が行われた場合、当該交付に係る調整に際しては、10%を超える交付部分のみを考慮するものとする。)調整後行使価額は、払込期日(募集に際して払込期間を定めた場合はその最終日とし、無償割当ての場合はその効力発生日とする。)の翌日以降、又はかかる発行若しくは処分につき株主に割当を受ける権利を与えるための基準日がある場合はその日の翌日以降これを適用する。

株式の分割により普通株式を発行する場合

調整後行使価額は、株式の分割のための基準日の翌日以降これを適用する。

下記(5)に定める時価を下回る払込金額をもって当社普通株式を交付する定めのある取得請求権付株式又は下記(5)に定める時価を下回る払込金額をもって当社普通株式の交付を請求できる新株予約権(新株予約権付社債に付されたものを含む。)を発行又は付与する場合(但し、ストックオプションとして新株予約権を発行する場合には、当該発行の結果、(i)本新株予約権の発行後において譲渡制限付株式報酬として下記(5)

に定める時価を下回る払込金額をもって交付される当社普通株式の累計数及び(ii)下記(5)に定める時価を下回る払込金額をもって当社普通株式の交付を請求できるストックオプションとして、本新株予約権の発行後において発行される新株予約権について全て当初の条件で行使された場合に交付される当社普通株式の累計数の合計が、本新株予約権の払込期日における当社普通株式数の10%を超えることとなる場合に限る。なお、かかる累計数の合計の割合が10%を超える発行が行われた場合、当該発行に係る調整に際しては、10%を超える交付部分のみを考慮するものとする。)

調整後行使価額は、取得請求権付株式の全部に係る取得請求権又は新株予約権(新株予約権付社債に付されたものを含む。)の全部が当初の条件で行使されたものとみなして行使価額調整式を適用して算出するものとし、払込期日(新株予約権の場合は割当日)の翌日以降又は(無償割当ての場合は)効力発生日の翌日以降これを適用する。但し、株主に割当を受ける権利を与えるための基準日がある場合には、その日の翌日以降これを適用する。

当社の発行した取得条項付株式又は取得条項付新株予約権(新株予約権付社債に付されたものを含む。)の取得と引換えに下記(5)に定める時価を下回る価額をもって当社普通株式を交付する場合(ただし、本号により既に行使価額が調整されたものを除く。)

調整後行使価額は、取得日の翌日以降これを適用する。

本号乃至の場合において、基準日が設定され、かつ効力の発生が当該基準日以降の株主総会、取締役会その他当社の機関の承認を条件としているときには、本号乃至にかかわらず、調整後行使価額は、当該承認があった日の翌日以降これを適用する。この場合において、当該基準日の翌日から当該承認があった日までに本新株予約権の行使請求をした新株予約権者に対しては、次の算出方法により、当社普通株式を交付する。

$$\text{株式数} = \frac{\text{調整前行使価額} - \text{調整後行使価額} \times \text{調整前行使価額により当該期間内に交付された株式数}}{\text{調整後行使価額}}$$

この場合、1株未満の端数を生じたときはこれを切り捨てるものとし、現金等による調整は行わない。

(4)行使価額調整式により算出された調整後行使価額と調整前行使価額との差額が1円未満にとどまる場合は、行使価額の調整は行わない。但し、その後行使価額の調整を必要とする事由が発生し、行使価額を調整する場合には、行使価額調整式中の調整前行使価額に代えて調整前行使価額からこの差額を差し引いた額を使用する。

(5)行使価額調整式の計算については、円位未満小数第2位まで算出し、小数第2位を四捨五入する。

行使価額調整式で使用する時価は、調整後行使価額が初めて適用される日(但し、本項(3)の場合は基準日)に先立つ45取引日目に始まる30取引日の東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値の平均値(終値のない日数を除く。)とする。この場合、平均値の計算は、円位未満小数第2位まで算出し、小数第2位を四捨五入する。

行使価額調整式で使用する既発行株式数は、株主に割当を受ける権利を与えるための基準日がある場合はその日、また、かかる基準日がない場合は、調整後行使価額を初めて適用する日の1ヶ月前の日における当社の発行済普通株式の総数から、当該日において当社の保有する当社普通株式を控除した数とする。また、本項(3)の場合には、行使価額調整式で使用する新発行・処分株式数は、基準日において当社が有する当社普通株式に割り当てられる当社の普通株式数を含まないものとする。

(6)本項(3)の行使価額の調整を必要とする場合以外にも、次に掲げる場合には、当社は、本新株予約権者と協議の上、その承認を得て、必要な行使価額の調整を行う。

株式の併合、資本金の額の減少、会社分割、株式交換又は合併のために行使価額の調整を必要とするとき。

その他当社の普通株式数の変更又は変更の可能性が生じる事由等の発生により行使価額の調整を必要とするとき。

行使価額を調整すべき複数の事由が相接して発生し、一方の事由に基づく調整後行使価額の算出にあたり使用すべき時価につき、他方の事由による影響を考慮する必要があるとき。

(7)行使価額の調整を行うときは、当社は、調整後行使価額の適用開始日の前日までに、本新株予約権者に対し、かかる調整を行う旨並びにその事由、調整前行使価額、調整後行使価額及びその適用開始日その他必要な事項を書面で通知する。但し、上記(3)に定める場合その他適用開始日の前日までに上記通知を行うことができない場合には、適用開始日以降速やかにこれを行う。

3. 新株予約権の行使により株式を発行する場合の増加する資本金の額は、会社計算規則第17条の定めるところに従って算定された資本金等増加限度額に0.5を乗じた金額とし、計算の結果1円未満の端数を生じる場合はその端数を切り上げた額とする。増加する資本準備金の額は、資本金等増加限度額より増加する資本金の額を減じた額とする。

4. 当社は、当社が消滅会社となる合併又は当社が完全子会社となる株式交換若しくは株式移転(以下「組織再編行為」という。)につき当社株主総会で承認決議した場合、当該組織再編行為の効力発生日前に、会社法273条の規定に従って通知をした上で、本新株予約権1個当たり59円の価額で、本新株予約権者(当社を除く。)の保有する本新株予約権の全部を取得する。

(3)【行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の行使状況等】

該当事項はありません。

(4)【発行済株式総数、資本金等の推移】

年月日	発行済株式数 増減数 (株)	発行済株式 総数残高 (株)	資本金増減額 (千円)	資本金残高 (千円)	資本準備金 増減額 (千円)	資本準備金 残高 (千円)
2017年3月20日 (注)1	800,000	11,100,000	220,800	1,144,000	220,800	1,048,000
2017年3月29日 (注)2	150,000	11,250,000	41,400	1,185,400	41,400	1,089,400
2017年3月21日～ 2017年3月31日 (注)3	3,500	11,253,500	567	1,185,967	567	1,089,967
2017年4月1日～ 2017年9月30日 (注)3	139,700	11,393,200	13,500	1,199,468	13,500	1,103,468
2017年10月1日 (注)4	11,393,200	22,786,400	-	1,199,468	-	1,103,468
2017年10月1日～ 2018年3月31日 (注)3	520,900	23,307,300	39,535	1,239,003	39,535	1,143,003
2018年4月1日～ 2019年3月31日 (注)3	386,200	23,693,500	27,771	1,266,774	27,771	1,170,774
2019年4月1日～ 2020年3月31日 (注)3	239,700	23,933,200	27,284	1,294,059	27,284	1,198,059
2020年4月1日～ 2021年3月31日 (注)3	107,600	24,040,800	14,257	1,308,316	14,257	1,212,316

(注)1. 有償一般募集(ブックビルディング方式による募集)

発行価格 600円
引受価額 552円
資本組入額 276円
払込金総額 441,600千円

2. 有償第三者割当(オーバーアロットメントによる売出しに関連した第三者割当増資)

発行価格 600円
引受価額 552円
資本組入額 276円
払込金総額 82,800千円

3. 新株予約権(ストック・オプション)の権利行使による増加であります。

4. 株式分割(1:2)による増加であります。

5. 2021年4月1日から2021年5月31日までの間に、新株予約権の行使により、発行済株式数が38千株、資本金及び資本準備金がそれぞれ5,035千円増加しております。

6. 2021年5月31日を払込期日とする第三者割当による増資により、発行済株式総数が2,950千株、資本金及び資本準備金がそれぞれ823,050千円増加しております。

(5)【所有者別状況】

2021年3月31日現在

区分	株式の状況(1単元の株式数 100株)								単元未満株式の状況(株)
	政府及び地方公共団体	金融機関	金融商品取引業者	その他の法人	外国法人等		個人その他	計	
					個人以外	個人			
株主数(名)	-	18	20	105	34	30	15,158	15,365	-
所有株式数(単元)	-	15,427	2,710	28,548	73,612	86	119,962	240,345	6,300
所有株式数の割合(%)	-	6.42	1.13	11.88	30.62	0.04	49.91	100.00	-

(注)1.自己株式1株は、「単元未満株式の状況」に含まれております。

2.「金融機関」には、株式給付型ESOP信託にかかる信託口が保有する当社株式896単元が含まれております。

(6)【大株主の状況】

2021年3月31日現在

氏名又は名称	住所	所有株式数(千株)	発行済株式(自己株式を除く。)の総数に対する所有株式数の割合(%)
E&RS' FORCE CREATION PTE. LTD.	9 BATTERY ROAD #15-01 MYP CENTRE SINGAPORE 049910	7,050	29.32
河原 成美	福岡県福岡市中央区	5,451	22.67
株式会社CFT Japan Holdings	東京都千代田区麹町四丁目1番地 麹町ダイヤモンドビル	1,100	4.57
河原 恵美	MAKEPEACEROAD SINGAPORE	640	2.66
株式会社西日本シティ銀行	福岡県福岡市博多区博多駅前三丁目1番1号	500	2.07
アリアケジャパン株式会社	東京都渋谷区恵比寿三丁目2番17号	400	1.66
鳥越製粉株式会社	福岡県うきは市吉井町276番地の1	400	1.66
日清製粉株式会社	東京都千代田区神田錦町一丁目25番地	400	1.66
日本マスタートラスト信託銀行株式会社(信託口)	東京都港区浜松町二丁目11番3号	266	1.10
アサヒビール株式会社	東京都墨田区吾妻橋一丁目23番1号	200	0.83
サントリー酒類株式会社	東京都港区台場二丁目3番3号	200	0.83
計	-	16,607	69.08

(注)1.河原成美氏の所有株式数には、力の源ホールディングス役員持株会における同氏の持分である41,576株を含めております。

2.当社は、自己株式を1株保有しております。また、株式給付型ESOP信託にかかる信託口が89,600株を保有しております。

(7) 【議決権の状況】
【発行済株式】

2021年3月31日現在

区分	株式数(株)	議決権の数(個)	内容
無議決権株式	-	-	-
議決権制限株式(自己株式等)	-	-	-
議決権制限株式(その他)	-	-	-
完全議決権株式(自己株式等)	-	-	-
完全議決権株式(その他)	普通株式 24,034,500	240,345	-
単元未満株式	普通株式 6,300	-	-
発行済株式総数	24,040,800	-	-
総株主の議決権	-	240,345	-

- (注) 1. 当事業年度における新株予約権の行使により、発行済株式の総数は107,600株増加しております。
2. 「完全議決権株式(その他)」欄の普通株式には、株式給付型ESOP信託にかかる信託口が保有する当社株式が89,600株含まれております。
3. 「単元未満株式」欄の普通株式には、当社保有の自己株式1株が含まれております。

【自己株式等】

該当事項はありません。

(8) 【役員・従業員株式所有制度の内容】

株式給付型ESOPの概要

当社は、2018年7月13日開催の取締役会において、当社及び当社グループ会社の従業員(以下、当社グループ従業員といいます。)を対象とした、インセンティブ・プラン「株式給付型ESOP」(以下、「本制度」といいます。)の導入を決議し、2018年8月13日より導入しております。

当社は、当社グループ従業員の新しい福利厚生制度として当社の株式を給付し、株価上昇及び業績向上への意欲や士気を高めることを目的として、本制度を導入しております。

本制度は、株式給付型ESOP(Employee Stock Ownership Plan)信託(以下、「ESOP信託」といいます。)と称される仕組みを採用しております。 ESOP信託とは、米国のESOP制度を参考にした従業員インセンティブ・プランであり、ESOP信託が取得した当社株式を、予め当社が定めた株式給付規程に基づき、一定の要件を満たした当社グループ従業員に対し当社株式を給付する仕組みとなります。

当社は当社グループ従業員に対し、貢献度に応じてポイントを付与し、株式給付規程に定める一定の条件により受給権の取得をしたときに当該付与ポイントに相当する当社株式を給付します。 当社グループ従業員に給付する株式については、予め信託設定した金銭により将来分を含めて取得し、信託財産として分別管理しております。

従業員等に取得させる予定の株式の総数

89,600株

当該従業員株式所有制度による受益権その他の権利を受け取ることができる者の範囲
株式給付規程の定めにより株式給付を受ける権利が確定した者

2【自己株式の取得等の状況】

【株式の種類等】 普通株式

- (1)【株主総会決議による取得の状況】
該当事項はありません。
- (2)【取締役会決議による取得の状況】
該当事項はありません。
- (3)【株主総会決議又は取締役会決議に基づかないものの内容】
該当事項はありません。
- (4)【取得自己株式の処理状況及び保有状況】

区分	当事業年度		当期間	
	株式数(株)	処分価額の総額(円)	株式数(株)	処分価額の総額(円)
引き受ける者の募集を行った取得自己株式	-	-	-	-
消却の処分を行った取得自己株式	-	-	-	-
合併、株式交換、株式交付、会社分割に係る移転を行った取得自己株式	-	-	-	-
その他	-	-	-	-
保有自己株式数	1	-	1	-

(注) 当期間における保自己株式数には、2021年6月1日からこの有価証券報告書提出までの単元未満株式の買取りによる株式数は含まれておりません。

3【配当政策】

当社は、将来の事業の発展と経営基盤の強化のための内部留保に意を用いつつ、経営成績や配当性向等を総合的に勘案し、株主の皆様に対し安定的かつ継続的な利益還元を実施することを基本方針としております。

剰余金の配当につきましては、期末配当及び中間配当の年2回を基本的な方針としております。

また、当社では会社法第459条第1項の規定に基づき、取締役会の決議をもって剰余金の配当等を行うことができる旨、定款に定めており、配当の決定機関は中間配当、期末配当ともに取締役会であります。当事業年度の配当につきましては、誠に遺憾ではありますが無配とさせていただきます。

内部留保金の使途につきましては、将来の事業の発展と経営基盤強化のために利用していく予定であります。

4【コーポレート・ガバナンスの状況等】

(1)【コーポレート・ガバナンスの概要】

コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方

当社グループは、コーポレート・ガバナンスへの取り組みを重要なものとして認識しております。また、近年における会社を取り巻く環境の急激な変化に対応するためには、組織的な取り組みのみならず、一人一人が公正な行動を行うことが必須条件と考えております。そのため、当社グループの役員及び従業員がそれぞれに企業倫理、コンプライアンスについて共通の認識を持ち、常に公正で機能的な行動をとることができるよう努めており、加えて、コーポレート・ガバナンスに対する組織的な対応については、持株会社体制であることを活かし、持株会社にグループ全体の統括管理を集中させることにより、グループ全体におけるコーポレート・ガバナンスの強化を図っております。さらに、グループ全体の戦略立案機能、経営管理機能及び業務執行機能を分離させることにより、意思決定を迅速化するとともに、持株会社と事業会社の役割と責任を明確化し、経営の効率性、透明性、健全性及び遵法性を確保するための仕組みを整えております。グループとしての戦略立案を強化すること、積極的な適時開示を意識することにより、当社グループの企業価値の極大化を図ってまいります。

企業統治の体制の概要及び当該体制を採用する理由

a．企業統治の体制の概要

当社は、監査等委員会設置会社であり、また、2019年6月24日開催の臨時取締役会において、当社取締役等の指名・報酬に関する任意の諮問委員会である指名・報酬委員会及びコンプライアンスの徹底を図ることを目的としたコンプライアンス委員会を設置し、当該機関の適切な運用により、企業統治を行う体制をとっております。各機関の概要は以下のとおりであります。

イ 取締役会及び取締役

当社の取締役会は、取締役（監査等委員である取締役を除く。）3名及び監査等委員である取締役3名（うち社外取締役2名）で構成されており、原則として毎月1回開催するほか、機動的に意思決定を行うため、必要に応じて臨時取締役会を開催しております。取締役会は、独立性を保持した監査等委員の出席のもと、当社の業務執行に関する重要事項を決定するとともに、取締役の業務執行状況を監督する体制をとっております。

また、社外取締役は、株式会社の代表取締役、弁護士及び公認会計士であり、各自が必要な実務経験と専門的知識を有していることから、より広い視野に基づいた経営意思決定の推進を可能としております。社外取締役を選任するための独立性に関する基準または方針については東京証券取引所の独立役員の基準等を参考に独立性判断基準を策定し当該基準に基づき選任を行っております。

ロ 監査等委員会及び監査等委員

当社の監査等委員会は、社外取締役である監査等委員2名を含む3名（うち1名は常勤監査等委員）で構成されており、原則として毎月1回開催するほか、必要に応じて臨時監査等委員会を開催しております。社外取締役である監査等委員2名は、弁護士としての法的知見及び公認会計士としての財務及び会計に相当程度の知見をそれぞれ有しており、専門的視点から当社の意思決定プロセス等について経営監視を行うことを期待して選任し、その役割を担っております。

常勤監査等委員においては主要子会社の取締役会や社内各種会議に積極的に陪席し、管理体制や業務遂行など会社の状況の把握を図ることとしております。会社に対処すべき課題、監査等委員会監査の環境整備の状況及び監査上の重要課題について監査等委員会において意見交換し、常勤監査等委員及び監査等委員である社外取締役との意思疎通を密に図ることで、監査等委員会監査の実効性を高めております。

なお、監査等委員会の体制は以下のとおりとなります。

委員長 常勤監査等委員 齋藤晃宏
委員 社外監査等委員 辻哲哉
委員 社外監査等委員 田鍋晋二

ハ 指名・報酬委員会

当社の指名・報酬委員会は、取締役3名（うち2名は監査等委員である社外取締役）で構成されており、取締役会の任意の諮問機関として、その諮問に応じて、適宜開催することとなっております。独立社外取締役が過半数を占める指名・報酬委員会において、役員を選任及び報酬額に関する審議を行い、当該審議の結果を踏まえて取締役会によりその決定がなされるプロセスをとることにより、役員を選任及び報酬額の透明性・公正性・客観性を担保することを目的としております。

なお、指名・報酬委員会の体制は以下のとおりとなります。

委員長	取締役	山根智之
委員	社外取締役（監査等委員）	辻哲哉
委員	社外取締役（監査等委員）	田鍋晋二

二 コンプライアンス委員会

当社のコンプライアンス委員会は、取締役3名（うち2名は監査等委員である社外取締役）で構成されており、法令や社内外の規則・規範を遵守し、当社グループ全体を通じて適正な業務遂行を図ることを目的として、各種規程の整備、内部通報窓口の運用、コンプライアンス状況のモニタリング等を実施することとなっております。また、実効性を確保するため、同委員会で確認された問題点や対処すべき課題については、取締役会への報告を適宜行うとともに、各部門において適切に処理して参ります。

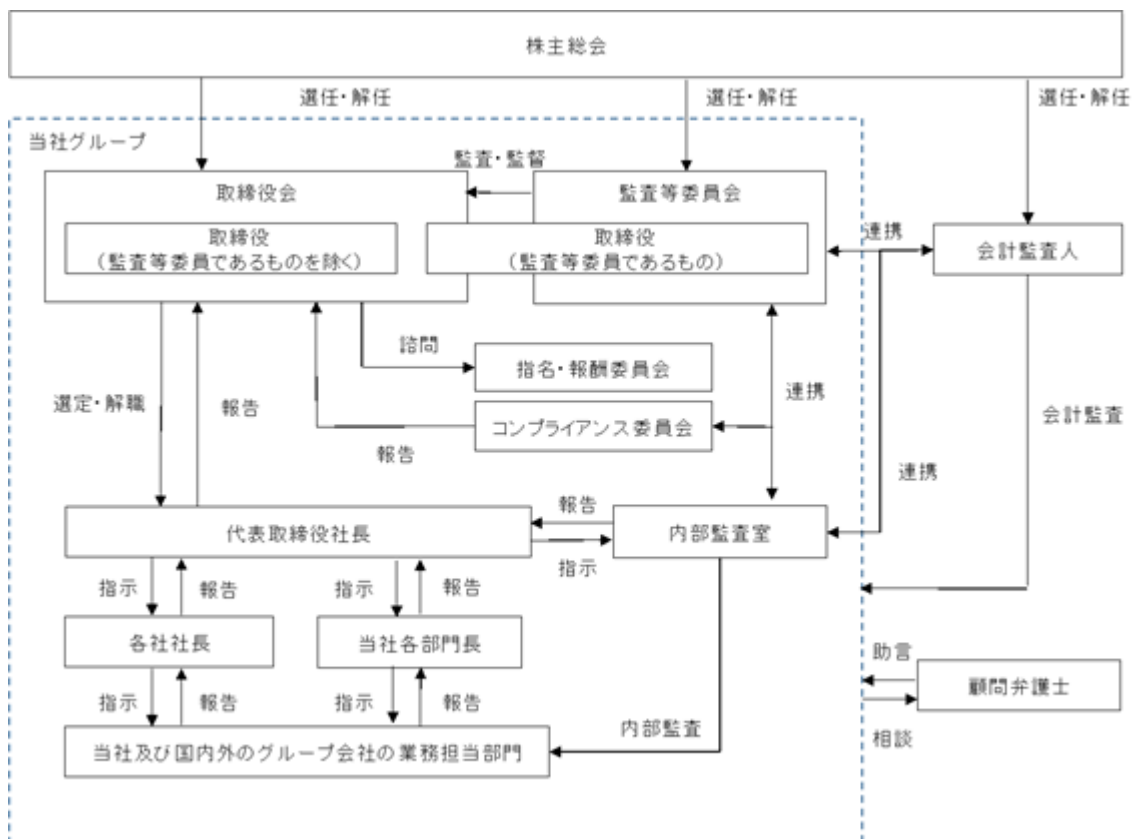
なお、コンプライアンス委員会の体制は以下のとおりとなります。

委員長	取締役	山根智之
委員	社外取締役（監査等委員）	辻哲哉
委員	社外取締役（監査等委員）	田鍋晋二

ホ 内部監査室

当社は内部監査部門として内部監査室を設置しており、室長1名により構成されております。内部監査室は、代表取締役社長直轄の組織として他の業務執行ラインから分離され、独立かつ客観的な立場から、当社及びグループ各社の健全かつ適切な業務運営に資するために実効性の高い内部監査の実施に努めております。また、当社グループの内部監査に関する基本方針は、当社が定める「内部監査規程」に基づき当社及び子会社の業務運営及び財産管理の実態を調査し、諸法令、定款遵守の体制を維持することとなっております。

当社の内部統制システムを含むコーポレート・ガバナンス体制の概略図は次のとおりです。



b. 当該体制を採用する理由

当社は、構成員の過半数を社外取締役とする監査等委員会を設置し、監査等委員である取締役に取締役会における議決権を付与することで、経営の監視機能を強化しております。また、取締役会構成員の監査等委員である社外取締役2名は、独立役員として指定されており、会社の業務執行が経営者や特定の利害関係者の利益に偏らず適正に行われているか監督できる立場を保持しております。

さらに、役員の選任及び報酬額等の決定について、過半数を独立社外取締役で構成する指名・報酬委員会で審議し、当該審議の結果を踏まえて判断するプロセスをとることにより、役員の選任及び報酬額の透明性・公正性・客観性を担保することとしております。

十分な経営の監査・監督機能を確保し、適切なコーポレート・ガバナンスを実現すべく、上記体制を採用しております。

企業統治に関するその他の事項

a. 内部統制システムの整備状況

当社は、内部統制システムについて、必要な業務・管理機能を所定の部組織に分割して担わせ、各種社内規程の遵守を徹底することで、権限分離と内部牽制を実現する業務運営を図ることとしております。

さらに、内部監査を年間内部監査計画に基づいて実施し、内部牽制組織の有効性をモニタリングすることとしております。当社は、以下のとおり「内部統制基本方針」を決議しております。

イ 取締役、使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

- ・取締役が法令・定款及び当社の企業理念を遵守することが企業経営における最優先事項と位置づけ、「変わらないために、変わり続ける」という企業理念のもと、取締役はこれに従って職務の執行にあたる。
- ・取締役会は、内部統制の基本方針を決定し、取締役が、適切に内部統制システムを構築・運用し、それに従い職務執行しているかを監督する。
- ・取締役会は、法令、定款、株主総会決議及び「取締役会規程」に従い、経営に関する重要な事項を決定する。
- ・取締役は、他の取締役と情報の共有を推進することにより、相互牽制が機能する体制を構築し、適正かつ効率的な業務運営を実現する。
- ・監査等委員会を設置し、取締役の職務執行について、法令及び監査等委員会規程に基づき監査を実施する。監査等委員会は、当社の内部統制システムを活用し、内部監査部門と連携して監査に当たる。
- ・コンプライアンス委員会を設置し、コンプライアンスにかかる各種規程の整備、役職員への啓蒙及びコンプライアンスの状況等の確認を実施する。
- ・管理部門は、企業活動に関連する法規及び定款の周知、並びに会社規程等の継続的整備及び周知を図る。
- ・内部監査部門として業務執行部門から独立した内部監査室を代表取締役社長直轄で設置し、代表取締役社長の指示に基づき、定期的に各部門の業務執行及びコンプライアンスの状況等の確認、内部統制システムの適合性、効率性の検証を行う。

ロ 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

- ・株主総会、取締役会の議事録、経営及び業務執行に関わる重要な情報については、法令及び「文書管理規程」「情報管理規程」「稟議規程」等の関連規程に従い、適切に記録し、定められた期間保存する。また、その他関連規程は必要に応じて適時見直し等の改善をする。

ハ 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

- ・取締役及び使用人は、「組織規程」、「業務分掌規程」及び「職務権限規程」に定められた職務と権限に基づき業務を遂行し、自己の職務と権限を超える事項は、「稟議規程」により上位者の決裁を仰ぐことにより、不測の事態（損失）を防止する。
- ・危機管理室を設置し、全社的なリスク管理のための方針・体制・手続きを定め、リスク状況の把握に努めるとともに、危機管理室においてリスクが顕在化した際の初動対応を行うものとする。
- ・管理部門は、各部門におけるリスク管理のための方針・体制・手続等を定め、リスク状況を把握し、適切に管理する。
- ・内部監査部門は、各業務執行部門のリスク管理の状況を監査し、その結果を定期的に代表取締役社長に報告し、重要な事項については取締役会及び監査等委員会に報告する。

二 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

- ・取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するため、取締役会の運営方法を「取締役会規程」に定めて円滑な意思決定を図るとともに、定時取締役会を月1回開催するほか、必要に応じて臨時取締役会を開催する。
- ・定款において取締役会での決議の省略を定めており、緊急かつ簡易な案件に関する承認手続きの効率化を図る。
- ・取締役会において、中期経営計画を策定し、経営目標を明確化する。
- ・月1回開催される定時取締役会において、業績進捗に関して定期的なレビューを行い、取締役会で定めた中期経営計画及び年度予算に照らして、分析・評価を行い、必要に応じて、改善策を検討する。

ホ 当社及び子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

- ・子会社の管理は、可能な限り自主性を尊重しつつ、企業理念、行動規範などをグループ各社で共有し、企業価値の向上と業務の適正を確保するため、指導・育成を行うものとし、「関係会社管理規程」を制定し、子会社に対し適切な管理を行う。
- ・子会社の管理を管轄する部門は、子会社において開催する取締役会その他の会議への出席等を通じて情報の共有と連携を図る。
- ・子会社には原則として取締役を派遣し、当社の意思を経営に反映するとともに、損失の危険が生じた場合は直ちに当該業務を管轄する業務執行の責任者へ報告を行う。
- ・子会社には原則として監査役を派遣し、監査結果に基づいて当該業務を管轄する取締役及び業務執行の責任者へ報告を行う。
- ・当社のコンプライアンス委員会は、当社の監査等委員及び内部監査部門と連携の上、子会社の業務が適正に行われているかのモニタリングを行う。
- ・当社の内部監査部門は、グループ各社の内部統制の有効性を監査し、結果を代表取締役社長及び各業務執行の責任者に報告し、重要な事項については取締役会、監査等委員会及びコンプライアンス委員会に報告する。
- ・取締役が法令・定款及び当社の企業理念を遵守することが企業経営における最優先事項と位置づけ、「変わらないために、変わり続ける」という当社グループ共通の企業理念のもと、取締役はこれに従って職務の執行にあたる。
- ・子会社の定時取締役会において、子会社の業績進捗に関して定期的なレビューを行い、取締役会で定めた中期経営計画及び年度予算に照らして、分析・評価を行い、必要に応じて、改善策を検討する。

ヘ 監査等委員会の職務を補助すべき取締役及び使用人に関する事項

- ・当社は、監査等委員会の職務を補助する使用人は配置していないが、取締役会は監査等委員会と協議を行い、監査等委員会の意向を尊重しつつ、当該使用人を任命及び配置することができる。
- ・監査等委員会の職務を補助する使用人は、監査等委員会の指揮命令に従って監査等委員会の業務全体を補助するものとし、これに必要な知識・能力を有する者を選任する。

ト 取締役及び使用人が監査等委員会に報告をするための体制及び報告したことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制

- ・監査等委員は、重要な意思決定の過程及び業務の執行状況を把握するため、取締役会のほか、全ての会議または委員会等に出席し、報告を受けることができる。
- ・取締役及び使用人は、取締役会に付議する重要な事項と重要な決定、その他重要な会議の決定事項、重要な会計方針・会計基準及びその変更、内部監査の実施状況、その他必要な重要事項を監査等委員会に報告する。
- ・取締役及び使用人は、当社に著しい損害を及ぼすおそれのある事項及び不正行為や重要な法令並びに定款違反行為を認知した場合、速やかに監査等委員会に報告する。
- ・取締役及び使用人は、当社または子会社の業務執行に関し、監査等委員会にコンプライアンス、リスク管理等に関する報告・相談を直接行うことができる。
- ・監査等委員会に報告・相談を行った取締役及び使用人もしくは子会社の役職員に対し、報告・相談を行ったことを理由とする不利な取扱いを禁止し、その旨を取締役及び使用人に対し周知徹底をする。

チ 監査等委員の職務の執行について生ずる費用又は債務の処理に係る方針に関する事項

- ・取締役は、各監査等委員の職務の執行に協力し、監査の実効性を担保するため、監査費用のための予算措置を行い、各監査等委員の職務の執行に係る経費等の支払を行う。

リ その他監査等委員会の監査が実効的に行われることを確保するための体制

- ・監査等委員会は、定期的に代表取締役との意見交換会を開催し、必要に応じ取締役、業務執行の責任者、使用人も含め執行部側との連絡会を開催し報告を受けることができる。
- ・監査等委員会は、経理部門、法務部門その他各部門に対して、随時必要に応じ、監査への協力を求めることができる。
- ・監査等委員会は、内部監査室に監査の協力を求めることができるものとし、内部監査室は、監査等委員による効率的な監査に協力する。
- ・監査等委員会は、会計監査人とも意見交換や情報交換を行い、連携を保ちながら必要に応じて調査及び報告を求める。

又 反社会的勢力排除に向けた基本方針及び体制

- ・当社は、反社会的勢力・団体・個人とは一切関わりを持たず、不当・不法な要求にも応じないことを基本方針とする。その旨を取締役及び使用人に周知徹底するとともに、平素より関係行政機関などからの情報収集に努め、事案の発生時には関係行政機関や法律の専門家と緊密に連絡をとり、組織全体として速やかに対処できる体制を整備する。

取締役（業務執行取締役等であるものを除く。）の責任限定契約の内容の概要

当社は、定款において、会社法第427条第1項の規定により、取締役（業務執行取締役等であるものを除く。）との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる旨を定めており、社外取締役にしましては、当社と同規定に基づき損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、会社法第425条第1項各号の額の合計額としております。なお、当該責任限定が認められるのは、責任の原因となった職務の遂行について善意でかつ重大な過失がないときに限られます。

役員等賠償責任保険契約の内容の概要

当社は、取締役を被保険者として、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結しております。保険期間中に被保険者に対して提起された損害賠償請求にかかる争訟費用及び損害賠償金等を填補することとしております。被保険者の職務の執行の適正性が損なわれないようにするための措置として、被保険者による犯罪行為等に起因する損害等については、填補の対象外としております。保険料は全額当社が負担しております。

取締役の定数

当社の取締役（監査等委員である取締役を除く。）の定数は10名以内、監査等委員である取締役の定数は5名以下とする旨を定款に定めております。

取締役の選任の決議要件

当社は、取締役の選任決議について、監査等委員である取締役とそれ以外の取締役を区別して株主総会において選任する旨、株主総会において議決権を行使することのできる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う旨を定款に定めております。また、取締役の選任決議は、累積投票によらない旨を定款に定めております。

取締役会で決議できる株主総会決議事項

当社は、以下のとおり、株主総会決議事項を取締役会の決議により定める旨を定款において定めております。

- ・剰余金の配当等会社法第459条第1項各号に定める事項について、法令に別段の定めがある場合を除き、株主総会の決議によらず取締役会の決議により定める旨定款に定めております。これは、剰余金の配当等を取締役会の権限とすることにより、株主への機動的な利益還元を行うことを目的とするものであります。
- ・会社法第454条第5項の規定により、取締役会の決議によって毎年9月30日を基準日として、中間配当を行うことができる旨を定款に定めております。これは、株主への機動的な利益還元を行うことを目的とするものであります。

株主総会の特別決議要件

当社は、株主総会の円滑な運営を行うことを目的として、会社法第309条第2項に定める株主総会の特別決議要件について、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもって行う旨を定款で定めております。

(2) 【役員の状況】

役員一覧

男性6名 女性-名(役員のうち女性の比率-%)

役職名	氏名	生年月日	略歴	任期	所有株式数 (株)
代表取締役社長	河原 成美	1952年12月18日生	1979年11月 「アフター・ザ・レイン」開業 1985年10月 「一風堂」創業 1986年10月 (有)力の源カンパニー設立 1994年12月 (株)力の源カンパニー(現当社)代表取締役 2009年 4月 (株)渡辺製麺代表取締役 2013年11月 CHIKARANOMOTO GLOBAL HOLDINGS PTE. LTD. Managing Director IPPUDO USA HOLDINGS, INC. Director 2014年 1月 当社代表取締役会長兼CEO 2016年 4月 (株)渡辺製麺取締役会長 2016年 8月 (株)渡辺製麺代表取締役会長兼社長 2018年 4月 (株)力の源カンパニー取締役 CHIKARANOMOTO GLOBAL HOLDINGS PTE. LTD. Director 2018年 6月 当社代表取締役会長兼社長 CHIKARANOMOTO GLOBAL HOLDINGS PTE. LTD. Managing Director(現任) 2019年 1月 (株)力の源カンパニー代表取締役社長 2019年 4月 (株)力の源カンパニー取締役 2019年 6月 当社代表取締役社長(現任)	(注)2	5,451,576
取締役	中尾 徹	1960年9月30日生	1994年 7月 (株)エス・ジー・カンパニー入社 2000年 9月 (有)エス・ジー・シューズ・カンパニー代表取締 役 2001年 6月 (株)エー・ビー・シー・マート西日本(現株 エー・ビー・シーマート)専務取締役 2003年 5月 (株)エー・ビー・シー・マート取締役 2005年 4月 同社取締役営業部長 2007年 3月 同社専務取締役営業部長 2009年 4月 同社専務取締役営業部長店舗開発担当 2015年 9月 同社専務取締役営業担当 2016年 6月 (株)エス・ジー・カンパニー取締役 2019年 1月 (株)力の源カンパニー取締役 2019年 4月 (株)力の源カンパニー代表取締役社長(現任) 2019年 6月 当社取締役(現任) 2019年11月 (株)I&P RUNWAY JAPAN取締役(現任)	(注)2	119
取締役	山根 智之	1977年12月20日生	2010年 5月 (株)力の源カンパニー(現当社)入社 2011年 3月 (株)力の源カンパニー(現当社)海外事業グ ループマネージャー 2012年11月 (株)力の源カンパニー(現当社)執行役員 2014年 1月 CHIKARANOMOTO GLOBAL HOLDINGS PTE. LTD. Director 2016年 4月 CHIKARANOMOTO GLOBAL HOLDINGS PTE. LTD. 直営事業本部 FRA事業部 事業部長 2018年 4月 当社経営戦略本部 本部長 当社執行役員CSO 2019年 2月 (株)I&P RUNWAY JAPAN代表取締役(現任) 2020年 4月 (株)力の源カンパニー取締役(現任) (株)渡辺製麺取締役(現任) 2020年 6月 当社取締役CSO(現任)	(注)2	27,025

役職名	氏名	生年月日	略歴	任期	所有株式数 (株)
取締役 (監査等委員)	齋藤 晃宏	1959年5月30日生	1982年 4月 ソニー(株) (現ソニーグループ(株)) 入社 1999年 4月 上海索広映像有限公司 (SSV) 取締役管理部長 2011年 3月 ソニー・マーケティング・オブ・ ジャパン(株) 経理部統括部長 2011年 6月 ソニー・ラテンアメリカ・インク 副社長兼リージョナルCFO 2016年 4月 力の源カンパニー 入社 CHIKATANOMOTO GLOBAL HOLDINGS PTE. LTD. 出向 同社経営統括本部副本部長 2017年 7月 同社執行役員 2018年10月 I&P RUNWAY, LLC, Director TAIWAN IPPUDO CO., LTD. Auditor (現任) 2019年 1月 PT IPPUDO CATERING INDONESIA Komisaris 2021年 2月 当社内部監査室長 2021年 4月 (株)渡辺製麺 監査役 (現任) 2021年 6月 当社取締役 (監査等委員) (現任)	(注)3	-
取締役 (監査等委員)	辻 哲哉	1970年10月20日生	1997年 4月 第二東京弁護士会弁護士登録 2003年 8月 Field-R法律事務所入所 (現任) 2007年 6月 (株)ゴンゾ社外監査役 2009年11月 夢の街創造委員会(株)(現(株)出前館) 社外監 査役 (現任) 2014年 1月 当社社外監査役 2017年 5月 (株)プラスディー 社外監査役 2017年 6月 当社社外取締役 (監査等委員) (現任)	(注)3	-
取締役 (監査等委員)	田鍋 晋二	1970年7月3日生	1990年10月 監査法人トーマツ (現有限責任監査法人 トーマツ) 入所 1994年 8月 公認会計士登録 1996年 7月 本郷公認会計士事務所 (現辻・本郷税理士 法人) 入所 1999年 9月 田鍋公認会計士事務所開業 2009年 1月 (株)田鍋会計事務所代表取締役 (現任) 2010年12月 (株)ユーラシア旅行社社外監査役 (現任) 2014年 1月 当社社外監査役 2017年 6月 当社社外取締役 (監査等委員) (現任)	(注)3	2,097
計					5,480,817

- (注) 1. 辻哲哉及び田鍋晋二は、社外役員 (会社法施行規則第2条第3項第5号に規定する社外役員をいう) に該当する会社法第2条第15号に規定する社外取締役であります。
2. 2021年6月29日開催の定時株主総会の終結の時から1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとしております。
3. 2021年6月29日開催の定時株主総会の終結の時から2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとしております。
4. 所有株式数については、力の源ホールディングス役員持株会又は従業員持株会における持分を含めておりません。

5.当社は、法令に定める監査等委員である取締役の員数を欠くことになる場合に備え、会社法第329条第3項に定める補欠の監査等委員である取締役（補欠監査等委員）1名を選任しております。補欠監査等委員の略歴は次のとおりであります。なお、補欠監査等委員渡邊英城の任期は、2021年6月29日開催の定時株主総会の終結の時から1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとしております。

氏名	生年月日	略歴		所有株式数(株)
渡邊 英城	1960年3月16日生	1983年4月 1994年4月	住友商事㈱入社 東京弁護士会弁護士登録 岸巖法律事務所入所	-
		2000年4月 2006年3月 2008年4月 2008年6月 2013年6月	若林・渡邊法律事務所開設（現任） ㈱本間ゴルフ社外監査役 最高裁判所司法研修所教官 ラオックス㈱社外監査役 司法試験審査委員	

社外役員の状況

当社の監査等委員である社外取締役は2名であります。

監査等委員である社外取締役辻哲哉氏は、弁護士であり、その専門的見地及び経営に関する高い見識を当社の監査に反映していただくため選任いたしました。同氏は、株式会社出前館の社外監査役を務めております。なお、当社と同氏の間に人的関係、資本的関係又は取引関係その他の利害関係はありません。

監査等委員である社外取締役田鍋晋二氏は、公認会計士であり、株式会社田鍋会計事務所の代表取締役も務めていることから、その専門的見地及び経営に関する高い見識を当社の監査に反映していただくため選任いたしました。同氏は、株式会社ユーラシア旅行社の社外監査役を務めております。なお、「4 コーポレート・ガバナンスの状況等（2）役員の状況」に記載のとおり当社株式を保有しておりますが、僅少であり、当社と同氏の間に、重要な人的関係、資本的関係又は取引関係その他の利害関係はないものと判断しております。

また、各氏は当社が定める「独立性判断基準」を満たしており、また東京証券取引所の定めに基づく独立役員の要件を満たしているため同取引所に対して独立役員として届け出ております。なお、当社では、東京証券取引所の独立役員の独立性判断基準を基に、社外役員の独立性判断基準を以下のとおり定めております。

<独立性判断基準>

- 1.現在又は過去において、当社及び当社子会社（以下、総称して「当社グループ」という。）の業務執行者であり又はあった者
- 2.当社グループの取引先である者で、直近事業年度における当社グループの当該取引先に対する売上高が、当社グループの当該事業年度における売上高の2%以上となる取引先又はその業務執行者
- 3.当社グループを取引先とする者で、直近事業年度における当該取引先の当社グループへの売上高が、当該取引先の当該事業年度における売上高の2%以上となる取引先又はその業務執行者
- 4.当社の総議決権の10%以上を保有する大株主又はその業務執行者
- 5.公認会計士、弁護士、コンサルタント等で、当社から役員報酬以外に年間1,000万円以上の金銭その他の財産を得ている者（当該財産を得ている者が法人、組合等の団体である場合には、当社グループから得ている財産が年間収入の2%以上となる団体に所属する者）
- 6.当社グループから直近事業年度において年間1,000万円以上の寄与を受けている者（当該寄与を受けている者が法人、組合等の団体である場合には、当社から得ている財産が年間収入の2%以上となる団体に所属する者）
- 7.当社会計監査人である監査法人に所属する者又はその出身者
- 8.過去3年において、上記2から7までのいずれかに該当していた者
- 9.以下のいずれかに該当する者の配偶者又は2親等以内の親族
 - (1)現在又は直近事業年度において、当社グループの重要な業務執行者であった者
 - (2)上記2から4に該当する者
 - (3)上記5又は6に該当する者

業務執行者とは、会社法施行規則第2条第3項第6項に規定する者をいう。

重要な業務執行者とは、業務執行者のうち、取締役（社外取締役を除く）、執行役員及び部門長等の重要な業務執行を行う者をいう。

「団体に所属する者」とは、当該団体の重要な業務執行者（又は重要な業務執行者と同等の重要性を有していると判断される者）又は当該団体が、監査法人又は法律事務所等の専門家である場合、公認会計士、弁護士等の専門的な資格を保有する者をいう。

社外取締役（監査等委員である取締役を除く。）又は監査等委員である社外取締役による監督及び内部統制部門との関係

当社の社外取締役2名すべては監査等委員である取締役であり、監査等委員である取締役及び監査等委員会は必要に応じ、内部監査に立ち会うとともに、監査の重点項目や監査結果についての情報の共有に努めております。また、監査等委員会及び内部監査室は、会計監査人との間で四半期に1回の頻度で定期的に、あるいは必要に応じて随時会合（三様監査）を持ち、内部統制システムの適正性を総合的、客観的に評価するとともに抽出された課題等に対して改善に向けた提言、是正勧告、フォローアップを行うことができる体制をとっております。

（3）【監査の状況】

監査等委員会監査の状況

当社の監査等委員会は、社外取締役である監査等委員2名を含む3名（うち1名は常勤監査等委員）で構成されており、原則として毎月1回開催するほか、必要に応じて臨時監査等委員会を開催しております。社外取締役である監査等委員2名のうち1名は、弁護士としての法的知見を有しており、1名は公認会計士の資格を有し、財務及び会計に相当程度の知見を有しており、専門的視点から当社の意思決定プロセス等について経営監視を行うことを期待して選任し、その役割を担っております。

当事業年度における監査等委員会及び常勤監査等委員の活動状況は以下のとおりです。

a. 監査等委員会の開催頻度及び個々の監査等委員の出席状況

氏名	開催回数	出席状況
鈴木 康義	13回	13回（100%）
辻 哲哉	13回	13回（100%）
田鍋 晋二	13回	13回（100%）

b. 監査等委員会における主な附議内容

- ・ 日常監査状況に関する報告
 - 重要な決裁書類等に関する監査報告
 - 重要な会議への出席及び当該会議体における附議議案の監査報告
 - EHL（エマージェンシーホットライン）の内容に関する監査報告
 - 店舗往査の内容に関する監査報告
- ・ 2020年度における監査等委員の報酬に関する決議
- ・ 2020年度における当社と監査法人との監査契約の締結に関する決議

c. 常勤監査等委員の活動状況について

常勤監査等委員においては主要子会社の取締役会や社内各種会議に積極的に陪席し、管理体制や業務遂行など会社の状況の把握を図ることとしております。会社が対処すべき課題、監査等委員会監査の環境整備の状況及び監査上の重要課題について監査等委員会において意見交換し、常勤監査等委員及び監査等委員である社外取締役との意思疎通を密に図ることで、監査等委員会監査の実効性を高めております。

内部監査の状況

当社は内部監査部門として内部監査室を設置しており、室長1名により構成されております。内部監査室は、代表取締役社長直轄の組織として他の業務執行ラインから分離され、独立かつ客観的な立場から、当社及びグループ各社の健全かつ適切な業務運営に資するために実効性の高い内部監査の実施に努めております。また、当社グループの内部監査に関する基本方針は、当社が定める「内部監査規程」に基づき当社及び子会社の業務運営及び財産管理の実態を調査し、諸法令、定款遵守の体制を維持することとなっております。

内部監査、監査等委員会監査及び会計監査の相互連携並びにこれらの監査との内部統制部門との関係としては、監査等委員会が、必要に応じ内部監査室の監査に立ち会うとともに、監査の重点項目や監査結果等について情報の共有に努め、また、監査等委員会、内部監査室及び会計監査人との間で、四半期に1回の頻度で定期的に、あるいは必要に応じて随時会合を持ち、実効的な三様監査を図ることで内部統制システムの適正性を総合的、客観的に評価するとともに、抽出された課題等に対して改善に向けた提言、是正勧告、フォローアップを行うことができる体制をとっております。

会計監査の状況

a. 監査法人の名称

三優監査法人

b. 継続監査期間

7年間

c. 業務を執行した公認会計士

鳥居 陽
西川 賢治

d. 監査業務に係る補助者の構成

当社の会計監査業務に係る補助者は、公認会計士5名、その他5名であります。

e. 監査法人の選定方針と理由

当社における監査法人の選定方針は以下のとおりであります。

1. 監査法人の品質管理体制が充実していること
2. 監査法人の独立性が充分であること
3. 当社グループの事業規模及び事業内容に適していること

三優監査法人を選定した理由といたしましては上記の基準を満たし、当社グループの経営方針に理解を示したうえで、厳格かつ適正な監査業務を行えるものと判断したことによります。

f. 監査等委員会による監査法人の評価

会計監査人である三優監査法人は、上場会社の監査に関する経験も豊富であり、また密度の高い監査を行うことができるに足る規模も兼ね備えております。また当社の会計監査業務を執行した公認会計士両名の監査の内容及び手続きは適正かつ厳格なものであり、適切な会計監査がなされているものと評価しております。

監査報酬の内容等

a. 監査公認会計士等に対する報酬の内容

区分	前連結会計年度		当連結会計年度	
	監査証明業務に基づく報酬(千円)	非監査業務に基づく報酬(千円)	監査証明業務に基づく報酬(千円)	非監査業務に基づく報酬(千円)
提出会社	32,500	-	32,500	-
連結子会社	-	-	-	-
計	32,500	-	32,500	-

b. 監査公認会計士等と同一のネットワーク(BDO)に対する報酬(a.を除く)

区分	前連結会計年度		当連結会計年度	
	監査証明業務に基づく報酬(千円)	非監査業務に基づく報酬(千円)	監査証明業務に基づく報酬(千円)	非監査業務に基づく報酬(千円)
提出会社	-	-	-	-
連結子会社	-	2,445	-	-
計	-	2,445	-	-

連結子会社における非監査業務の内容は、移転価格文書作成業務であります。

c. その他の重要な監査証明業務に基づく報酬の内容

該当事項はありません。

d. 監査報酬の決定方針

当社の事業規模や特性に照らして監査計画、監査内容、監査日数等を勘案し、双方協議の上で監査報酬を決定しております。

e. 監査等委員会が会計監査人の報酬等に同意した理由

当社における監査の対象は海外子会社にも及び広範囲なものとなっており、監査計画、監査内容、監査日数等を勘案し、会計監査人の報酬は妥当であると思料した結果、同意を得ております。

(4) 【役員の報酬等】

役員の報酬等の額又はその算定方法の決定に関する方針に係る事項

当社は、役員の報酬等の額又は算定方法の決定に関する方針を定めており、その内容は、以下のとおりであります。また、2019年6月24日開催の臨時取締役会において、任意の諮問委員会である「指名・報酬委員会」の設置を決議しており、役員の報酬等の額又は算定方法の決定に関する方針について継続的な議論を行っております。

(a) 取締役（監査等委員である取締役を除く。）

取締役（監査等委員を除く）の報酬等は、月額固定報酬のみから構成され、取締役（監査等委員を除く）の個人別の報酬等につき、担当する職務、責任、業績、貢献度、並びに、業界動向及び経済環境等のマーケット水準等を総合的に勘案し、決定することを基本方針としております。当社は取締役（監査等委員を除く）の個人別の報酬等の妥当性と決定プロセスの透明性・公正性を確保するため、当社の取締役1名と社外取締役2名（監査等委員を含む）で構成される指名・報酬委員会を設置しております。取締役会は、指名・報酬委員会に取締役（監査等委員を除く）の個人別の報酬等につき諮問を行い、取締役会から一任を受けた代表取締役が、上記基本方針及び指名・報酬委員会の答申を考慮し、決定しております。

(b) 監査等委員である取締役

監査等委員である取締役の報酬は、監査等委員である取締役が株主の付託を受けた独立機関として取締役の職務執行に対する監査職務を負っていることから、監査等委員である取締役の協議に基づき決定しております。

当社の役員の報酬に関する株主総会の決議年月日は、2017年6月26日であり、取締役（監査等委員である取締役を含まない。）の報酬限度額を、取締役の員数及び経済情勢等も考慮し、年額330百万円以内（うち社外取締役分は30百万円以内。ただし、使用人分給与は含まない。）とする旨、決議しております。また、同株主総会にて、監査等委員である取締役の報酬限度額は、監査等委員である取締役の職務と責任を考慮して、年額50百万円以内と決議しております。

当社役員の報酬等の額又はその算定方法に関する方針の決定権限を有する者は取締役会であり、株主総会の決議によって報酬限度額の範囲内で個別の役員の報酬額の決定をいたします。当事業年度における役員報酬の金額は、2020年6月26日開催の取締役会決議において、代表取締役に一任する旨の決定をしております。なお、2019年6月24日の「指名・報酬委員会」設置に伴い、取締役会が「指名・報酬委員会」への諮問を行い、「指名・報酬委員会」の答申を考慮して決議を行うように決定プロセスを変更しており、客観性・透明性の向上に努めております。

また、2020年4月14日開催の取締役会決議において、新型コロナウイルスの感染拡大の影響に鑑み、2020年4月から6月における代表取締役及び取締役並びに執行役員の報酬・給与を以下のとおり減額することを決定いたしました。なお、これを受けて監査等委員会においても、同様の内容で報酬を減額する旨、全会一致にて決議がなされております。

役職名	減額率
代表取締役	32%
取締役（監査等委員である取締役を含む）	20%
取締役（社外取締役）	10%
執行役員及び当社グループ会社取締役	10～14%

当事業年度における指名・報酬委員会の活動状況は以下のとおりです。なお、2020年4月7日に政府より発令された新型コロナウイルスの感染拡大に伴う緊急事態宣言への対応に注力する状況にあり、一時的に代表取締役及び取締役の選任・報酬に関して取締役会及び本委員会において議論を行うことが困難であったため、当該選任・報酬に関する答申は行われませんでした。2021年5月14日から答申を再開しております。

- ・2020年 4月14日：取締役会への選任・報酬に関する答申の中止に関する審議
- ・2021年 5月14日：取締役会への選任・報酬に関する答申に関する審議

役員区分ごとの報酬等の総額、報酬等の種類別の総額及び対象となる役員の員数

役員区分	報酬等の総額 (千円)	報酬等の種類別の総額(千円)				対象となる 役員の員数 (名)
		固定報酬	業績連動報酬	退職慰労金	左記のうち、 非金銭報酬等	
取締役(監査等委員及び 社外取締役を除く)	73,500	73,500	-	-	-	5
取締役(監査等委員) (社外取締役を除く)	8,000	8,000	-	-	-	1
社外役員	6,600	6,600	-	-	-	3

- (注) 1. 上記には2020年6月26日付で退任した取締役3名(うち社外取締役1名)を含んでおります。
2. 期末現在の人数は取締役(監査等委員を除く)3名、監査等委員である取締役3名(うち社外取締役2名)であります。
3. 上記以外に、取締役(1名)に対して、当社の連結子会社から13,860千円の基本報酬の支払いがありません。

役員ごとの連結報酬等の総額等

連結報酬等の総額が1億円以上である者が存在しないため、該当事項はありません。

(5) 【株式の保有状況】

投資株式の区分の基準及び考え方

当社グループは、保有目的が純投資目的である投資株式と純投資目的以外の目的である投資株式の区分について、保有目的が専ら株式の価値の変動または株式に係る配当によって利益を受けることにある投資株式を「保有目的が純投資目的である投資株式」とし、それ以外の投資株式を「保有目的が純投資目的以外の目的である投資株式」として考えております。

CHIKARANOMOTO GLOBAL HOLDINGS PTE.LTD.の株式の保有状況

当社及び連結子会社のうち、投資株式の貸借対照表計上額（投資株式計上額）が最も大きい会社（最大保有会社）であるCHIKARANOMOTO GLOBAL HOLDINGS PTE.LTD.については以下のとおりであります。

a. 保有目的が純投資目的以外の目的である投資株式

イ 保有方針及び保有の合理性を検証する内容ならびに個別銘柄の保有の適否に関する取締役会等における検証の内容

当社グループは、取引関係や業務提携等の維持・強化に繋がり、当社グループの持続的な成長と企業価値の向上に資すると判断する場合に限り、保有目的が純投資目的以外の目的である投資株式を保有し、保有の意義が希薄化した場合には、可及的速やかに縮減を図ることを基本方針としております。

上記基本方針に基づき、年に1度、取締役会において、当社グループ内の保有目的が純投資目的以外である投資株式について、事業戦略上の必要性、取引先との業務提携の状況及び当社グループの資本効率等を総合的に勘案し、保有の合理性について検証しております。個別銘柄の保有の適否に関しては、保有目的が適切か、保有に伴う便益やリスクが資本コストに見合っているか等を取締役会において検証しております。

ロ 銘柄数及び貸借対照表上計上額

	銘柄数 (銘柄)	貸借対照表計上額の 合計額(千円)
非上場株式	1	25,458
非上場株式以外の株式	1	36,520

(当事業年度において株式数が増加した銘柄)

該当事項はありません。

(当事業年度において株式数が減少した銘柄)

該当事項はありません。

八 特定投資株式及びみなし保有株式の銘柄ごとの株式数、貸借対照表計上額等に関する情報
特定投資株式

銘柄	当事業年度	前事業年度	保有目的、定量的な保有効果及び株式数が増加した理由	当社の株式の保有の有無
	株式数(株)	株式数(株)		
	貸借対照表計上額(千円)	貸借対照表計上額(千円)		
ST GROUP FOOD INDUSTRIES HOLDINGS LIMITED	3,846,100	3,846,100	オーストラリアの一部並びにニュージーランドにおける事業のパートナーであるST Group Food Industries Holdings Limited社から、先方の株式公開にあたり安定株主としての株式引受の要請を受け、当地におけるパートナーによる事業展開のサポートと関係を堅固にするため、株式を保有しております。株式の定量的な保有効果を記載することは困難ではありますが、当社グループとの協業等を考慮して、株式の保有の合理性を検証しております。	無
	36,520	81,068		

二 保有目的が純投資目的である投資株式
該当事項はありません。

提出会社における株式の保有状況
該当事項はありません。

第5【経理の状況】

1. 連結財務諸表及び財務諸表の作成方法について

(1) 当社の連結財務諸表は、「連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和51年大蔵省令第28号）に基づいて作成しております。

(2) 当社の財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和38年大蔵省令第59号）に基づいて作成しております。

また、当社は、特例財務諸表提出会社に該当し、財務諸表等規則第127条の規定により財務諸表を作成しております。

2. 監査証明について

当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、連結会計年度（2020年4月1日から2021年3月31日まで）の連結財務諸表及び事業年度（2020年4月1日から2021年3月31日まで）の財務諸表について、三優監査法人により監査を受けております。

3. 連結財務諸表等の適正性を確保するための特段の取組みについて

当社は、連結財務諸表等の適正性を確保するための特段の取組みを行っております。具体的には、連結財務諸表等を適正に作成できる体制を整備するため、公益財団法人財務会計基準機構へ加入しております。また監査法人等が主催する研修会への参加並びに会計専門書の購読を行っております。

1【連結財務諸表等】

(1)【連結財務諸表】

【連結貸借対照表】

(単位：千円)

	前連結会計年度 (2020年3月31日)	当連結会計年度 (2021年3月31日)
資産の部		
流動資産		
現金及び預金	2 3,759,515	2 3,974,744
受取手形及び売掛金	418,652	503,780
たな卸資産	1 329,816	1 272,847
その他	917,618	1,081,416
貸倒引当金	1,047	672
流動資産合計	5,424,555	5,832,116
固定資産		
有形固定資産		
建物及び構築物	10,268,067	10,863,788
減価償却累計額	4,669,927	5,037,968
建物及び構築物(純額)	5,598,139	5,825,820
機械装置及び運搬具	1,031,535	1,048,674
減価償却累計額	774,983	829,928
機械装置及び運搬具(純額)	256,551	218,746
土地	2 633,495	2 633,495
リース資産	75,212	54,457
減価償却累計額	46,387	34,637
リース資産(純額)	28,824	19,819
建設仮勘定	141,993	52,045
その他	1,498,800	1,531,495
減価償却累計額	976,752	1,042,758
その他(純額)	522,047	488,736
有形固定資産合計	7,181,052	7,238,662
無形固定資産		
のれん	197,712	145,140
リース資産	1,969	656
その他	77,950	60,218
無形固定資産合計	277,631	206,015
投資その他の資産		
投資有価証券	130,243	61,979
長期貸付金	19,336	14,591
繰延税金資産	348,910	431,634
敷金及び保証金	1,759,221	1,631,492
その他	271,537	271,994
貸倒引当金	18,698	14,978
投資その他の資産合計	2,510,550	2,396,713
固定資産合計	9,969,233	9,841,391
資産合計	15,393,788	15,673,508

(単位：千円)

	前連結会計年度 (2020年3月31日)	当連結会計年度 (2021年3月31日)
負債の部		
流動負債		
支払手形及び買掛金	628,859	481,121
短期借入金	-	4,250,000
1年内償還予定の社債	14,000	114,000
1年内返済予定の長期借入金	2,416,490,34	2,419,94,339
リース債務	10,416	7,975
未払金	1,679,061	2,518,414
未払法人税等	95,408	94,555
賞与引当金	3,000	-
資産除去債務	54,056	36,697
その他	978,324	758,335
流動負債合計	5,112,160	8,505,438
固定負債		
社債	137,000	23,000
長期借入金	2,455,181,356	2,444,494,798
リース債務	18,347	12,455
株式給付引当金	29,557	15,931
株式連動型金銭給付引当金	1,280	1,261
退職給付に係る負債	211,927	186,348
資産除去債務	663,067	917,061
その他	225,923	204,633
固定負債合計	6,468,458	5,855,490
負債合計	11,580,619	14,360,929
純資産の部		
株主資本		
資本金	1,294,059	1,308,316
資本剰余金	1,206,462	1,220,719
利益剰余金	1,276,324	1,116,644
自己株式	99,279	99,279
株主資本合計	3,677,566	1,313,110
その他の包括利益累計額		
その他有価証券評価差額金	423	3,000
為替換算調整勘定	130,645	3,532
その他の包括利益累計額合計	130,221	531
非支配株主持分	5,380	-
純資産合計	3,813,169	1,312,579
負債純資産合計	15,393,788	15,673,508

【連結損益計算書及び連結包括利益計算書】

【連結損益計算書】

(単位：千円)

	前連結会計年度 (自 2019年4月 1日 至 2020年3月31日)	当連結会計年度 (自 2020年4月 1日 至 2021年3月31日)
売上高	29,106,954	16,539,319
売上原価	8,466,247	5,068,458
売上総利益	20,640,706	11,470,861
販売費及び一般管理費	1 19,943,080	1 12,451,041
営業利益又は営業損失()	697,625	980,180
営業外収益		
受取利息	2,277	2,024
受取配当金	11	1,377
持分法による投資利益	7,793	-
為替差益	-	20,180
賃貸収入	47,419	150,859
その他	17,467	39,231
営業外収益合計	74,970	213,672
営業外費用		
支払利息	81,396	66,138
持分法による投資損失	-	18,773
為替差損	7,987	-
賃貸収入原価	27,801	135,126
財務支払手数料	16,738	10,502
その他	15,236	13,694
営業外費用合計	149,159	244,235
経常利益又は経常損失()	623,435	1,010,743
特別利益		
固定資産売却益	2 16,533	2 4,787
関係会社株式売却益	3,000	-
投資有価証券売却益	150,944	-
補助金収入	-	3 936,478
移転補償金	-	4 102,314
その他	-	17,275
特別利益合計	170,478	1,060,856
特別損失		
固定資産売却損	5 6,820	5 19,306
固定資産除却損	6 19,717	6 17,398
減損損失	7 937,779	7 355,824
リース解約損	38,220	8,104
貸倒引当金繰入額	16,100	-
臨時休業等による損失	-	8 1,728,416
のれん償却額	-	27,395
その他	119,920	266,755
特別損失合計	1,138,558	2,423,201
税金等調整前当期純損失()	344,644	2,373,087
法人税、住民税及び事業税	134,172	103,554
法人税等調整額	126,880	83,641
法人税等合計	261,053	19,913
当期純損失()	605,697	2,393,000
非支配株主に帰属する当期純損失()	391,609	31
親会社株主に帰属する当期純損失()	214,088	2,392,969

【連結包括利益計算書】

(単位：千円)

	前連結会計年度 (自 2019年4月 1日 至 2020年3月31日)	当連結会計年度 (自 2020年4月 1日 至 2021年3月31日)
当期純損失()	605,697	2,393,000
その他の包括利益		
その他有価証券評価差額金	159,198	3,424
為替換算調整勘定	10,611	134,177
その他の包括利益合計	169,809	130,753
包括利益	775,507	2,523,754
(内訳)		
親会社株主に係る包括利益	379,609	2,523,723
非支配株主に係る包括利益	395,897	31

【連結株主資本等変動計算書】

前連結会計年度（自 2019年4月1日 至 2020年3月31日）

（単位：千円）

	株主資本				
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計
当期首残高	1,266,774	1,179,178	1,680,407	99,278	4,027,081
当期変動額					
新株の発行	27,284	27,284	-	-	54,568
剰余金の配当	-	-	189,994	-	189,994
親会社株主に帰属する当期純損失 （ ）	-	-	214,088	-	214,088
自己株式の取得	-	-	-	0	0
株主資本以外の項目の当期変動額 （純額）	-	-	-	-	-
当期変動額合計	27,284	27,284	404,082	0	349,515
当期末残高	1,294,059	1,206,462	1,276,324	99,279	3,677,566

	その他の包括利益累計額			非支配株主持分	純資産合計
	その他有価証券 評価差額金	為替換算調整勘定	その他の包括利益 累計額合計		
当期首残高	158,774	136,969	295,743	401,923	4,724,748
当期変動額					
新株の発行	-	-	-	-	54,568
剰余金の配当	-	-	-	-	189,994
親会社株主に帰属する当期純損失 （ ）	-	-	-	-	214,088
自己株式の取得	-	-	-	-	0
株主資本以外の項目の当期変動額 （純額）	159,198	6,323	165,521	396,542	562,064
当期変動額合計	159,198	6,323	165,521	396,542	911,579
当期末残高	423	130,645	130,221	5,380	3,813,169

当連結会計年度（自 2020年4月1日 至 2021年3月31日）

（単位：千円）

	株主資本				
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計
当期首残高	1,294,059	1,206,462	1,276,324	99,279	3,677,566
当期変動額					
新株の発行	14,257	14,257	-	-	28,514
剰余金の配当	-	-	-	-	-
親会社株主に帰属する当期純損失 （ ）	-	-	2,392,969	-	2,392,969
自己株式の取得	-	-	-	-	-
株主資本以外の項目の当期変動額 （純額）	-	-	-	-	-
当期変動額合計	14,257	14,257	2,392,969	-	2,364,455
当期末残高	1,308,316	1,220,719	1,116,644	99,279	1,313,110

	その他の包括利益累計額			非支配株主持分	純資産合計
	その他有価証券 評価差額金	為替換算調整勘定	その他の包括利益 累計額合計		
当期首残高	423	130,645	130,221	5,380	3,813,169
当期変動額					
新株の発行	-	-	-	-	28,514
剰余金の配当	-	-	-	-	-
親会社株主に帰属する当期純損失 （ ）	-	-	-	-	2,392,969
自己株式の取得	-	-	-	-	-
株主資本以外の項目の当期変動額 （純額）	3,424	134,177	130,753	5,380	136,134
当期変動額合計	3,424	134,177	130,753	5,380	2,500,589
当期末残高	3,000	3,532	531	-	1,312,579

【連結キャッシュ・フロー計算書】

(単位：千円)

	前連結会計年度 (自 2019年4月1日 至 2020年3月31日)	当連結会計年度 (自 2020年4月1日 至 2021年3月31日)
営業活動によるキャッシュ・フロー		
税金等調整前当期純損失()	344,644	2,373,087
減価償却費	1,028,037	798,307
減損損失	937,779	355,824
のれん償却額	31,551	54,546
長期前払費用償却額	23,391	32,365
貸倒引当金の増減額(は減少)	16,132	4,094
賞与引当金の増減額(は減少)	300	3,000
株式給付引当金の増減額(は減少)	14,932	13,625
株式連動型金銭給付引当金の増減額(は減少)	542	19
退職給付に係る負債の増減額(は減少)	18,777	25,123
受取利息及び受取配当金	2,288	3,401
支払利息	81,396	66,138
為替差損益(は益)	29,122	12,858
持分法による投資損益(は益)	7,793	18,773
関係会社株式売却損益(は益)	3,000	-
固定資産売却損益(は益)	9,712	14,518
投資有価証券売却損益(は益)	150,944	-
固定資産除却損	19,717	17,398
臨時休業等による損失	-	209,646
補助金収入	-	936,478
移転補償金	-	102,314
売上債権の増減額(は増加)	78,159	85,933
たな卸資産の増減額(は増加)	14,247	55,953
仕入債務の増減額(は減少)	62,574	142,316
前払費用の増減額(は増加)	35,397	64,848
未払金の増減額(は減少)	241,235	892,020
未払又は未収消費税等の増減額	60,634	36,004
その他	44,084	175,405
小計	1,909,427	1,307,603
利息及び配当金の受取額	1,571	3,401
利息の支払額	80,258	66,652
法人税等の支払額	292,276	24,266
補助金の受取額	-	687,364
移転補償金の受取額	56,000	56,000
営業活動によるキャッシュ・フロー	1,594,465	651,757
投資活動によるキャッシュ・フロー		
有形固定資産の取得による支出	2,022,228	1,042,152
有形固定資産の売却による収入	361,791	8,290
無形固定資産の取得による支出	30,610	15,008
投資有価証券の取得による支出	80,684	-
投資有価証券の売却による収入	333,664	-
関係会社株式の売却による収入	3,000	-
連結の範囲の変更を伴う子会社株式の売却による支出	3,110	-
貸付けによる支出	281	-
貸付金の回収による収入	1,943	4,865
敷金及び保証金の差入による支出	153,921	93,243
敷金及び保証金の回収による収入	123,019	81,308
資産除去債務の履行による支出	20,960	146,113
その他	22,479	47,387
投資活動によるキャッシュ・フロー	1,510,857	1,249,441

(単位：千円)

	前連結会計年度 (自 2019年4月1日 至 2020年3月31日)	当連結会計年度 (自 2020年4月1日 至 2021年3月31日)
財務活動によるキャッシュ・フロー		
短期借入金の純増減額（は減少）	50,000	2,500,000
長期借入れによる収入	1,974,436	1,279,577
長期借入金の返済による支出	2,046,904	1,735,651
社債の償還による支出	14,000	14,000
リース債務の返済による支出	35,512	10,125
株式の発行による収入	53,487	28,100
自己株式の取得による支出	0	-
配当金の支払額	189,439	243
財務活動によるキャッシュ・フロー	307,934	2,047,657
現金及び現金同等物に係る換算差額	19,360	120,822
現金及び現金同等物の増減額（は減少）	243,687	267,281
現金及び現金同等物の期首残高	4,323,507	4,079,820
現金及び現金同等物の期末残高	4,079,820	4,347,101

【注記事項】

(連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項)

1 連結の範囲に関する事項

すべての子会社を連結しております。

連結子会社の数 15社

連結子会社の名称

(株)力の源カンパニー

(株)渡辺製麺

(株)くしふるの大地

(株)I&P RUNWAY JAPAN

(株)因幡うどん

CHIKARANOMOTO GLOBAL HOLDINGS PTE. LTD.

IPPUDO USA HOLDINGS, INC.

IPPUDO NY, LLC

IPPUDO SINGAPORE PTE. LTD.

IPPUDO AUSTRALIA PTY LTD

IPPUDO LONDON CO. LIMITED

IPPUDO PARIS

I&P RUNWAY, LLC

PT. IPPUDO CATERING INDONESIA

台湾一風堂股份有限公司

連結子会社でありました(株)IMAGINEは、2020年10月8日付で清算終了したため、連結の範囲から除外しております。

2 持分法の適用に関する事項

持分法を適用した関連会社数 2社

持分法適用会社の名称

(株)STAY DREAM

(株)大河

3 連結子会社の事業年度等に関する事項

連結子会社である、CHIKARANOMOTO GLOBAL HOLDINGS PTE. LTD.、IPPUDO USA HOLDINGS, INC.、IPPUDO NY, LLC、IPPUDO SINGAPORE PTE. LTD.、IPPUDO AUSTRALIA PTY LTD、IPPUDO LONDON CO.LIMITED、IPPUDO PARIS、PT. IPPUDO CATERING INDONESIA、台湾一風堂股份有限公司の決算日は12月31日であり、連結決算日との差は3ヶ月以内であるため、当該会社の事業年度に係る財務諸表を基礎として連結を行っております。ただし、連結決算日との間に生じた重要な取引については、連結上必要な調整を行っております。

なお、従来、決算日が12月31日であるI&P RUNWAY, LLCについては、連結決算日との差異が3ヶ月以内であるため、当該会社の事業年度に係る財務諸表を基礎とし、連結決算日との間に生じた重要な取引については、連結上必要な調整を行っていましたが、当社グループの業績をより適切に開示するため、当連結会計年度より、連結決算日である3月31日に仮決算を行う方法に変更しております。

この変更に伴い、当連結会計年度におけるI&P RUNWAY, LLCの経営成績は、2020年1月1日から2021年3月31日までの15ヶ月間の業績を反映しております。

その他の連結子会社の事業年度の末日は、連結会計年度と一致しております。

4 会計方針に関する事項

(1) 重要な資産の評価基準及び評価方法

有価証券

その他有価証券

時価のあるもの

決算期末日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）

時価のないもの

移動平均法による原価法

たな卸資産

a 商品、製品、原材料

国内連結子会社の一部及び在外連結子会社は、主として先入先出法による原価法（収益性の低下による簿価切り下げの方法）を採用しております。

また、国内連結子会社の一部は総平均法による原価法（収益性の低下による簿価切り下げの方法）を採用しております。

b 貯蔵品

最終仕入原価法（収益性の低下による簿価切り下げの方法）を採用しております。

(2) 重要な減価償却資産の減価償却の方法

有形固定資産（リース資産を除く）

当社及び国内連結子会社は主として建物（建物附属設備を除く）及び2016年4月1日以後に取得した建物附属設備並びに構築物については定額法、その他については定率法を採用しております。

また、在外連結子会社については、定額法を採用しております。

無形固定資産（リース資産を除く）

定額法を採用しております。

なお、ソフトウェア（自社利用）については、社内における利用可能期間（5年）によっております。

リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。

長期前払費用

均等償却を採用しております。

(3) 重要な繰延資産の処理方法

株式交付費

支出時に全額費用処理しております。

(4) 重要な引当金の計上基準

貸倒引当金

債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

賞与引当金

従業員に対して支給する賞与の支出に充てるため、支給見込額のうち当連結会計年度の負担額を計上しております。

株式給付引当金

株式給付規程に基づく当社株式の給付に備えるため、当連結会計年度末における株式給付債務の見込額に基づき計上しております。

株式連動型金銭給付引当金

株式連動型金銭給付規程に基づく金銭の給付に備えるため、当連結会計年度末における株式連動型金銭給付債務の見込額に基づき計上しております。

(5) 退職給付に係る会計処理の方法

一部の連結子会社は、退職給付に係る負債及び退職給付費用の計算に、退職給付に係る期末自己都合要支給額を退職給付債務とする方法を用いた簡便法を適用しております。

(6) 重要な外貨建の資産又は負債の本邦通貨への換算基準

外貨建金銭債権債務は、連結決算日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。外貨建有価証券（その他有価証券）は、決算日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は全部純資産直入法により処理しております。なお、在外子会社等の資産及び負債は、連結決算日の直物為替相場により円貨に換算し、収益及び費用は期中平均相場により円貨に換算し、換算差額は純資産の部における為替換算調整勘定及び非支配株主持分に含めております。

(7) 重要なヘッジ会計の方法

ヘッジ会計の方法

すべての金利スワップについて、特例処理の要件を満たしているため、特例処理を採用しております。

ヘッジ手段とヘッジ対象

（ヘッジ手段）

金利スワップ

（ヘッジ対象）

借入金

ヘッジ方針

金融機関からの借入金の一部について、金利変動によるリスクを回避するため、金利スワップを利用しております。

ヘッジ有効性評価の方法

特例処理によっている金利スワップのみであり、有効性の評価を省略しております。

(8) のれんの償却方法及び償却期間

のれんの償却については、その効果の発現する期間を個別に見積り、20年以内の合理的な期間で定期的に償却しております。

(9) 連結キャッシュ・フロー計算書における資金の範囲

手許現金、随時引き出し可能な預金及び容易に換金可能であり、かつ、価値の変動について僅少なりリスクしか負わない取得日から3ヶ月以内に償還期限の到来する短期投資からなっております。

(10) その他連結財務諸表作成のための重要な事項

消費税等の会計処理

消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。

(重要な会計上の見積り)

会計上の見積りは、連結財務諸表作成時に入手可能な情報に基づいて合理的な金額を算出しております。

当連結会計年度の連結財務諸表に計上した金額が会計上の見積りによるもののうち、翌連結会計年度の連結財務諸表に重要な影響を及ぼすリスクがある項目は以下のとおりです。

1. 固定資産の減損

(1) 当連結会計年度の連結財務諸表に計上した金額

有形固定資産	7,238,662千円
無形固定資産	206,015千円
投資その他の資産(長期前払費用)	93,609千円
合計	7,538,287千円

(2) 識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報

当社グループは、固定資産の減損の兆候の有無を把握するに際して、各店舗及び各事業を独立したキャッシュ・フローを生み出す最小の単位としており、各資産グループの営業損益が継続してマイナスとなった場合、固定資産の時価が著しく下落した場合、あるいは退店の意思決定をした場合、著しい経営環境の悪化を認識した場合等に減損の兆候があるものとしております。当社グループの固定資産の減損損失の測定にあたっては、減損の兆候が把握された各店舗の将来キャッシュ・フローの見積り及び当該見積りに用いた複数の仮定に基づいておりますが、これらは今後の経営環境と会社の事業計画等により大きく影響を受ける可能性があり、不確実性を伴うものであります。ここで、固定資産の減損損失の認識に用いられた重要な仮定には以下が含まれております。

各資産グループの営業継続及び退店予測

各資産グループの収益予測

各資産グループの営業利益予測

さらに、新型コロナウイルス感染症の影響については、今後の広がり方や収束時期等について統一した見解がないものの、当社グループにおいては、2021年10月以降緩やかに需要は回復していくものと仮定しており、事業計画に当該影響を織り込み、各資産グループから得られる将来キャッシュ・フローの見積りを行っております。

これらの見積りにおいて用いた仮定が、将来の不確実な経済条件の変動等により見直しが必要となった場合、翌連結会計年度以降の連結財務諸表において追加の減損損失が発生する可能性があります。

2. 繰延税金資産

(1) 当連結会計年度の連結財務諸表に計上した金額

繰延税金資産 431,634千円

(2) 識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報

当社グループは、事業計画を基礎に見積もった将来の課税所得に基づき、回収可能額について繰延税金資産を計上しております。

当社グループは、将来減算一時差異及び税務上の繰越欠損金に対して、予定される繰延税金負債の取崩、予測される将来の課税所得及びタックス・プランニングを考慮し、繰延税金資産を認識しております。特に、当社グループは、当連結会計年度及び過年度に生じた税務上の繰越欠損金を有しており、予測される将来の課税所得の見積りに基づき、税務上の繰越欠損金に対する繰延税金資産365,435千円を計上しており、その大半を占める連結子会社である株式会社力の源カンパニーにおける計上額が特に重要であります。

将来の課税所得の見積りは、主に株式会社力の源カンパニーの事業計画を基礎としており、そこでの重要な仮定は、主に各店舗の将来収益及び営業利益見込み、並びに新規出店見込みであります。

さらに、新型コロナウイルス感染症の影響については、今後の広がり方や収束時期等について統一した見解がないものの、当社グループにおいては、2021年10月以降緩やかに需要は回復していくものと仮定しており、事業計画に当該影響を織り込み、将来の課税所得の見積りを行っております。

これらの見積りにおいて用いた仮定が、将来の不確実な経済条件の変動等により見直しが必要となった場合、翌連結会計年度以降の連結財務諸表において、繰延税金資産の金額に重要な影響を与える可能性があります。

(会計方針の変更)

該当事項はありません。

(未適用の会計基準等)

1. 収益認識に関する会計基準等

- ・「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準第29号 2020年3月31日 企業会計基準委員会)
- ・「収益認識に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第30号 2021年3月26日 企業会計基準委員会)
- ・「金融商品の時価等の開示に関する適用指針」(企業会計基準適用指針第19号 2020年3月31日 企業会計基準委員会)

(1) 概要

収益認識に関する包括的な会計基準であります。収益は、次の5つのステップを適用し認識されます。

ステップ1: 顧客との契約を識別する。

ステップ2: 契約における履行義務を識別する。

ステップ3: 取引価格を算定する。

ステップ4: 契約における履行義務に取引価額を配分する。

ステップ5: 履行義務を充足したときにまたは充足するにつれて収益を認識する。

(2) 適用予定日

2022年3月期の期首から適用します。

(3) 当該会計基準等の適用による影響

「収益認識に関する会計基準」等の適用による連結財務諸表に与える影響額については、現時点で評価中であり
ます。

2. 時価の算定に関する会計基準等

- ・「時価の算定に関する会計基準」(企業会計基準第30号 2019年7月4日 企業会計基準委員会)
- ・「棚卸資産の評価に関する会計基準」(企業会計基準第9号 2019年7月4日 企業会計基準委員会)
- ・「金融商品に関する会計基準」(企業会計基準第10号 2019年7月4日 企業会計基準委員会)
- ・「時価の算定に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第31号 2019年7月4日 企業会計基準委員会)
- ・「金融商品の時価等の開示に関する適用指針」(企業会計基準適用指針第19号 2020年3月31日 企業会計基準委員会)

(1) 概要

国際会計基準審議会(IASB)及び米国財務会計基準審議会(FASB)が、公正価値測定についてほぼ同じ内容の詳細なガイダンス(国際財務報告基準(IFRS)においてはIFRS第13号「公正価値測定」、米国会計基準においてはAccounting Standards CodificationのTopic 820「公正価値測定」)を定めている状況を踏まえ、企業会計基準委員会において、主に金融商品の時価に関するガイダンス及び開示に関して、日本基準を国際的な会計基準との整合性を図る取組みが行われ、「時価の算定に関する会計基準」等が公表されたものです。

企業会計基準委員会の時価算定会計基準の開発にあたっての基本的な方針として、統一的な算定方法を用いることにより、国内外の企業間における財務諸表の比較可能性を向上させる観点から、IFRS第13号の定めを基本的にすべて取り入れることとされ、また、これまで我が国で行われてきた実務等に配慮し、財務諸表間の比較可能性を大きく損なわせない範囲で、個別項目に対するその他の取扱いを定めることとされております。

(2) 適用予定日

2022年3月期の期首から適用します。

(3) 当該会計基準等の適用による影響

「時価の算定に関する会計基準」等の適用による連結財務諸表に与える影響額については、現時点で評価中であり
ます。

(表示方法の変更)

(連結キャッシュ・フロー計算書)

前連結会計年度において、「営業活動によるキャッシュ・フロー」の「その他」に含めていた「移転補償金の受取額」は、金額の重要性が増したため、当連結会計年度より独立掲記することとしました。この表示方法の変更を反映させるため、前連結会計年度の連結財務諸表の組替えを行っております。

この結果、前連結会計年度の連結キャッシュ・フロー計算書において、「営業活動によるキャッシュ・フロー」の「その他」に表示していた11,916千円は、「移転補償金の受取額」56,000千円、「その他」44,084千円として組み替えております。

(「会計上の見積りの開示に関する会計基準」の適用)

「会計上の見積りの開示に関する会計基準」(企業会計基準第31号 2020年3月31日)を当連結会計年度の年度末に係る連結財務諸表から適用し、連結財務諸表に重要な会計上の見積りに関する注記を記載しております。

ただし、当該注記においては、当該会計基準第11項ただし書きに定める経過的な取扱いに従って、前連結会計年度に係る内容については記載しておりません。

(会計上の見積りの変更)

不動産賃貸借契約に伴う原状回復義務として計上していた資産除去債務について、退店等の新たな情報の入手に伴い、店舗の退去時に必要とされる原状回復費用に関して見積りの変更を行いました。

割引前将来キャッシュ・フローの見積りの変更による増加額273,714千円を変更前の資産除去債務残高に加算しております。

なお、この変更は当連結会計年度末に行ったため当連結会計年度の損益に与える影響はありません。

(追加情報)

(株式給付型ESOP)

当社は、2018年7月13日開催の取締役会において、当社及び当社グループ会社の従業員(以下、当社グループ従業員といたします。)を対象とした、インセンティブ・プラン「株式給付型ESOP」(以下、「本制度」といたします。)の導入を決議し、2018年8月13日より導入しております。

当社は、当社グループ従業員の新しい福利厚生制度として当社の株式を給付し、株価上昇及び業績向上への意欲や士気を高めることを目的として、本制度を導入しております。

(1) 取引の概要

本制度は、株式給付型ESOP(Employee Stock Ownership Plan)信託(以下「ESOP信託」といたします。)と称される仕組みを採用しております。ESOP信託とは、米国のESOP制度を参考にした従業員インセンティブ・プランであり、ESOP信託が取得した当社株式を、予め当社が定めた株式給付規程に基づき、一定の要件を満たした当社グループ従業員に対し給付する仕組みです。

当社は当社グループ従業員に対し、貢献度に応じたポイントを付与し、株式給付規程に定める一定の条件により受給権の取得をしたときに当該付与ポイントに相当する当社株式を給付します。

(2) 信託が保有する当社株式

信託が保有する当社株式を、信託における帳簿価額(付随費用の金額を除く。)により、純資産の部に自己株式として計上しております。前連結会計年度末の当該株式の帳簿価額及び株式数は、99,278千円、89,600株、当連結会計年度末の当該株式の帳簿価額及び株式数は、99,278千円、89,600株であります。

(連結貸借対照表関係)

1 たな卸資産の内訳は、次のとおりであります。

	前連結会計年度 (2020年3月31日)	当連結会計年度 (2021年3月31日)
商品及び製品	118,702千円	81,102千円
原材料及び貯蔵品	211,114 "	191,745 "

2 担保資産及び担保付債務

担保に供している資産及び担保付債務は、次のとおりであります。

	前連結会計年度 (2020年3月31日)	当連結会計年度 (2021年3月31日)
現金及び預金	70,832千円	70,838千円
土地	47,421 "	47,421 "
計	118,254千円	118,259千円

	前連結会計年度 (2020年3月31日)	当連結会計年度 (2021年3月31日)
1年内返済予定の長期借入金	220,020千円	220,020千円
長期借入金	439,840 "	219,820 "
計	659,860千円	439,840千円

3 偶発債務

下記の関連会社等の金融機関からの借入債務に対し、保証を行っております。

	前連結会計年度 (2020年3月31日)	当連結会計年度 (2021年3月31日)
(株)大河	19,000千円	7,000千円
(株)STAY DREAM	63,730 "	37,864 "
暖簾分け法人8社	299,024 "	266,138 "
計	381,755千円	311,003千円

4 当座貸越契約及び貸出コミットメント型金銭消費貸借契約等

(1) 当座貸越契約

当社及び連結子会社2社においては、運転資金の効率的な調達を行うため金融機関4行と当座貸越契約を締結しております。当該契約に基づく借入未実行残高は次のとおりであります。

	前連結会計年度 (2020年3月31日)	当連結会計年度 (2021年3月31日)
当座貸越極度額の総額	900,000千円	2,900,000千円
借入実行残高	-	2,000,000 "
差引額	900,000千円	900,000千円

(2) シンジケート方式によるコミットメントライン契約

当社においては、機動的な資金調達を目的として、金融機関4社との間でシンジケート方式によるコミットメントライン契約を締結しております。当該契約に基づく借入未実行残高は次のとおりであります。

	前連結会計年度 (2020年3月31日)	当連結会計年度 (2021年3月31日)
コミットメントライン契約の総額	1,000,000千円	-
借入実行残高	-	-
差引額	1,000,000千円	-

(3) シンジケート方式によるコミットメント期間付タームローン契約

当社においては、機動的な資金調達及び為替リスクの軽減等を目的として、金融機関5社との間でシンジケート方式による実行可能期間付きタームローン契約を締結しております。当該契約に基づく借入未実行残高は次のとおりであります。

	前連結会計年度 (2020年3月31日)	当連結会計年度 (2021年3月31日)
コミットメント期間付タームローン 契約の総額	3,700,000千円	-
借入実行残高	3,052,163 〃	-
差引額	647,837千円	-

上記コミットメント期間付タームローン契約には次の財務制限条項が付されており、当社がこれらに抵触した場合、期限の利益を喪失し、一括返済を求められる等、当社の業績及び財政状態に影響を及ぼす可能性があります。

コミットメント期間付タームローン契約（2017年9月15日契約、当期末残高1,524,830千円）

連結貸借対照表に係る純資産の部（為替換算調整勘定及び非支配株主持分を除く）の金額を、直前期末時点又は2017年3月末時点のいずれか大きい方と比較して75%以上に維持すること。

連結損益計算書の経常損益を2期連続赤字としないこと。

なお、当連結会計年度において、当社は上記 に抵触していますが、金融機関から期限の利益喪失につき権利行使の留保に対する同意を得ております。

コミットメント期間付タームローン契約（2019年3月14日契約、当期末残高1,708,519千円）

連結貸借対照表に係る純資産の部（為替換算調整勘定及び非支配株主持分を除く）の金額を、直前期末時点又は2018年3月末時点のいずれか大きい方と比較して75%以上に維持すること。

連結損益計算書の経常損益を2期連続赤字としないこと。

なお、当連結会計年度において、当社は上記 に抵触していますが、金融機関から期限の利益喪失につき権利行使の留保に対する同意を得ております。

(連結損益計算書関係)

1 販売費及び一般管理費の主要な費目及び金額は、次のとおりであります。

	前連結会計年度 (自 2019年4月 1日 至 2020年3月31日)	当連結会計年度 (自 2020年4月 1日 至 2021年3月31日)
給料及び手当	7,844,243千円	4,860,405千円
退職給付費用	56,253 "	55,029 "
賞与引当金繰入額	3,000 "	3,000 "
貸倒引当金繰入額	60 "	475 "
株式給付引当金繰入額	14,932 "	13,625 "
株式連動型金銭給付引当金繰入額	542 "	19 "
地代家賃	3,088,999 "	1,985,400 "
支払手数料	2,168,566 "	969,478 "

2 固定資産売却益の内容は、次のとおりであります。

	前連結会計年度 (自 2019年4月 1日 至 2020年3月31日)	当連結会計年度 (自 2020年4月 1日 至 2021年3月31日)
建物及び構築物	11,206千円	-千円
機械装置及び運搬具	3,838 "	980 "
その他(有形固定資産)	1,488 "	3,807 "
計	16,533千円	4,787千円

3 補助金収入

新型コロナウイルス感染症拡大に伴う国内外の店舗及び工場の臨時休業にかかる固定費(人件費・地代家賃等)に対応する政府及び各自治体からの補助金・助成金については補助金収入として特別利益に計上しております。

4 移転補償金

店舗の移転に伴う補償金であります。

5 固定資産売却損の内容は、次のとおりであります。

	前連結会計年度 (自 2019年4月 1日 至 2020年3月31日)	当連結会計年度 (自 2020年4月 1日 至 2021年3月31日)
建物及び構築物	6,311千円	13,655千円
その他(有形固定資産)	509 "	1,172 "
その他(投資その他の資産)	- "	4,478 "
計	6,820千円	19,306千円

6 固定資産除却損の内容は、次のとおりであります。

	前連結会計年度 (自 2019年4月 1日 至 2020年3月31日)	当連結会計年度 (自 2020年4月 1日 至 2021年3月31日)
建物及び構築物	15,688千円	2,904千円
機械装置及び運搬具	1,910 "	113 "
その他(有形固定資産)	2,117 "	13,975 "
その他(無形固定資産)	- "	405 "
計	19,717千円	17,398千円

7 減損損失

前連結会計年度（自 2019年4月1日 至 2020年3月31日）

当連結会計年度において、当社グループは以下の資産グループについて減損損失を計上いたしました。

セグメント	場所	主な用途	種類	減損損失 (千円)
国内店舗運営事業	福岡県 6店舗 愛知県 2店舗 熊本県 3店舗 その他 2店舗	直営店舗	建物並びに工具、器具 及び備品等	303,597
	神奈川	工場	建物及び機械装置等	62,344
	-	店舗管理 システム	リース資産	14,938
海外店舗運営事業	シンガポール 2店舗 アメリカ 2店舗 台湾 3店舗	直営店舗	建物並びに工具、器具 及び備品等	498,050
その他の事業	東京都 1店舗	直営店舗	建物並びに工具、器具 及び備品等	23,858
	-	のれん	のれん	24,709
全社（共通）	福岡県	事務所設備	建物並びに工具、器具 及び備品等	10,279

当社グループは、減損損失を測定するにあたって固定資産を国内店舗運営事業、海外店舗運営事業、国内商品販売事業、その他の事業に分類し、さらに国内店舗運営事業及び海外店舗運営事業については店舗別に、国内商品販売事業については事業別に、その他の事業については店舗別または事業別にグルーピングしております。なお、本社設備等は共用資産としております。

当連結会計年度において上記店舗等については、収益性の低下または使用範囲の変更等により、回収可能性を著しく低下させる変化があったため、帳簿価額を回収可能価額まで減額し、当該減少額を減損損失（937,779千円）として特別損失に計上いたしました。その内訳は、建物及び構築物718,312千円、機械装置及び運搬具57,788千円、工具、器具及び備品114,410千円、リース資産14,938千円、長期前払費用5,082千円、ソフトウェア2,538千円、のれん24,709千円であります。

なお、当資産グループの回収可能価額は、使用価値及び正味売却価額により測定しております。使用価値は、将来キャッシュ・フローの見積額がマイナスになる見込みとなったため、零として評価しております。正味売却価額は、売却価額に基づく金額により算定しております。

当連結会計年度（自 2020年4月1日 至 2021年3月31日）

当連結会計年度において、当社グループは以下の資産グループについて減損損失を計上いたしました。

セグメント	場所	主な用途	種類	減損損失 (千円)
国内店舗運営事業	東京都 6店舗 京都府 2店舗 福岡県 3店舗 その他 7店舗	直営店舗	建物並びに工具、器具 及び備品等	324,628
海外店舗運営事業	台湾 1店舗	直営店舗	建物並びに工具、器具 及び備品等	1,270
国内商品販売事業	東京都	事務所設備	建物	1,993
全社（共通）	東京都	事務所設備等	建物並びに工具、器具 及び備品等	27,931

当社グループは、減損損失を測定するにあたって固定資産を国内店舗運営事業、海外店舗運営事業、国内商品販売事業、その他の事業に分類し、さらに国内店舗運営事業及び海外店舗運営事業については店舗別に、国内商品販売事業については事業別に、その他の事業については店舗別または事業別にグルーピングしております。なお、本社設備等は共用資産としております。

当連結会計年度において上記店舗等については、収益性の低下または使用範囲の変更等により、回収可能性を著しく低下させる変化があったため、帳簿価額を回収可能価額まで減額し、当該減少額を減損損失（355,824千円）として特別損失に計上いたしました。その内訳は、建物及び構築物328,135千円、機械装置及び運搬具239千円、工具、器具及び備品22,685千円、長期前払費用4,763千円であります。

なお、当資産グループの回収可能価額は、使用価値により測定しております。使用価値は、将来キャッシュ・フローの見積額がマイナスになる見込みとなったため、零として評価しております。

8 臨時休業等による損失

新型コロナウイルス感染症拡大に伴う国内外の店舗及び工場の臨時休業にかかる固定費（人件費・地代家賃・減価償却費等）を臨時休業等による損失として、特別損失に計上しております。

（連結包括利益計算書関係）

その他の包括利益に係る組替調整額及び税効果額

（千円）

	前連結会計年度 （自 2019年4月 1日 至 2020年3月31日）	当連結会計年度 （自 2020年4月 1日 至 2021年3月31日）
その他有価証券評価差額金		
当期発生額	46,834	41,126
組替調整額	149,045	44,637
税効果調整前	195,879	3,511
税効果額	36,681	86
その他有価証券評価差額金	159,198	3,424
為替換算調整勘定		
当期発生額	10,611	134,177
組替調整額	-	-
税効果調整前	10,611	134,177
税効果額	-	-
為替換算調整勘定	10,611	134,177
その他の包括利益合計	169,809	130,753

（連結株主資本等変動計算書関係）

前連結会計年度（自 2019年4月1日 至 2020年3月31日）

1. 発行済株式に関する事項

株式の種類	当連結会計年度期首	増加	減少	当連結会計年度末
普通株式（株）	23,693,500	239,700	-	23,933,200

（変動事由の概要）

新株予約権の行使 239,700株

2. 自己株式に関する事項

株式の種類	当連結会計年度期首	増加	減少	当連結会計年度末
普通株式（株）	89,600	1	-	89,601

(注)1. 普通株式の自己株式の増加1株は、単元未満株式の買取りによる増加であります。

2. 当連結会計年度末の自己株式には、前連結会計年度より導入した「株式給付型ESOP」制度において信託口が保有する当社株式89,600株が含まれております。

3. 新株予約権等に関する事項

該当事項はありません。

4. 配当に関する事項

(1) 配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額 (千円)	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日
2019年5月10日 取締役会	普通株式	94,774	4.00	2019年3月31日	2019年6月5日
2019年11月8日 取締役会	普通株式	95,220	4.00	2019年9月30日	2019年12月3日

(注)1. 2019年5月10日取締役会決議による配当金の総額には、信託口が保有する当社株式に対する配当金(358千円)が含まれております。

2. 2019年11月8日取締役会決議による配当金の総額には、信託口が保有する当社株式に対する配当金(358千円)が含まれております。

(2) 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌連結会計年度となるもの

該当事項はありません。

当連結会計年度(自 2020年4月1日 至 2021年3月31日)

1. 発行済株式に関する事項

株式の種類	当連結会計年度期首	増加	減少	当連結会計年度末
普通株式(株)	23,933,200	107,600	-	24,040,800

(変動事由の概要)

新株予約権の行使 107,600株

2. 自己株式に関する事項

株式の種類	当連結会計年度期首	増加	減少	当連結会計年度末
普通株式(株)	89,601	-	-	89,601

(注)当連結会計年度末の自己株式には、「株式給付型ESOP」制度において信託口が保有する当社株式89,600株が含まれております。

3. 新株予約権等に関する事項

該当事項はありません。

4. 配当に関する事項

(1) 配当金支払額

該当事項はありません。

(2) 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌連結会計年度となるもの

該当事項はありません。

(連結キャッシュ・フロー計算書関係)

現金及び現金同等物の期末残高と連結貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係は、次のとおりであります。

	前連結会計年度 (自 2019年4月1日 至 2020年3月31日)	当連結会計年度 (自 2020年4月1日 至 2021年3月31日)
現金及び預金	3,759,515千円	3,974,744千円
担保提供定期預金	70,832 "	70,838 "
信託預金	2,377 "	1,277 "
流動資産その他(預け金)	393,515 "	444,473 "
現金及び現金同等物	4,079,820千円	4,347,101千円

(リース取引関係)

1. ファイナンス・リース取引

(借主側)

所有権移転外ファイナンス・リース取引

リース資産の内容

(1) 有形固定資産

主として、店舗における建物附属設備であります。

(2) 無形固定資産

主として、事業用の売上管理ソフトウェアであります。

リース資産の減価償却の方法

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。

2. オペレーティング・リース取引

(借主側)

オペレーティング・リース取引のうち解約不能のものに係る未経過リース料

	前連結会計年度 (2020年3月31日)	当連結会計年度 (2021年3月31日)
1年内	925,709千円	884,047千円
1年超	3,370,969 "	2,643,925 "
合計	4,296,678千円	3,527,973千円

(貸主側)

オペレーティング・リース取引のうち解約不能のものに係る未経過リース料

	前連結会計年度 (2020年3月31日)	当連結会計年度 (2021年3月31日)
1年内	10,767千円	10,767千円
1年超	34,096 "	23,329 "
合計	44,863千円	34,096千円

(金融商品関係)

1. 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

当社グループは主に新規出店等の設備投資に必要な資金を設備投資計画に照らして、主に銀行借入により調達しております。

運転資金については必要に応じて銀行借入により調達しております。デリバティブ取引は、後述するリスクを回避するために利用しており、投機的な取引は行わない方針であります。

(2) 金融商品の内容及びそのリスクならびにリスク管理体制

営業債権である受取手形及び売掛金については、顧客の信用リスクに晒されております。当該リスクに関しては、取引開始時に信用判定を行うとともに、適宜信用状況を把握しております。なお、ほとんどの債権は1ヶ月以内の入金期日であります。

投資有価証券は、営業上あるいは業務上の関係を有する取引先の株式であり、市場価格の変動リスク及び発行体の信用リスクに晒されております。当該リスクに関しては、定期的に時価や発行体（取引先企業）の財務状況等を把握し、取引先企業との関係を勘案して保有状況を継続的に見直しております。

敷金及び保証金は、主に店舗の賃貸借に係るもので、差入先の信用リスクに晒されております。当該リスクに関しては、取引開始時に信用判定を行うとともに、契約更新時その他適宜契約先の信用状況の把握に努めております。

営業債務である支払手形及び買掛金、未払金はほとんどが1ヶ月以内の支払期日であります。

借入金及び社債は、主に設備投資に必要な資金調達を目的としたものであり、借入期間は原則として10年以内であります。

変動金利による借入は、金利変動リスクに晒されております。当該リスクに関しては財務グループが支払金利の変動をモニタリングし、必要に応じて金利スワップ取引等を利用し、金利変動リスクを回避することとしております。

資金調達に係る流動性リスク（支払期日に支払実行できなくなるリスク）について、当社は各部署からの報告に基づき財務グループが適時に資金繰計画を作成・更新し、手許流動性を維持することにより流動性リスクを管理しております。

(3) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価等には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算出された価額が含まれております。当該価額の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件を採用することにより、当該価額が変動することがあります。

2. 金融商品の時価等に関する事項

連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものは、次表には含めておりません（注2）を参照下さい。）。

前連結会計年度（2020年3月31日）

	連結貸借対照表計上額 (千円)	時価 (千円)	差額 (千円)
(1) 現金及び預金	3,759,515	3,759,515	-
(2) 受取手形及び売掛金	418,652		
貸倒引当金	1,047		
差引	417,605	417,605	-
(3) 投資有価証券	81,068	81,068	-
資産計	4,258,189	4,258,189	-
(1) 支払手形及び買掛金	628,859	628,859	-
(2) 短期借入金	-	-	-
(3) 未払金	1,679,061	1,679,061	-
(4) 社債（ ）	151,000	147,717	3,282
(5) 長期借入金（ ）	6,830,391	6,827,088	3,302
負債計	9,289,311	9,282,726	6,585

（ ）社債及び長期借入金は、1年内償還予定の社債及び1年内返済予定の長期借入金を含んでおります。

当連結会計年度（2021年3月31日）

	連結貸借対照表計上額 (千円)	時価 (千円)	差額 (千円)
(1) 現金及び預金	3,974,744	3,974,744	-
(2) 受取手形及び売掛金	503,780		
貸倒引当金	672		
差引	503,107	503,107	-
(3) 投資有価証券	36,520	36,520	-
資産計	4,514,373	4,514,373	-
(1) 支払手形及び買掛金	481,121	481,121	-
(2) 短期借入金	2,500,000	2,500,000	-
(3) 未払金	2,518,414	2,518,414	-
(4) 社債（ ）	137,000	135,128	1,871
(5) 長期借入金（ ）	6,489,138	6,476,793	12,344
負債計	12,125,673	12,111,457	14,216

（ ）社債及び長期借入金は、1年内償還予定の社債及び1年内返済予定の長期借入金を含んでおります。

(注1) 金融商品の時価の算定方法並びに有価証券及びデリバティブ取引に関する事項

資産

(1) 現金及び預金、並びに(2) 受取手形及び売掛金

これらはすべて短期で決済されるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。なお、受取手形及び売掛金については対応する貸倒引当金を控除しております。

(3) 投資有価証券

これらの時価について、株式は取引所等の価格によっております。

負債

(1) 支払手形及び買掛金、(2) 短期借入金並びに(3) 未払金

これらはすべて短期で決済されるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

(4) 社債、並びに(5) 長期借入金

これらの時価は、元利金の合計額を同様の新規借入、又は社債発行を行った場合に想定される利率で割り引いて算定する方法によっております。変動金利による長期借入金は一部金利スワップの特例処理の対象とされており、当該金利スワップと一体として処理された元利金の合計額を、同様の借入を行った場合に適用される合理的に見積もられる利率で割り引いて算定する方法によっております。

デリバティブ取引

金利スワップの特例処理によるものは、ヘッジ対象とされている長期借入金と一体として処理されているため、その時価は、当該長期借入金の時価に含めて記載しております。

(注2) 時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品の連結貸借対照表計上額

区分	前連結会計年度 (2020年3月31日) (千円)	当連結会計年度 (2021年3月31日) (千円)
非上場株式	49,174	25,458
出資金	250	250
敷金及び保証金	1,759,221	1,631,492

非上場株式については、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められるため、「(3) 投資有価証券」には含めておりません。

出資金については、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められるため、時価開示の対象に含めておりません。

また、敷金及び保証金は、返還時期の合理的な見積もりが困難なことから、時価を把握することが極めて困難と認められるため、時価開示の対象に含めておりません。

(注3) 金銭債権の連結決算日後の償還予定額
前連結会計年度(2020年3月31日)

	1年以内 (千円)	1年超5年以内 (千円)	5年超10年以内 (千円)	10年超 (千円)
現金及び預金	3,759,515	-	-	-
受取手形及び売掛金	418,652	-	-	-
合計	4,178,167	-	-	-

当連結会計年度(2021年3月31日)

	1年以内 (千円)	1年超5年以内 (千円)	5年超10年以内 (千円)	10年超 (千円)
現金及び預金	3,974,744	-	-	-
受取手形及び売掛金	503,780	-	-	-
合計	4,478,525	-	-	-

(注4) 社債及び長期借入金並びにその他の有利子負債の連結決算日後の返済予定額
前連結会計年度(2020年3月31日)

	1年以内 (千円)	1年超 2年以内 (千円)	2年超 3年以内 (千円)	3年超 4年以内 (千円)	4年超 5年以内 (千円)	5年超 (千円)
社債	14,000	114,000	14,000	9,000	-	-
長期借入金	1,649,034	1,733,519	1,555,382	802,728	559,476	530,249
合計	1,663,034	1,847,519	1,569,382	811,728	559,476	530,249

当連結会計年度(2021年3月31日)

	1年以内 (千円)	1年超 2年以内 (千円)	2年超 3年以内 (千円)	3年超 4年以内 (千円)	4年超 5年以内 (千円)	5年超 (千円)
短期借入金	2,500,000	-	-	-	-	-
社債	114,000	14,000	9,000	-	-	-
長期借入金	1,994,339	1,866,182	1,049,517	804,762	488,159	286,178
合計	4,608,339	1,880,182	1,058,517	804,762	488,159	286,178

(有価証券関係)

1. その他有価証券

前連結会計年度(2020年3月31日)

	種類	連結貸借対照表計上額 (千円)	取得原価(千円)	差額(千円)
連結貸借対照表計上額 が取得原価を超えない もの	株式	81,068	81,579	510
	小計	81,068	81,579	510
合計		81,068	81,579	510

(注)非上場株式(連結貸借対照表計上額49,174千円)については、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから、上表の「その他有価証券」には含めておりません。

当連結会計年度(2021年3月31日)

	種類	連結貸借対照表計上額 (千円)	取得原価(千円)	差額(千円)
連結貸借対照表計上額 が取得原価を超えるも の	株式	36,520	33,603	3,000
	小計	36,520	33,603	3,000
合計		36,520	33,603	3,000

(注)非上場株式(連結貸借対照表計上額25,458千円)については、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから、上表の「その他有価証券」には含めておりません。

2. 売却したその他有価証券

前連結会計年度(自 2019年4月1日 至 2020年3月31日)

種類	売却額(千円)	売却益の合計額 (千円)	売却損の合計額 (千円)
株式	333,664	150,944	-
合計	333,664	150,944	-

当連結会計年度(自 2020年4月1日 至 2021年3月31日)

該当事項はありません。

3. 減損処理を行った有価証券

当連結会計年度において、有価証券について、66,371千円(その他有価証券の株式44,637千円、非上場株式21,733千円)減損処理を行っております。

(デリバティブ取引関係)

1.ヘッジ会計が適用されていないデリバティブ取引

該当事項はありません。

2.ヘッジ会計が適用されているデリバティブ取引

金利関連

前連結会計年度(2020年3月31日)

ヘッジ会計の方法	デリバティブ取引の種類等	主なヘッジ対象	契約額等(千円)	契約額等のうち1年超(千円)	時価(千円)
金利スワップの特例処理	金利スワップ取引 支払固定・受取変動	長期借入金	691,784	478,952	(注)
合計			691,784	478,952	

(注)金利スワップの特例処理によるものは、ヘッジ対象とされている長期借入金と一体として処理されているため、その時価は、当該長期借入金の時価に含めて記載しております。

当連結会計年度(2021年3月31日)

ヘッジ会計の方法	デリバティブ取引の種類等	主なヘッジ対象	契約額等(千円)	契約額等のうち1年超(千円)	時価(千円)
金利スワップの特例処理	金利スワップ取引 支払固定・受取変動	長期借入金	478,952	266,120	(注)
合計			478,952	266,120	

(注)金利スワップの特例処理によるものは、ヘッジ対象とされている長期借入金と一体として処理されているため、その時価は、当該長期借入金の時価に含めて記載しております。

(退職給付関係)

1.採用している退職給付制度の概要

当社及び一部の連結子会社は、従業員の退職給付に充てるため退職一時金制度を採用しております。いずれも小規模企業等(従業員300人未満)に該当するため、退職給付に係る期末自己都合要支給額を退職給付債務とする方法(簡便法)により退職給付に係る負債及び退職給付費用を計上しております。

なお、当社及び一部の連結子会社は、2019年10月1日より将来勤務に係る部分を確定拠出企業年金制度へ移行しております。

2.簡便法を適用した確定給付制度

(1)簡便法を適用した制度の、退職給付に係る負債の期首残高と期末残高の調整表

	前連結会計年度 (自 2019年4月 1日 至 2020年3月31日)	当連結会計年度 (自 2020年4月 1日 至 2021年3月31日)
退職給付に係る負債の期首残高	230,522千円	211,927千円
退職給付費用	36,131 "	14,120 "
退職給付の支払額	54,726 "	39,698 "
退職給付に係る負債の期末残高	211,927千円	186,348千円

(2)退職給付債務の期末残高と連結貸借対照表に計上された退職給付に係る負債の調整表

	前連結会計年度 (2020年3月31日)	当連結会計年度 (2021年3月31日)
非積立型制度の退職給付債務	211,927千円	186,348千円
連結貸借対照表に計上された負債と 資産の純額	211,927千円	186,348千円
退職給付に係る負債	211,927千円	186,348千円
連結貸借対照表に計上された負債と 資産の純額	211,927千円	186,348千円

(3)退職給付費用

簡便法で計算した退職給付費用 前連結会計年度 36,131千円 当連結会計年度 14,120千円

3.確定拠出制度に係る退職給付費用の額

当社及び一部の連結子会社の確定拠出制度への要拠出額は、前連結会計年度24,853千円、当連結会計年度45,610千円
であります。

(ストック・オプション等関係)

1. スtock・オプションにかかる費用計上額及び科目名

当社はストック・オプション付与時点においては未公開企業であり、ストック・オプション等の単位当たりの本源的価値は零円であるため、費用計上はいたしていません。

2. スtock・オプションの内容、規模及びその変動状況

当連結会計年度(2021年3月期)において存在したストック・オプションを対象とし、ストック・オプションの数については、株式数に換算して記載しております。

なお、2013年10月14日付で普通株式1株につき50株の割合で、2017年10月1日付で普通株式1株につき2株の割合で株式分割を行っておりますが、以下は当該株式分割を反映した数値を記載しております。

(1) スtock・オプションの内容

	2014年第1回新株予約権	2015年第1回新株予約権
会社名	提出会社	提出会社
決議年月日	2014年5月13日	2015年12月23日
付与対象者の区分及び人数	当社取締役 3名 子会社取締役 3名 当社子会社従業員 175名	当社取締役 5名 子会社取締役 9名 当社従業員 1名 当社子会社従業員 9名
株式の種類及び付与数	普通株式 1,150,000株	普通株式 246,000株
付与日	2014年7月1日	2016年2月1日
権利確定条件	<p>新株予約権の割当を受けた者は、権利行使時において、当社又は当社子会社の取締役、監査役、従業員又は顧問その他これに準ずる地位を有していなければならない。ただし、新株予約権者が任期満了により退任又は定年退職した場合、あるいは取締役会が正当な理由があると認めた場合は、この限りではない。</p> <p>新株予約権者は、権利行使をすることができる期間が到来している場合であっても、当社の株式上場前は本新株予約権の行使はできない。</p> <p>その他の条件は、当社と新株予約権の割り当てを受けた者との間で締結した「新株予約権総数引受契約書」に定めるところによる。</p>	<p>新株予約権の割当を受けた者は、権利行使時において、当社又は当社子会社の取締役、監査役、従業員又は顧問その他これに準ずる地位を有していなければならない。ただし、新株予約権者が任期満了により退任又は定年退職した場合、あるいは取締役会が正当な理由があると認めた場合は、この限りではない。</p> <p>新株予約権者は、権利行使をすることができる期間が到来している場合であっても、当社の株式上場前は本新株予約権の行使はできない。</p> <p>その他の条件は、当社と新株予約権の割り当てを受けた者との間で締結した「新株予約権総数引受契約書」に定めるところによる。</p>
対象勤務期間	2014年7月1日から 2016年7月1日まで	2016年2月2日から 2018年2月1日まで
権利行使期間	2016年7月2日から 2024年5月12日まで	2018年2月2日から 2025年12月22日まで

(注) 株式数に換算して記載しております。なお、2017年10月1日付株式分割(普通株式1株につき2株の割合)による分割後の株式数に換算して記載しております。

(2) ストック・オプションの規模及びその変動状況

ストック・オプションの数

	2014年第1回新株予約権	2015年第1回新株予約権
会社名	提出会社	提出会社
決議年月日	2014年5月13日	2015年12月23日
権利確定前(株)		
前連結会計年度末	-	-
付与	-	-
失効	-	-
権利確定	-	-
未確定残	-	-
権利確定後(株)		
前連結会計年度末	395,000	66,800
権利確定	-	-
権利行使	75,800	31,800
失効	-	-
未行使残	319,200	35,000

(注) 2017年10月1日付株式分割(普通株式1株につき2株の割合)による分割後の株式数に換算して記載しております。

単価情報

	2014年第1回新株予約権	2015年第1回新株予約権
会社名	提出会社	提出会社
決議年月日	2014年5月13日	2015年12月23日
権利行使価格(円)	265	265
行使時平均株価(円)	656	708
付与日における公正な評価単価(株)	-	-

(注) 2017年10月1日付株式分割(普通株式1株につき2株の割合)による分割後の株式数に換算して記載しております。

3. 当連結会計年度(2021年3月期)に付与されたストック・オプションの公正な評価単価の見積方法

当連結会計年度において新たなストック・オプションの付与はありません。

4. ストック・オプションの権利確定数の見積方法

将来の失効数の合理的な見積もりは困難であるため、実績の失効数のみ反映させる方法を採用しております。

5. ストック・オプションの単位当たりの本源的価値により算定を行う場合の当連結会計年度末における本源的価値の合計額及び当連結会計年度において、権利行使されたストック・オプションの権利行使日における本源的価値の合計額

(1) 当連結会計年度末における本源的価値の合計額	127,157千円
(2) 当連結会計年度において権利行使された本源的価値の合計額	43,687千円

(税効果会計関係)

1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

	前連結会計年度 (2020年3月31日)	当連結会計年度 (2021年3月31日)
繰延税金資産		
減損損失	193,129千円	123,562千円
資産除去債務	191,618 "	270,711 "
退職給付に係る負債	68,885 "	59,478 "
繰越欠損金(注)2	560,380 "	1,390,627 "
在外子会社の開業費	16,794 "	12,984 "
未払家賃	24,599 "	20,750 "
賞与引当金	1,007 "	-
繰越外国税額控除	101,221 "	78,576 "
その他	199,499 "	194,770 "
繰延税金資産小計	1,357,137千円	2,151,460千円
税務上の繰越欠損金に係る評価性引当額(注)2	420,577 "	1,025,192 "
将来減算一時差異等の合計に係る評価性引当額	343,346 "	491,592 "
評価性引当額小計(注)1	763,924 "	1,516,784 "
繰延税金資産合計	593,212千円	634,675千円
繰延税金負債		
資産除去債務に対応する除去費用	95,107千円	185,969千円
固定資産特別償却	125,239 "	-
在外子会社の留保利益	16,123 "	16,663 "
その他	7,831 "	407 "
繰延税金負債合計	244,302千円	203,041千円
繰延税金資産純額	348,910千円	431,634千円

(注) 1. 評価性引当額が前連結会計年度から752,860千円増加しております。この増加の主な要因は、国内及び米国子会社における税務上の繰越欠損金に係る評価性引当額が増加したことによるものです。

(注) 2. 税務上の繰越欠損金及びその繰延税金資産の繰越期限別の金額

前連結会計年度(2020年3月31日)

	1年以内 (千円)	1年超 2年以内 (千円)	2年超 3年以内 (千円)	3年超 4年以内 (千円)	4年超 5年以内 (千円)	5年超 (千円)	合計 (千円)
税務上の繰越欠損金(1)	-	-	1,508	46,403	9,755	502,713	560,380
評価性引当額	-	-	1,508	46,403	9,755	362,910	420,577
繰延税金資産	-	-	-	-	-	139,803	139,803

(1) 税務上の繰越欠損金は、法定実効税率を乗じた額であります。

(2) 税務上の繰越欠損金560,380千円(法定実効税率を乗じた額)について、繰延税金資産139,803千円を計上しております。当該繰延税金資産139,803千円は、一部の連結子会社における税務上の繰越欠損金の一部について認識したものであり、将来の課税所得の見込みにより、回収可能と判断し評価性引当額を認識しておりません。

当連結会計年度（2021年3月31日）

	1年以内 (千円)	1年超 2年以内 (千円)	2年超 3年以内 (千円)	3年超 4年以内 (千円)	4年超 5年以内 (千円)	5年超 (千円)	合計 (千円)
税務上の繰越欠損金(1)	-	1,508	46,403	9,755	9,290	1,323,669	1,390,627
評価性引当額	-	1,508	46,403	9,755	9,290	958,234	1,025,192
繰延税金資産	-	-	-	-	-	365,435	365,435

(1) 税務上の繰越欠損金は、法定実効税率を乗じた額であります。

(2) 税務上の繰越欠損金1,390,627千円（法定実効税率を乗じた額）について、繰延税金資産365,435千円を計上しております。当該繰延税金資産365,435千円は、一部の連結子会社における税務上の繰越欠損金の一部について認識したものであり、将来の課税所得の見込みにより、回収可能と判断し評価性引当額を認識しておりません。

2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間に重要な差異があるときの、当該差異の原因となった主要な項目別の内訳

前事業年度及び当事業年度ともに税引前当期純損失を計上しているため、記載を省略しております。

(資産除去債務関係)

資産除去債務のうち連結貸借対照表に計上しているもの

(1) 当該資産除去債務の概要

店舗、事務所、工場の建物の不動産賃貸借契約に伴う原状回復義務等であります。

(2) 当該資産除去債務の金額の算定方法

使用見込期間は主たる資産の耐用年数とし、割引率は当該耐用年数に応じた国債利回りを使用して、資産除去債務の金額を計算しております。

(3) 当該資産除去債務の総額の増減

	前連結会計年度 (自 2019年4月 1日 至 2020年3月31日)	当連結会計年度 (自 2020年4月 1日 至 2021年3月31日)
期首残高	692,237千円	717,123千円
有形固定資産の取得に伴う増加額	102,917 "	89,240 "
見積りの変更による増加額	-	273,714 "
時の経過による調整額	6,215 "	4,622 "
資産除去債務の履行による減少額	20,960 "	165,242 "
その他増減額(は減少)	63,285 "	34,300 "
期末残高	717,123千円	953,759千円

(4) 当該資産除去債務の金額の見積りの変更

当連結会計年度末において、一部の連結子会社の不動産賃貸借契約に伴う原状回復義務として計上していた資産除去債務について、退店等の新たな情報の入手に伴い、店舗の退去時に必要とされる原状回復費用に関して見積りの変更を行いました。割引前将来キャッシュ・フローの見積りの変更による増加額273,714千円を変更前の資産除去債務残高に加算しております。なお、この変更は当連結会計年度末に行ったため当連結会計年度の損益に与える影響はありません。

(セグメント情報等)

【セグメント情報】

1 報告セグメントの概要

報告セグメントの決定方法並びに報告セグメントに属する製品及びサービスの内容

当社グループの報告セグメントは、当社グループの事業構成単位のうち分離された財務情報が入手可能であり、取締役会が経営資源の配分の決定及び業績を評価するために、定期的に検討を行う対象となっているものであります。

当社グループは、主に国内外においてラーメン店を中心とする飲食店の展開を行う事業と、業務用食材を中心とした食材・商品の製造・販売を行う事業を展開しております。したがって、当社グループは、「国内店舗運営事業」、「海外店舗運営事業」、「国内商品販売事業」の3つを報告セグメントとしております。各報告セグメントに属する製品及びサービスの種類は下記のとおりであります。

なお、当連結会計年度より、各ブランドの事業戦略上の位置づけの変化に伴い、報告セグメントの見直しを行っております。「その他」に含まれていた因幡うどんブランドを「国内店舗運営事業」に含めております。なお、前連結会計年度のセグメント情報については変更後の区分により作成しており、「3 報告セグメントごとの売上高、利益又は損失、資産、負債その他の項目の金額に関する情報」の前連結会計年度に記載しております。

国内店舗運営事業	「一風堂」、「RAMEN EXPRESS」、「五行」、「名島亭」、「PANDA EXPRESS」「因幡うどん」等の複数ブランドによる飲食店の運営を行っております。
海外店舗運営事業	「IPPUDO」業態を中核とした直営飲食店の運営並びに現地運営パートナー企業へのライセンス供与事業を行っております。
国内商品販売事業	コンシューマー向け及び業務用向けの麺類（そば・ラーメン・うどん等）、スープ、つゆ、調味料等（「おうちでIPPUDO」シリーズ）の製造及び販売を行っております。

2 報告セグメントごとの売上高、利益又は損失、資産、負債その他の項目の金額の算定方法

報告されている事業セグメントの会計処理の方法は、「連結財務諸表作成のための基本となる重要事項」における記載と概ね同一であります。

報告セグメントの利益は、営業利益ベースの数値であります。

3 報告セグメントごとの売上高、利益又は損失、資産、負債その他の項目の金額に関する情報

前連結会計年度（自 2019年4月1日 至 2020年3月31日）

（単位：千円）

	報告セグメント				その他 (注) 1	合計	調整額 (注) 2	連結財務 諸表計上額 (注) 3
	国内店舗 運営事業	海外店舗 運営事業	国内商品 販売事業	計				
売上高								
外部顧客への売上高	16,931,855	9,708,411	2,074,033	28,714,299	392,654	29,106,954	-	29,106,954
セグメント間の内部売上高又は振替高	-	-	-	-	-	-	-	-
計	16,931,855	9,708,411	2,074,033	28,714,299	392,654	29,106,954	-	29,106,954
セグメント利益又は損失 ()	392,158	687,963	102,159	1,182,281	20,990	1,203,272	505,646	697,625
セグメント資産	7,570,070	5,812,442	542,047	13,924,559	231,002	14,155,562	1,238,226	15,393,788
その他の項目								
減価償却費	492,132	500,383	26,030	1,018,545	9,491	1,028,037	-	1,028,037
有形固定資産及び無形 固定資産の増加額	1,423,162	644,868	4,203	2,072,235	3,285	2,075,521	-	2,075,521
持分法適用会社への投 資額	-	-	-	-	-	-	-	-

(注) 1. 「その他」の区分は報告セグメントに含まれない事業セグメントであり、海外商品販売事業、コンサルティング事業、フランチャイズ事業及び農業研修事業を含んでおります。

2. 調整額は以下のとおりであります。

(1) セグメント利益又は損失の調整額 505,646千円は、その全額が全社費用であります。全社費用は報告セグメントに帰属しない販売費及び一般管理費であります。

(2) セグメント資産の調整額1,238,226千円は、各報告セグメントに配分していない全社資産であります。全社資産は、主に報告セグメントに帰属しない本社の現金及び預金であります。

3. セグメント利益又は損失は、連結財務諸表の営業利益と調整を行っております。

当連結会計年度（自 2020年4月1日 至 2021年3月31日）

（単位：千円）

	報告セグメント				その他 (注) 1	合計	調整額 (注) 2	連結財務 諸表計上額 (注) 3
	国内店舗 運営事業	海外店舗 運営事業	国内商品 販売事業	計				
売上高								
外部顧客への売上高	9,119,567	5,418,441	1,849,597	16,387,606	151,713	16,539,319	-	16,539,319
セグメント間の内部売上高又は振替高	-	-	-	-	-	-	-	-
計	9,119,567	5,418,441	1,849,597	16,387,606	151,713	16,539,319	-	16,539,319
セグメント利益又は損失 ()	513,276	386,434	245,103	654,608	283	654,324	325,855	980,180
セグメント資産	8,359,160	5,252,416	366,697	13,978,273	63,516	14,041,789	1,631,718	15,673,508
その他の項目								
減価償却費	389,298	385,256	16,812	791,367	6,939	798,307	-	798,307
有形固定資産及び無形 固定資産の増加額	831,463	208,302	2,920	1,042,686	3,313	1,045,999	-	1,045,999
持分法適用会社への投資額	-	-	-	-	-	-	-	-

(注) 1. 「その他」の区分は報告セグメントに含まれない事業セグメントであり、海外商品販売事業、コンサルティング事業、フランチャイズ事業及び農業研修事業を含んでおります。

2. 調整額は以下のとおりであります。

(1) セグメント利益又は損失の調整額 325,855千円は、その全額が全社費用であります。全社費用は報告セグメントに帰属しない販売費及び一般管理費であります。

(2) セグメント資産の調整額1,631,718千円は、各報告セグメントに配分していない全社資産であります。全社資産は、主に報告セグメントに帰属しない本社の現金及び預金であります。

3. セグメント利益又は損失は、連結財務諸表の営業損失と調整を行っております。

【関連情報】

前連結会計年度（自 2019年4月1日 至 2020年3月31日）

1. 製品及びサービスごとの情報

セグメント情報に同様の情報を開示しているため、記載を省略しております。

2. 地域ごとの情報

(1) 売上高

（単位：千円）

日本	北米	欧州	アジア・オセアニア	合計
19,502,596	3,286,985	1,477,443	4,839,928	29,106,954

(注) 売上高は顧客の所在地を基礎とし、国又は地域に分類しております。

(2) 有形固定資産

（単位：千円）

日本	北米	欧州	アジア・オセアニア	合計
4,722,886	1,190,669	626,128	641,368	7,181,052

3. 主要な顧客ごとの情報

当社グループの主要な顧客は、一般消費者であるため、記載を省略しております。

当連結会計年度（自 2020年4月1日 至 2021年3月31日）

1. 製品及びサービスごとの情報

セグメント情報に同様の情報を開示しているため、記載を省略しております。

2. 地域ごとの情報

(1) 売上高

(単位：千円)

日本	北米	欧州	アジア・オセアニア	合計
11,214,667	1,378,475	707,455	3,238,721	16,539,319

(注) 売上高は顧客の所在地を基礎とし、国又は地域に分類しております。

(2) 有形固定資産

(単位：千円)

日本	北米	欧州	アジア・オセアニア	合計
5,074,115	1,029,558	521,439	613,548	7,238,662

3. 主要な顧客ごとの情報

当社グループの主要な顧客は、一般消費者であるため、記載を省略しております。

【報告セグメントごとの固定資産の減損損失に関する情報】

前連結会計年度（自 2019年4月1日 至 2020年3月31日）

(単位：千円)

	報告セグメント				その他	合計	調整額 (注)	連結財務 諸表 計上額
	国内店舗 運営事業	海外店舗 運営事業	国内商品 販売事業	小計				
減損損失	404,739	498,050	-	902,789	24,709	927,499	10,279	937,779

(注) 調整額の金額は、セグメントに帰属しない全社資産に係る減損損失であります。

当連結会計年度（自 2020年4月1日 至 2021年3月31日）

(単位：千円)

	報告セグメント				その他	合計	調整額 (注)	連結財務 諸表 計上額
	国内店舗 運営事業	海外店舗 運営事業	国内商品 販売事業	小計				
減損損失	324,628	1,270	1,993	327,892	-	327,892	27,931	355,824

(注) 調整額の金額は、セグメントに帰属しない全社資産に係る減損損失であります。

【報告セグメントごとののれんの償却額及び未償却残高に関する情報】

前連結会計年度（自 2019年4月1日 至 2020年3月31日）

(単位：千円)

	報告セグメント				その他 (注)	合計	調整額	連結財務 諸表 計上額
	国内店舗 運営事業	海外店舗 運営事業	国内商品 販売事業	小計				
当期償却額	10,615	16,153	-	26,768	4,782	31,551	-	31,551
当期末残高	57,590	140,121	-	197,712	-	197,712	-	197,712

(注) 「その他」の金額は、フランチャイズ事業等に係る金額であります。

当連結会計年度（自 2020年4月1日 至 2021年3月31日）

（単位：千円）

	報告セグメント				その他 (注)	合計	調整額	連結財務 諸表 計上額
	国内店舗 運営事業	海外店舗 運営事業	国内商品 販売事業	小計				
当期償却額	38,010	16,535	-	54,546	-	54,546	-	54,546
当期末残高	19,580	125,560	-	145,140	-	145,140	-	145,140

(注) 1. 「その他」の金額は、フランチャイズ事業等に係る金額であります。
2. のれんの償却額には、特別損失に計上した「のれん償却額」27,395千円が含まれております。

【報告セグメントごとの負ののれん発生益に関する情報】

該当事項はありません。

【関連当事者情報】

1 関連当事者との取引

(1) 連結財務諸表提出会社と関連当事者との取引
記載すべき重要なものではありません。

(2) 連結財務諸表提出会社の連結子会社と関連当事者との取引
記載すべき重要なものではありません。

2 親会社又は重要な関連会社に関する注記

記載すべき重要なものではありません。

(1株当たり情報)

	前連結会計年度 (自 2019年4月 1日 至 2020年3月31日)	当連結会計年度 (自 2020年4月 1日 至 2021年3月31日)
1株当たり純資産額	159.70円	54.80円
1株当たり当期純損失()	9.03円	100.08円
潜在株式調整後1株当たり当期純利益	-	-

(注) 1. 潜在株式調整後1株当たり当期純利益については、潜在株式は存在するものの、1株当たり当期純損失であるため記載しておりません。

2. 「株式給付型ESOP信託口」が保有する当社株式を、1株当たり純資産額の算定上、期末発行済株式総数から控除する自己株式に含めております(前連結会計年度89,600株、当連結会計年度89,600株)。

また、1株当たり当期純損失の算定上、期中平均株式数の計算において控除する自己株式に含めております(前連結会計年度89,600株、当連結会計年度89,600株)。

3. 1株当たり当期純損失の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

項目	前連結会計年度 (自 2019年4月 1日 至 2020年3月31日)	当連結会計年度 (自 2020年4月 1日 至 2021年3月31日)
1株当たり当期純損失		
親会社株主に帰属する当期純損失()(千円)	214,088	2,392,969
普通株主に帰属しない金額(千円)	-	-
普通株式に係る親会社株主に帰属する当期純損失()(千円)	214,088	2,392,969
普通株式の期中平均株式数(株)	23,710,344	23,909,963

(重要な後発事象)

(第三者割当増資による新株式の発行)

当社は、2021年5月14日開催の取締役会において、新株式の発行を決議し、2021年5月31日に払込が完了いたしました。新株発行の概要は次のとおりです。

1. 募集の方法	第三者割当
2. 発行する株式の種類及び数	普通株式 2,950,000株
3. 発行価額	1株につき558円
4. 資本組入額	1株につき279円
5. 発行価額の総額	1,646,100,000円
6. 資本組入額の総額	823,050,000円
7. 割当先	株式会社麻生 2,950,000株
8. 払込期日	2021年5月31日
9. 資金の用途	国内外における新規出店費用

当社グループは、コロナ禍で大きく変わった社会・経済環境の中、日本においては社会として都心部一極集中からより郊外や地方への分散経済が進むと想定しております。日本国内において当社の事業成長並びに価値を増大させていくためには、当社の基幹ブランド「一風堂」の出店を従来の人口密集立地に限らず、都心部近郊の小商圏やロードサイドへの出店を積極的に展開し、低投資、早期回収の収益モデルへ転換していきます。すでに2020年11月開業の浅草橋本舗、2021年3月開業の亀有店や4月開業の横浜泉店、5月開業の岸和田店、武蔵小山店等で当該収益モデルの導入を開始しております。当該収益モデルの有効性を実証し、来期は同モデルでの出店を進めてまいります。同時に、従来の出店に加え、ブランドを支えるものとして、商品面では食の需要の多様化を先取りするための植物性原材料を使用したプラントベースのラーメンや、チャンネルの多様化においてはデリバリー、テイクアウトに加え小売り商品の拡充や自社ECサイトの強化を推進してまいります。また、人材不足や人件費高騰を見据え店舗レイアウトや厨房オペレーションの自動化、効率化を図り、飲食事業として、総合的な次世代の食の在り方を追求してまいります。また、すでに14か国・地域に事業展開をしている海外においては、コロナ禍により、一時的には縮小した海外の総合的な食の市場は今後も拡大を継続する見込みであり、その中でも、日本食に対する関心は「健康的」「おいしさ」「文化」などの観点から、今後も高まると見込まれます。これまで各主要市場の中心地に旗艦店を出店する際に製造機能を併設する等、規模拡大の基盤は整えてまいりました当社は、各地域の回復度合いを慎重に見定めながらも、既存展開エリアでの追加出店を行うことにより、初期投資段階から収益拡大段階に成長できると見込んでおります。

(新株予約権の発行)

当社は、2021年5月14日開催の取締役会において、以下のとおり第三者割当による2021年第1回新株予約権及び2021年第2回新株予約権の発行(以下、個別に「2021年第1回新株予約権」及び「2021年第2回新株予約権」、総称して「本新株予約権」といいます。)を決議し、2021年5月31日に本新株予約権の発行価額の全額の払込が完了しております。

2021年第1回新株予約権及び2021年第2回新株予約権の概要

(1) 割当日	2021年5月31日
(2) 行使期間	2021年6月1日から2024年5月31日まで
(3) 新株予約権の総数	合計30,000個(新株予約権1個につき100株) 2021年第1回新株予約権:20,000個(新株予約権1個につき100株) 2021年第2回新株予約権:10,000個(新株予約権1個につき100株)
(4) 目的となる株式の種類及び数	当社普通株式 3,000,000株
(5) 発行価額	総額8,790,000円 2021年第1回新株予約権:1個当たり410円(総額8,200,000円) 2021年第2回新株予約権:1個当たり59円(総額590,000円)
(6) 当該発行による潜在株式数	潜在株式数:3,000,000株(新株式予約権1個につき100株) 2021年第1回新株予約権:2,000,000株(新株予約権1個につき100株) 2021年第2回新株予約権:1,000,000株(新株予約権1個につき100株)
(7) 行使価額	2021年第1回新株予約権 固定行使価額:1株当たり587円 2021年第2回新株予約権 固定行使価額:1株当たり764円
(8) 募集又は割当方法 (割当予定先)	第三者割当の方法により、Japan International Partners LLCに本新株予約権に係る全新株予約権を割り当てます。
(9) 新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額	発行価額:1,946,790,000円 資本組入額:973,395,000円
(10) その他	当社は、割当予定先との間で、以下の内容を含む本新株予約権に係る総数引受契約書を締結しております。 割当予定先は、一定の場合に、2021年第1回及び2021年第2回新株予約権は、当社に対して通知することにより、本新株予約権の取得を請求することができること。 割当予定先は、当社取締役会の承認を得ることなく本新株予約権を譲渡しないこと。

【連結附属明細表】

【社債明細表】

会社名	銘柄	発行年月日	当期首残高 (千円)	当期末残高 (千円)	利率(%)	担保	償還期限
渡辺製麺	第6回無担保社債	2016年 8月31日	51,000 (14,000)	37,000 (14,000)	0.05	無担保社債	2023年 8月31日
渡辺製麺	第7回無担保社債	2016年 8月31日	100,000 (-)	100,000 (100,000)	0.10	無担保社債	2021年 8月31日
合計	-	-	151,000 (14,000)	137,000 (114,000)	-	-	-

- (注) 1. 当期末残高の()内の金額は、1年以内の償還予定額であります。
2. 連結決算日後5年以内における償還予定額は以下のとおりであります。

1年以内 (千円)	1年超2年以内 (千円)	2年超3年以内 (千円)	3年超4年以内 (千円)	4年超5年以内 (千円)
114,000	14,000	9,000	-	-

【借入金等明細表】

区分	当期首残高 (千円)	当期末残高 (千円)	平均利率 (%)	返済期限
短期借入金	-	2,500,000	0.36%	-
1年以内に返済予定の長期借入金	1,649,034	1,994,339	0.84%	-
1年以内に返済予定のリース債務	10,416	7,975	-	-
長期借入金(1年以内に返済予定のものを除く)	5,181,356	4,494,798	0.75%	2022年4月～ 2027年3月
リース債務(1年以内に返済予定のものを除く)	18,347	12,455	-	2022年4月～ 2024年3月
その他有利子負債	-	-	-	-
合計	6,859,154	9,009,569	-	-

- (注) 1. 「平均利率」については、借入金等の期末残高に対する加重平均利率を記載しております。
2. なお、リース債務については、リース料総額に含まれる利息相当額を一部控除する前の金額でリース債務を連結貸借対照表に計上しているため、「平均利率」を記載しておりません。
3. 長期借入金及びリース債務(1年以内に返済予定のものを除く)の連結決算日後5年以内における1年ごとの返済予定額の総額は以下のとおりであります。

区分	1年超2年以内 (千円)	2年超3年以内 (千円)	3年超4年以内 (千円)	4年超5年以内 (千円)
長期借入金	1,866,182	1,049,517	804,762	488,159
リース債務	5,896	6,559	-	-

【資産除去債務明細表】

明細表に記載すべき事項が連結財務諸表規則第15条の23に規定する注記事項に記載されているため、記載を省略しております。

(2) 【その他】

当連結会計年度における四半期情報等

(累計期間)	第1四半期	第2四半期	第3四半期	当連結会計年度
売上高 (千円)	3,343,686	7,072,241	12,010,887	16,539,319
税金等調整前四半期(当期)純損失() (千円)	1,227,049	2,284,902	2,386,938	2,373,087
親会社株主に帰属する四半期(当期)純損失() (千円)	913,439	1,922,132	2,025,625	2,392,969
1株当たり四半期(当期)純損失() (円)	38.27	80.47	84.75	100.08

(会計期間)	第1四半期	第2四半期	第3四半期	第4四半期
1株当たり四半期純損失() (円)	38.27	42.19	4.33	15.35

2【財務諸表等】

(1)【財務諸表】

【貸借対照表】

(単位：千円)

	前事業年度 (2020年3月31日)	当事業年度 (2021年3月31日)
資産の部		
流動資産		
現金及び預金	1,059,754	1,128,285
売掛金	3 114,036	3 278,431
貯蔵品	2,445	-
前払費用	42,808	19,857
その他	3 116,373	3 91,169
流動資産合計	1,335,418	1,517,744
固定資産		
有形固定資産		
建物	210,662	191,309
構築物	1,533	1,165
機械及び装置	748	599
車両運搬具	260	-
工具、器具及び備品	34,360	27,824
土地	292,941	292,941
リース資産	2,339	456
有形固定資産合計	542,847	514,297
無形固定資産		
商標権	159	93
ソフトウェア	66,583	49,229
リース資産	1,969	656
その他	528	440
無形固定資産合計	69,240	50,419
投資その他の資産		
関係会社株式	2,489,168	1,373,965
長期貸付金	16,100	12,500
関係会社長期貸付金	4,406,008	7,087,406
長期前払費用	39,857	32,481
繰延税金資産	71,035	85,939
その他	35,333	12,296
貸倒引当金	16,100	1,481,194
投資その他の資産合計	7,041,403	7,123,394
固定資産合計	7,653,491	7,688,112
資産合計	8,988,909	9,205,856

(単位：千円)

	前事業年度 (2020年3月31日)	当事業年度 (2021年3月31日)
負債の部		
流動負債		
短期借入金	-	2 2,500,000
1年内返済予定の長期借入金	2 994,904	2 1,361,284
リース債務	2,559	1,121
未払金	3 223,253	3 176,037
未払費用	4,085	2,688
預り金	8,595	3 12,548
未払法人税等	7,366	31,372
その他	687	10,801
流動負債合計	1,241,453	4,095,853
固定負債		
長期借入金	2 3,976,738	2 3,747,028
リース債務	1,811	-
株式給付引当金	29,557	15,931
株式連動型金銭給付引当金	1,280	1,261
資産除去債務	9,217	3,824
その他	2,246	2,400
固定負債合計	4,020,851	3,770,445
負債合計	5,262,304	7,866,299
純資産の部		
株主資本		
資本金	1,294,059	1,308,316
資本剰余金		
資本準備金	1,198,059	1,212,316
その他資本剰余金	15,280	15,280
資本剰余金合計	1,213,339	1,227,596
利益剰余金		
利益準備金	40,000	40,000
その他利益剰余金		
別途積立金	145,982	145,982
繰越利益剰余金	1,132,505	1,283,057
利益剰余金合計	1,318,487	1,097,075
自己株式	99,279	99,279
株主資本合計	3,726,605	1,339,556
純資産合計	3,726,605	1,339,556
負債純資産合計	8,988,909	9,205,856

【損益計算書】

(単位：千円)

	前事業年度 (自 2019年4月1日 至 2020年3月31日)	当事業年度 (自 2020年4月1日 至 2021年3月31日)
営業収益	1 2,078,205	1 1,373,703
営業費用	1, 2 1,691,359	1, 2 1,221,161
営業利益	386,846	152,542
営業外収益		
受取利息	1 68,408	1 102,520
賃貸収入	1 18,740	1 20,535
貸倒引当金戻入額	-	3,600
為替差益	-	18,664
その他	3,827	1,116
営業外収益合計	90,977	146,436
営業外費用		
支払利息	47,738	47,013
為替差損	16,305	-
賃貸収入原価	14,797	17,217
財務支払手数料	15,418	9,204
その他	1,096	414
営業外費用合計	95,357	73,849
経常利益	382,466	225,129
特別利益		
固定資産売却益	0	726
投資有価証券売却益	94,423	-
特別利益合計	94,423	726
特別損失		
固定資産除却損	107	10,629
減損損失	10,279	27,931
関係会社株式評価損	-	1,091,203
関係会社株式売却損	30,899	-
貸倒引当金繰入額	16,100	1,468,694
その他	2,230	7,285
特別損失合計	59,616	2,605,744
税引前当期純利益又は税引前当期純損失()	417,272	2,379,888
法人税、住民税及び事業税	62,900	50,577
法人税等調整額	17,317	14,903
法人税等合計	80,217	35,674
当期純利益又は当期純損失()	337,054	2,415,562

【株主資本等変動計算書】

前事業年度（自 2019年4月1日 至 2020年3月31日）

（単位：千円）

	株主資本			
	資本金	資本剰余金		
		資本準備金	その他資本剰余金	資本剰余金合計
当期首残高	1,266,774	1,170,774	15,280	1,186,054
当期変動額				
新株の発行	27,284	27,284	-	27,284
剰余金の配当	-	-	-	-
当期純利益	-	-	-	-
自己株式の取得	-	-	-	-
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	-	-	-	-
当期変動額合計	27,284	27,284	-	27,284
当期末残高	1,294,059	1,198,059	15,280	1,213,339

	株主資本					
	利益剰余金				自己株式	株主資本合計
	利益準備金	その他利益剰余金		利益剰余金合計		
		別途積立金	繰越利益剰余金			
当期首残高	40,000	145,982	985,445	1,171,427	99,278	3,524,978
当期変動額						
新株の発行	-	-	-	-	-	54,568
剰余金の配当	-	-	189,994	189,994	-	189,994
当期純利益	-	-	337,054	337,054	-	337,054
自己株式の取得	-	-	-	-	0	0
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	-	-	-	-	-	-
当期変動額合計	-	-	147,060	147,060	0	201,627
当期末残高	40,000	145,982	1,132,505	1,318,487	99,279	3,726,605

	評価・換算差額等		純資産合計
	その他有価証券評価差額金	評価・換算差額等合計	
当期首残高	86,454	86,454	3,611,432
当期変動額			
新株の発行	-	-	54,568
剰余金の配当	-	-	189,994
当期純利益	-	-	337,054
自己株式の取得	-	-	0
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	86,454	86,454	86,454
当期変動額合計	86,454	86,454	115,173
当期末残高	-	-	3,726,605

当事業年度（自 2020年4月1日 至 2021年3月31日）

（単位：千円）

	株主資本			
	資本金	資本剰余金		
		資本準備金	その他資本剰余金	資本剰余金合計
当期首残高	1,294,059	1,198,059	15,280	1,213,339
当期変動額				
新株の発行	14,257	14,257	-	14,257
剰余金の配当	-	-	-	-
当期純損失（ ）	-	-	-	-
自己株式の取得	-	-	-	-
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	-	-	-	-
当期変動額合計	14,257	14,257	-	14,257
当期末残高	1,308,316	1,212,316	15,280	1,227,596

	株主資本					
	利益剰余金				自己株式	株主資本合計
	利益準備金	その他利益剰余金		利益剰余金合計		
		別途積立金	繰越利益剰余金			
当期首残高	40,000	145,982	1,132,505	1,318,487	99,279	3,726,605
当期変動額						
新株の発行	-	-	-	-	-	28,514
剰余金の配当	-	-	-	-	-	-
当期純損失（ ）	-	-	2,415,562	2,415,562	-	2,415,562
自己株式の取得	-	-	-	-	-	-
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	-	-	-	-	-	-
当期変動額合計	-	-	2,415,562	2,415,562	-	2,387,048
当期末残高	40,000	145,982	1,283,057	1,097,075	99,279	1,339,556

	評価・換算差額等		純資産合計
	その他有価証券評価差額金	評価・換算差額等合計	
当期首残高	-	-	3,726,605
当期変動額			
新株の発行	-	-	28,514
剰余金の配当	-	-	-
当期純損失（ ）	-	-	2,415,562
自己株式の取得	-	-	-
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	-	-	-
当期変動額合計	-	-	2,387,048
当期末残高	-	-	1,339,556

【注記事項】

(重要な会計方針)

1. 有価証券の評価基準及び評価方法

(1) 子会社株式及び関連会社株式
移動平均法による原価法

(2) その他有価証券
時価のないもの
移動平均法による原価法

2. たな卸資産の評価基準及び評価方法

貯蔵品
最終仕入原価法(収益性の低下による簿価切り下げの方法)

3. 固定資産の減価償却の方法

(1) 有形固定資産(リース資産を除く)

主として建物(建物附属設備を除く)及び2016年4月1日以後に取得した建物附属設備並びに構築物については定額法、その他については定率法を採用しております。

(2) 無形固定資産(リース資産を除く)

定額法を採用しております。

なお、ソフトウェア(自社利用)については、社内における利用可能期間(5年)によっております。

(3) リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。

4. 繰延資産の処理方法

株式交付費
支出時に全額費用処理しております。

5. 引当金の計上基準

(1) 貸倒引当金

債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

(2) 株式給付引当金

株式給付規程に基づく当社株式の給付に備えるため、当事業年度末における株式給付債務の見込額に基づき計上しております。

(3) 株式連動型金銭給付引当金

株式連動型金銭給付規程に基づく金銭の給付に備えるため、当事業年度末における株式連動型金銭給付債務の見込額に基づき計上しております。

6.ヘッジ会計の方法

(1)ヘッジ会計の方法

すべての金利スワップについて、特例処理の要件を満たしているため、特例処理を採用しております。

(2)ヘッジ手段とヘッジ対象

(ヘッジ手段)

金利スワップ

(ヘッジ対象)

借入金

(3)ヘッジ方針

金融機関からの借入金の一部について、金利変動によるリスクを回避するため、金利スワップ取引を利用しております。

(4)ヘッジ有効性評価の方法

特例処理によっている金利スワップのみであり、有効性の評価を省略しております。

7.その他財務諸表作成のための基本となる重要な事項

(1)消費税等の会計処理

消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。

(2)外貨建の資産又は負債の本邦通貨への換算基準

外貨建金銭債権債務は、決算日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。

(重要な会計上の見積り)

会計上の見積りは、財務諸表作成時に入手可能な情報に基づいて合理的な金額を算出しております。

当事業年度の財務諸表に計上した金額が会計上の見積りによるもののうち、翌事業年度の財務諸表に重要な影響を及ぼすリスクがある項目は以下のとおりです。

関係会社投融資の評価

(1)当事業年度の財務諸表に計上した金額

関係会社株式	1,373,965千円
関係会社長期貸付金	7,087,406千円
関係会社長期貸付金に係る貸倒引当金	1,468,694千円
合計	6,992,677千円

(2)識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報

当社は当事業年度において、関係会社株式の実質価額の著しい下落に伴い関係会社株式評価損1,091,203千円及び貸倒引当金繰入額1,468,694千円を計上しております。なお、事業計画に基づき実質価額の回復可能性を検討した結果、実質価額の回復可能性が認められなかった債務超過の関係会社については、関係会社株式について全額の減損処理を行い、さらに関係会社長期貸付金に対する貸倒引当金として債務超過相当額を計上しております。

当社は有価証券の減損に関する会計方針を定めており、時価を把握することが極めて困難と認められる株式について、純資産持分額を実質価額とし、実質価額が取得原価に比して50%程度以上下回るものの、関係会社等において実行可能で合理的な事業計画があり回復可能性が十分な証拠をもって裏付けられる場合には減損処理を行わない方針としております。この方針のもと、各社の事業年度末における実質価額を確認するとともに、実質価額の回復可能性の検討を行っております。実質価額の回復可能性の検討に際しては、事業計画の実行可能性と合理性を、直近の事業計画の達成状況も考慮して検討することにより減損処理の要否を検討しております。

さらに、新型コロナウイルス感染症の影響については、今後の広がり方や収束時期等について統一的な見解がないものの、当社においては、2021年10月以降緩やかに需要は回復していくものと仮定しており、各社の事業計画に当該影響を織り込んだうえで、当事業年度末における関係会社への投資に係る実質価額の回復可能性の見積りを行っております。

これらの見積りにおいて用いた仮定が、将来の不確実な経済条件の変動等により見直しが必要となった場合、翌事業年度以降の財務諸表において、関係会社株式及び関係会社長期貸付金に対する貸倒引当金に重要な影響を与える可能性があります。

(会計方針の変更)

該当事項はありません。

(表示方法の変更)

(「会計上の見積りの開示に関する会計基準」の適用)

「会計上の見積りの開示に関する会計基準」(企業会計基準第31号 2020年3月31日)を当事業年度の年度末に係る財務諸表から適用し、財務諸表に重要な会計上の見積りに関する注記を記載しております。

ただし、当該注記においては、当該会計基準第11項ただし書きに定める経過的な取扱いに従って、前事業年度に係る内容については記載しておりません。

(追加情報)

(株式給付型ESOP)

株式給付型ESOPに関する注記については、連結財務諸表「注記事項(追加情報)」に同一の内容を記載しているため、注記を省略しております。

(貸借対照表関係)

1 偶発債務

下記の子会社の金融機関等からの借入金等に対して、次のとおり債務保証を行っております。

	前事業年度 (2020年3月31日)	当事業年度 (2021年3月31日)
(株)力の源カンパニー	246,639千円	166,635千円
(株)渡辺製麺	213,010 "	159,156 "
計	459,649千円	325,791千円

下記の子会社における支払家賃に対して、次のとおり債務保証を行っております。

	前事業年度 (2020年3月31日)	当事業年度 (2021年3月31日)
IPPUDO NY, LLC	27,917千円	28,399千円
IPPUDO AUSTRALIA PTY LTD	33,968 "	57,277 "
計	61,885千円	85,677千円

2 当座貸越契約及び貸出コミットメント型金銭消費貸借契約等

(1) 当座貸越契約

当社は、運転資金の効率的な調達を行うため金融機関3行と当座貸越契約を締結しております。当該契約に基づく借入未実行残高は次のとおりであります。

	前事業年度 (2020年3月31日)	当事業年度 (2021年3月31日)
当座貸越極度額の総額	400,000千円	2,400,000千円
借入実行残高	-	2,000,000 "
差引額	400,000千円	400,000千円

(2) シンジケート方式によるコミットメントライン契約

当社においては、機動的な資金調達及び為替リスクの軽減等を目的として、金融機関4社との間でシンジケート方式によるコミットメントライン契約を締結しております。当該契約に基づく借入未実行残高は次のとおりであります。

	前事業年度 (2020年3月31日)	当事業年度 (2021年3月31日)
コミットメントライン契約の総額	1,000,000千円	-
借入実行残高	-	-
差引額	1,000,000千円	-

(3) シンジケート方式によるコミットメント期間付タームローン契約

当社においては、機動的な資金調達及び為替リスクの軽減等を目的として、金融機関5社との間でシンジケート方式による実行可能期間付きタームローン契約を締結しております。当該契約に基づく借入未実行残高は次のとおりであります。

	前事業年度 (2020年3月31日)	当事業年度 (2021年3月31日)
コミットメント期間付タームローン		
契約の総額	3,700,000千円	-
借入実行残高	3,052,163 "	-
差引額	647,837千円	-

上記コミットメント期間付タームローン契約には次の財務制限条項が付されており、当社がこれらに抵触した場合、期限の利益を喪失し、一括返済を求められる等、当社の業績及び財政状態に影響を及ぼす可能性があります。

コミットメント期間付タームローン契約（2017年9月15日契約、当期末残高1,524,830千円）

連結貸借対照表に係る純資産の部（為替換算調整勘定及び非支配株主持分を除く）の金額を、直前期末時点又は2017年3月末時点のいずれか大きい方と比較して75%以上に維持すること。

連結損益計算書の経常損益を2期連続赤字としないこと。

なお、当連結会計年度において、当社は上記 に抵触していますが、金融機関から期限の利益喪失につき権利行使の留保に対する同意を得ております。

コミットメント期間付タームローン契約（2019年3月14日契約、当期末残高1,708,519千円）

連結貸借対照表に係る純資産の部（為替換算調整勘定及び非支配株主持分を除く）の金額を、直前期末時点又は2018年3月末時点のいずれか大きい方と比較して75%以上に維持すること。

連結損益計算書の経常損益を2期連続赤字としないこと。

なお、当連結会計年度において、当社は上記 に抵触していますが、金融機関から期限の利益喪失につき権利行使の留保に対する同意を得ております。

3 関係会社に対する金銭債権及び金銭債務の額（区分表示したものを除く）

	前事業年度 (2020年3月31日)	当事業年度 (2021年3月31日)
短期金銭債権	169,844千円	256,895千円
短期金銭債務	168,891 "	147,694 "

(損益計算書関係)

1 関係会社との取引高

	前事業年度 (自 2019年4月 1日 至 2020年3月31日)	当事業年度 (自 2020年4月 1日 至 2021年3月31日)
営業取引による取引高		
営業収益	1,866,835千円	1,205,732千円
営業費用	478,214 "	323,661 "
営業取引以外の取引による取引高		
受取利息	68,294千円	102,294千円
貸貸収入	16,232 "	20,535 "

2 販売費に属する費用のおおよその割合は前事業年度2%、当事業年度2%、一般管理費に属する費用のおおよその割合は前事業年度98%、当事業年度98%であります。

販売費および一般管理費のうち主要な費目及び金額は次のとおりであります。

	前事業年度 (自 2019年4月 1日 至 2020年3月31日)	当事業年度 (自 2020年4月 1日 至 2021年3月31日)
役員報酬	130,350千円	88,100千円
給料及び手当	357,241 "	316,931 "
支払手数料	700,218 "	506,303 "
減価償却費	35,464 "	26,063 "
株式給付引当金繰入額	14,932 "	13,625 "
株式連動型金銭給付引当金繰入額	542 "	19 "
退職給付費用	1,501 "	2,830 "

(有価証券関係)

子会社株式は、市場価格がなく時価を把握することが極めて困難と認められるため、子会社株式の時価を記載しておりません。

なお、時価を把握することが極めて困難と認められる子会社株式の貸借対照表計上額は以下のとおりです。

(単位：千円)

区分	2020年3月31日	2021年3月31日
子会社株式	2,489,168	1,373,965
計	2,489,168	1,373,965

(税効果会計関係)

1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

	前事業年度 (2020年3月31日)	当事業年度 (2021年3月31日)
繰延税金資産		
減損損失	8,629千円	8,687千円
資産除去債務	2,741 "	1,137 "
未払事業税	3,869 "	2,620 "
繰越外国税額控除	101,221 "	78,576 "
会社分割による関係会社株式調整額	76,652 "	76,652 "
関係会社株式評価損	185,479 "	510,034 "
繰越欠損金	121,742 "	96,183 "
貸倒引当金	4,788 "	440,549 "
その他	19,922 "	15,834 "
繰延税金資産小計	525,048千円	1,230,275千円
税務上の繰越欠損金に係る評価性引当額	121,742 "	96,183 "
将来減算一時差異等の合計に係る評価性引当額	329,866 "	1,047,035 "
評価性引当額小計	451,608 "	1,143,219 "
繰延税金資産合計	73,439千円	87,056千円
繰延税金負債		
資産除去債務に対応する除去費用	2,403千円	1,117千円
繰延税金負債合計	2,403千円	1,117千円
繰延税金資産純額	71,035千円	85,939千円

(表示方法の変更)

前事業年度において、繰延税金資産の「その他」に含めていた「貸倒引当金」は、金額的重要性が増したため、当事業年度より区分掲記することとしました。この表示方法の変更を反映させるため、前事業年度の注記の組替えを行っております。

この結果、前事業年度の繰延税金資産の「その他」に表示していた24,711千円は、「貸倒引当金」4,788千円及び「その他」19,922千円として組み替えております。

2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間に重要な差異があるときの、当該差異の原因となった主要な項目別の内訳

	前事業年度 (2020年3月31日)	当事業年度 (2021年3月31日)
法定実効税率	30.0%	-
(調整)		
交際費等永久に損金に算入されない項目	1.5%	-
受取配当金益金不算入	22.9%	-
住民税均等割等	0.7%	-
評価性引当額の増減	6.2%	-
留保金課税	4.1%	-
繰越外国税額控除期限切れ	2.0%	-
上場前付与ストック・オプション	2.2%	-
その他	0.2%	-
税効果会計適用後の法人税等の負担率	19.2%	-

(注) 当事業年度は税引前当期純損失を計上しているため、記載を省略しております。

(重要な後発事象)

連結財務諸表の「注記事項(重要な後発事象)」に同一内容を記載しているため、注記を省略しております。

【附属明細表】

【有形固定資産等明細表】

資産の種類	当期首残高 (千円)	当期増加額 (千円)	当期減少額 (千円)	当期償却額 (千円)	当期末残高 (千円)	減価償却 累計額 (千円)
有形固定資産						
建物	210,662	24,484	27,469 (27,469)	16,367	191,309	198,628
構築物	1,533	-	0 (-)	367	1,165	7,184
機械及び装置	748	-	- (-)	149	599	2,170
車両運搬具	260	-	130 (-)	130	-	-
工具、器具及び備品	34,360	298	2,589 (462)	4,244	27,824	55,356
土地	292,941	-	- (-)	-	292,941	-
リース資産	2,339	539	1,322 (-)	1,100	456	83
有形固定資産計	542,847	25,322	31,511 (27,931)	22,360	514,297	263,424
無形固定資産						
商標権	159	-	- (-)	66	93	-
ソフトウェア	66,583	10,500	8,400 (-)	19,453	49,229	-
リース資産	1,969	-	- (-)	1,312	656	-
その他	528	-	- (-)	88	440	-
無形固定資産計	69,240	10,500	8,400 (-)	20,920	50,419	-

(注) 「当期減少額」欄の()は内数で当期の減損損失計上額であります。

【引当金明細表】

区分	当期首残高 (千円)	当期増加額 (千円)	当期減少額 (千円)	当期末残高 (千円)
貸倒引当金	16,100	1,468,694	3,600	1,481,194
株式給付引当金	29,557	3,000	16,625	15,931
株式連動型金銭給付引当金	1,280	350	369	1,261

(2) 【主な資産及び負債の内容】

連結財務諸表を作成しているため、記載を省略しております。

(3) 【その他】

該当事項はありません。

第6【提出会社の株式事務の概要】

事業年度	4月1日から3月31日まで
定時株主総会	6月中
基準日	3月31日
剰余金の配当の基準日	9月30日 3月31日
1単元の株式数	100株
単元未満株式の買取り	
取扱場所	(特別口座) 東京都千代田区丸の内一丁目4番5号 三菱UFJ信託銀行株式会社 証券代行部
株主名簿管理人	(特別口座) 東京都千代田区丸の内一丁目4番5号 三菱UFJ信託銀行株式会社
取次所	-
買取手数料	株式の売買の委託に係る手数料相当額として別途定める金額
公告掲載方法	当社の公告は、電子公告により行う。 ただし、やむを得ない事由により、電子公告によることができない場合には、日本経済新聞に掲載する方法により行う。 公告掲載URL https://www.chikaranomoto.com/company/publicnotice/
株主に対する特典	注2

(注)1. 当社の株主は、その有する単元未満株式について、次に掲げる権利以外の権利を行使することができない旨定款に定めております。

- (1) 会社法第189条第2項各号に掲げる権利
- (2) 取得請求権付株式の取得を請求する権利
- (3) 募集株式又は募集新株予約権の割当てを受ける権利

2. 株主に対する特典は、次のとおりであります。

(1) 対象株主

毎年3月末日及び9月末日現在の株主名簿に記載又は記録された株主を対象としております。

(2) 贈呈内容基準

継続保有期間および保有株式数に応じて、株主優待券を以下のとおり年2回贈呈しております。

保有株式数	継続保有期間 1年未満	継続保有期間 1年以上
100株以上	-	1枚
500株以上	2枚	3枚
1,000株以上	4枚	5枚
3,000株以上	6枚	7枚

継続保有期間とは、株主名簿確定基準日(3月末日及び9月末日)の株主名簿に100株以上の保有を同一株主番号で連続して3回以上記録または記載されている期間です。なお、証券会社の貸株サービスを利用するなどして株主番号が変更になった場合や、保有株式などをすべて売却するなどして直近3回の基準日における保有株式数が1度でも100株を下回った場合などは対象外とします。

第7【提出会社の参考情報】

1【提出会社の親会社等の情報】

当社には、金融商品取引法第24条の7第1項に規定する親会社等はありません。

2【その他の参考情報】

当事業年度の開始日から有価証券報告書提出日までの間に、次の書類を提出しております。

- (1) 有価証券報告書及びその添付書類並びに確認書
2020年6月29日福岡財務支局長に提出
事業年度 第35期（自 2019年4月1日 至 2020年3月31日）
- (2) 内部統制報告書及び添付書類
2020年6月29日福岡財務支局長に提出
事業年度 第35期（自 2019年4月1日 至 2020年3月31日）
- (3) 四半期報告書及び確認書
（第36期第1四半期）（自 2020年 4月1日 至 2020年 6月30日）2020年 8月12日福岡財務支局長に提出
（第36期第2四半期）（自 2020年 7月1日 至 2020年 9月30日）2020年11月12日福岡財務支局長に提出
（第36期第3四半期）（自 2020年10月1日 至 2020年12月31日）2021年 2月12日福岡財務支局長に提出
- (4) 有価証券届出書
2021年5月14日福岡財務支局長に提出
- (5) 有価証券届出書の訂正届出書
2021年5月21日福岡財務支局長に提出
2021年5月14日提出の有価証券届出書にかかる訂正届出書であります。
- (6) 臨時報告書
2020年6月29日福岡財務支局長に提出
企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の2（株主総会における議決権行使の結果）に基づく臨時報告書であります。
2020年8月12日福岡財務支局長に提出
企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第19号（当社グループの財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況に著しい影響を与える事象の発生）に基づく臨時報告書であります。

第二部【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

独立監査人の監査報告書及び内部統制監査報告書

2021年6月30日

株式会社力の源ホールディングス

取締役会 御中

三優監査法人
大阪事務所

指定社員 公認会計士 鳥居 陽
業務執行社員

指定社員 公認会計士 西川 賢治
業務執行社員

< 財務諸表監査 >

監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている株式会社力の源ホールディングスの2020年4月1日から2021年3月31日までの連結会計年度の連結財務諸表、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結包括利益計算書、連結株主資本等変動計算書、連結キャッシュ・フロー計算書、連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項、その他の注記及び連結附属明細表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社力の源ホールディングス及び連結子会社の2021年3月31日現在の財政状態並びに同日をもって終了する連結会計年度の経営成績及びキャッシュ・フローの状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

強調事項

重要な後発事象に関する注記に記載されているとおり、会社は2021年5月14日開催の取締役会において新株式の発行並びに第三者割当による2021年第1回新株予約権及び2021年第2回新株予約権の発行を決議し、2021年5月31日に払込が完了している。

当該事項は、当監査法人の意見に影響を及ぼすものではない。

監査上の主要な検討事項

監査上の主要な検討事項とは、当連結会計年度の連結財務諸表の監査において、監査人が職業的専門家として特に重要であると判断した事項である。監査上の主要な検討事項は、連結財務諸表全体に対する監査の実施過程及び監査意見の形成において対応した事項であり、当監査法人は、当該事項に対して個別に意見を表明するものではない。

固定資産の減損損失の認識及び測定	
監査上の主要な検討事項の内容及び決定理由	監査上の対応
<p>会社は、国内外において博多ラーメン専門店「一風堂」「IPPUDO」を中心とした複数ブランドの飲食店舗の運営事業、そば・ラーメンの製麺及び卸販売を中心とする国内商品販売事業を主な事業として行っている。会社の連結貸借対諸表に計上されている有形固定資産は7,238,662千円、無形固定資産は206,015千円、投資その他の資産（長期前払費用）は93,609千円、合計で7,538,287千円となっている（連結財務諸表注記（重要な会計上の見積り）参照）。また、当連結会計年度において、減損損失を355,824千円計上している。（連結財務諸表注記（セグメント情報等）【報告セグメントごとの固定資産の減損損失に関する情報】参照）。</p> <p>会社は、固定資産の減損の兆候の有無を把握するに際して、各店舗及び各事業を独立したキャッシュ・フローを生み出す最小の単位としており、各資産グループの営業損益が継続してマイナスとなった場合、固定資産の時価が著しく下落した場合、あるいは退店の意思決定をした場合、著しい経営環境の悪化を認識した場合等に減損の兆候があるものとしている（連結財務諸表注記（連結損益計算書関係）7減損損失参照）。会社の固定資産の減損損失の測定にあたっては、減損の兆候が把握された各店舗の将来キャッシュ・フローの見積り及び当該見積りに用いた複数の仮定に基づいているが、これらは今後の経営環境と会社の事業計画等により大きく影響を受ける可能性があり、不確実性を伴うものである。</p> <p>固定資産の減損損失の認識に用いられた重要な仮定には以下が含まれている。</p> <p>各資産グループの営業継続及び退店予測 各資産グループの将来収益予測 各資産グループの営業利益予測</p> <p>さらに、連結財務諸表注記（重要な会計上の見積り）に記載のとおり、当連結会計年度末における会社の固定資産の減損損失の認識の判定に係る将来キャッシュ・フローの見積りは、新型コロナウイルス感染症の影響による需要の減少が2021年10月以降緩やかに回復していくという仮定に基づいている。</p> <p>これらの見積り及び当該見積りに使用された仮定は、将来における経営環境の予測と経営者による主観的な判断を伴い、不確実性が高い領域であり、かつ、固定資産の帳簿価額の金額的重要性も高いことから、当監査法人は当該事項を監査上の主要な検討事項として選定した。</p>	<p>当監査法人は、会社が実施した減損損失の認識及び測定について検討するにあたり、主に以下の手続を実施した。</p> <p>減損損失の認識において、減損の兆候ありとなった資産グループについては、割引前将来キャッシュ・フローの見積り及び当該見積りに使用された重要な仮定の合理性について、以下の手続により検討した。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 経営者へのインタビューにより会社の各事業における事業戦略を理解した。 ・ 翌連結会計年度の店舗別又は事業別損益予測及び退店計画を入手し、その合理性を評価した。 ・ 過年度の店舗別又は事業別損益予測と実績との乖離分析を実施し、当該要因が将来キャッシュ・フローの見積りにあたって、適切に考慮されているか検討した。 ・ 店舗及び工場の定期修繕計画に係る費用見積りについて、過去の実績に照らして合理性を評価した。 ・ 新型コロナウイルス感染症の影響を加味した需要予測と、当該需要が将来回復していくという仮定の合理性を、過去の実績に照らして評価した。 ・ 割引前将来キャッシュ・フローの見積りにおいて重要な仮定となる事業計画における主要な仮定等に対する感応度分析（その変動が将来キャッシュ・フローに与える影響金額を評価する分析）を実施し、将来キャッシュ・フローの見積りにおいて、不確実性が適切に織り込まれているか検討した。 <p>減損損失の測定について、減損損失を認識すべきであると判定された資産グループの帳簿価額が回収可能価額まで減額され、当該金額が減損損失として計上されていることを確認した。</p>

繰延税金資産の回収可能性	
監査上の主要な検討事項の内容及び決定理由	監査上の対応
<p>会社は、当連結会計年度末現在、連結貸借対照表上、繰延税金資産431,634千円を計上している（連結財務諸表注記（税効果会計関係）参照）。</p> <p>会社は、将来減算一時差異及び税務上の繰越欠損金に対して、予定される繰延税金負債の取崩、予測される将来の課税所得及びタックス・プランニングを考慮し、繰延税金資産を認識している。特に、会社グループは当連結会計年度及び過年度に生じた税務上の繰越欠損金を有しており、予測される将来の課税所得の見積りに基づき、税務上の繰越欠損金に対する繰延税金資産365,435千円を計上しており（連結財務諸表注記（税効果会計関係）参照）、その大半を占める連結子会社である株式会社力の源カンパニーにおける計上額が特に重要である。</p> <p>将来の課税所得の見積りは、主に株式会社力の源カンパニーの事業計画を基礎としており、そこでの重要な仮定は、主に各店舗の将来収益及び営業利益見込み、並びに新規出店見込みである。</p> <p>さらに、連結財務諸表注記（会計上の見積りに関する注記）に記載のとおり、当連結会計年度末における繰延税金資産の回収可能性の見積りは、新型コロナウイルス感染症の影響による需要の減少が2021年10月以降緩やかに回復していくという仮定に基づいている。</p> <p>これらの見積り及び当該見積りに使用された仮定は、将来における経営環境の予測と経営者による主観的な判断を伴い、不確実性が高い領域であり、かつ、繰延税金資産の帳簿価額の金額的重要性も高いことから、当監査法人は当該事項を監査上の主要な検討事項として選定した。</p>	<p>当監査法人は、繰延税金資産の回収可能性を検討するにあたり、主に以下の監査手続を実施した。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「繰延税金資産の回収可能性に関する適用指針」（企業会計基準適用指針第26号）に基づく会社分類について、会社の過去の課税所得の推移や経営環境等を勘案し、その妥当性を評価した。 ・将来減算一時差異及び税務上の繰越欠損金について、将来解消見込年度のスケジュールの合理性を評価した。 ・経営者による将来の課税所得の見積りの基礎となる事業計画の合理性を評価した。事業計画の合理性の評価にあたっては、取締役会で承認された直近の予算との整合性を確認するとともに、過年度の事業計画と実績との乖離分析を実施し、当該要因が将来課税所得の見積りにあたって、適切に考慮されているか検討した。 ・新型コロナウイルス感染症の影響を加味した需要予測と、当該需要が将来回復していくという仮定の合理性を、過去の実績に照らして評価した。 ・将来の課税所得の見積りにおいて重要な仮定となる事業計画における主要な仮定等に対する感応度分析（その変動が将来の課税所得に与える影響金額を評価する分析）を実施し、将来の課税所得の見積りにおいて、不確実性が適切に織り込まれているか検討した。

連結財務諸表に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結財務諸表に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・連結財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・経営者が継続企業を前提として連結財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか

結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結財務諸表の注記事項が適切でない場合は、連結財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。

- ・ 連結財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結財務諸表の表示、構成及び内容、並びに連結財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・ 連結財務諸表に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結財務諸表の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

監査人は、監査等委員会と協議した事項のうち、当連結会計年度の連結財務諸表の監査で特に重要であると判断した事項を監査上の主要な検討事項と決定し、監査報告書において記載する。ただし、法令等により当該事項の公表が禁止されている場合や、極めて限定的ではあるが、監査報告書において報告することにより生じる不利益が公共の利益を上回ると合理的に見込まれるため、監査人が報告すべきでないと判断した場合は、当該事項を記載しない。

< 内部統制監査 >

監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第2項の規定に基づく監査証明を行うため、株式会社力の源ホールディングスの2021年3月31日現在の内部統制報告書について監査を行った。

当監査法人は、株式会社力の源ホールディングスが2021年3月31日現在の財務報告に係る内部統制は有効であると表示した上記の内部統制報告書が、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の評価の基準に準拠して、財務報告に係る内部統制の評価結果について、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の監査の基準に準拠して内部統制監査を行った。財務報告に係る内部統制の監査の基準における当監査法人の責任は、「内部統制監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

内部統制報告書に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、財務報告に係る内部統制を整備及び運用し、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の評価の基準に準拠して内部統制報告書を作成し適正に表示することにある。

監査等委員会の責任は、財務報告に係る内部統制の整備及び運用状況を監視、検証することにある。

なお、財務報告に係る内部統制により財務報告の虚偽の記載を完全には防止又は発見することができない可能性がある。

内部統制監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した内部統制監査に基づいて、内部統制報告書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、内部統制監査報告書において独立の立場から内部統制報告書に対する意見を表明することにある。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 内部統制報告書における財務報告に係る内部統制の評価結果について監査証拠を入手するための監査手続を実施する。内部統制監査の監査手続は、監査人の判断により、財務報告の信頼性に及ぼす影響の重要性に基づいて選択及び適用される。
- ・ 財務報告に係る内部統制の評価範囲、評価手続及び評価結果について経営者が行った記載を含め、全体としての内部統制報告書の表示を検討する。
- ・ 内部統制報告書における財務報告に係る内部統制の評価結果に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、内部統制報告書の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した内部統制監査の範囲とその実施時期、内部統制監査の実施結果、識別した内部統制の開示すべき重要な不備、その是正結果、及び内部統制の監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

-
- (注) 1. 上記は監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社(有価証券報告書提出会社)が別途保管しております。
2. XBRLデータは監査の対象には含まれていません。

独立監査人の監査報告書

2021年6月30日

株式会社力の源ホールディングス

取締役会 御中

三優監査法人
大阪事務所

指定社員 公認会計士 鳥居 陽
業務執行社員

指定社員 公認会計士 西川 賢治
業務執行社員

監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている株式会社力の源ホールディングスの2020年4月1日から2021年3月31日までの第36期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、重要な会計方針、その他の注記及び附属明細表について監査を行った。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社力の源ホールディングスの2021年3月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する事業年度の経営成績を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

強調事項

重要な後発事象に関する注記に記載されているとおり、会社は2021年5月14日開催の取締役会において新株式の発行並びに第三者割当による2021年第1回新株予約権及び2021年第2回新株予約権の発行を決議し、2021年5月31日に払込が完了している。

当該事項は、当監査法人の意見に影響を及ぼすものではない。

監査上の主要な検討事項

監査上の主要な検討事項とは、当事業年度の財務諸表の監査において、監査人が職業的専門家として特に重要であると判断した事項である。監査上の主要な検討事項は、財務諸表全体に対する監査の実施過程及び監査意見の形成において対応した事項であり、当監査法人は、当該事項に対して個別に意見を表明するものではない。

関係会社への投融資の評価	
監査上の主要な検討事項の内容及び決定理由	監査上の対応
<p>当事業年度末現在、会社の貸借対照表に計上されている関係会社株式は1,373,965千円（財務諸表注記（有価証券関係）参照）、関係会社長期貸付金は7,087,406千円であり、合計で8,461,371千円（総資産の91.9%）となっている。当事業年度において、関係会社株式の実質価額の著しい下落に伴い、1,091,203千円の関係会社株式評価損、1,468,694千円の貸倒引当金繰入額を計上している。なお、事業計画に基づき検討した結果、実質価額の回復可能性が認められなかった債務超過の関係会社については、関係会社株式について全額の減損処理を行い、さらに関係会社長期貸付金に対する貸倒引当金として債務超過相当額を計上している。（財務諸表注記（重要な会計上の見積り）参照）</p> <p>会社は有価証券の減損に関する会計方針を定めており、時価を把握することが極めて困難と認められる株式について、純資産持分額を実質価額とし、実質価額が取得原価に比して50%程度以上下回るものの、関係会社等において実行可能で合理的な事業計画があり、回復可能性が十分な証拠をもって裏付けられる場合には、減損処理を行わない方針としている。この方針のもと、会社は各社の実質価額を確認するとともに、事業計画の実行可能性と合理性を、直近の事業計画の達成状況も考慮して検討することにより減損処理の要否を検討している。</p> <p>なお、財務諸表注記（重要な会計上の見積り）に記載のとおり、当事業年度末における関係会社への投融資に係る実質価額の回復可能性の見積りは、新型コロナウイルス感染症の影響による需要の減少が2021年10月以降緩やかに回復していくという仮定に基づいている。</p> <p>これらの見積り及び当該見積りに使用された仮定は、将来における経営環境の予測と経営者による主観的な判断を伴い、不確実性が高い領域であり、かつ、関係会社株式及び関係会社長期貸付金の帳簿価額の金額的重要性も高いことから、当監査法人は当該事項を監査上の主要な検討事項として選定した。</p>	<p>当監査法人は、時価を把握することが極めて困難な関係会社への投融資の評価について主に以下の検討を実施し、その妥当性を評価した。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・有価証券の減損に関する会計方針を確認し、会社の実質価額の算定プロセスや回復可能性の検討プロセスを理解した。 ・会社が実質価額が著しく低い状態にある株式を適切に特定していることの検証を行うため、実質価額が関係会社より入手される財務諸表の純資産持分を基礎として算定されていることを確認のうえ、帳簿価額との比較を行った。 ・実質価額が著しく低い状態で回復可能性が認められない株式については、会計方針に従い評価損が適切に計上されており、さらに債務超過額相当額については貸倒引当金繰入額が適切に計上されていることを確認した。

財務諸表に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての財務諸表に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する財務諸表の注記事項が適切でない場合は、財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた財務諸表の表示、構成及び内容、並びに財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

監査人は、監査等委員会と協議した事項のうち、当事業年度の財務諸表の監査で特に重要であると判断した事項を監査上の主要な検討事項と決定し、監査報告書において記載する。ただし、法令等により当該事項の公表が禁止されている場合や、極めて限定的ではあるが、監査報告書において報告することにより生じる不利益が公共の利益を上回ると合理的に見込まれるため、監査人が報告すべきでないと判断した場合は、当該事項を記載しない。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

(注) 1. 上記は監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社(有価証券報告書提出会社)が別途保管しております。

2. XBRLデータは監査の対象には含まれていません。